雲 仙 市 障 カヾ 者 福 祉 ガ

2023

身体障害者手帳、ヘルプマーク、ヘルプカード、難病患者、福祉医療費支給、自立支援医療費、障害福祉サービス、児童通所サービス、補装具費支給、日常生活用具費支給、障害者相談支援、移動支援、日中一時支援、通学支援、意思疎通支援、自動車運転免許取得費助成、成年後見制度、障害基礎年金、特別障害者手当、心身障害者扶養共済制度、障害者交通費助成、有料道路料金割引、おもいやり駐車場制度、駐車禁止除外措置、身体・聴覚障害者標識、障害者職場実習促進 etc...



🦀 雲仙市健康福祉部福祉課

雲仙市健康福祉部 (雲仙市福祉事務所)

(共通) 〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582 番地

- (◇)健康福祉部 福祉課 (班構成:総務高齢班、介護予防班、障がい班)TEL:0957-47-7871 / FAX:0957-36-8900
- (◆)健康福祉部 子ども支援課 (班構成:子育て支援班、子ども健康班) TEL:0957-47-7874 / FAX:0957-36-8900
- (◇) 健康福祉部 保護課 (班構成:保護班) TEL:0957-47-7875 / FAX:0957-36-8900
- (◆)健康福祉部 健康づくり課 (班構成:健康推進班) TEL:0957-47-7876 / FAX:0957-36-8900

雲仙市役所 各種手続き受付部署

- (◇) 地域振興部 国見総合支所 地域振興課 (班構成:地域振興班) 〒859-1392 雲仙市国見町土黒甲 | 100 番地 TEL: 0957-78-2111 / FAX: 0957-78-3282
- (◆)地域振興部 瑞穂総合支所 地域振興課 (班構成:地域振興班) 〒859-1292 雲仙市瑞穂町西郷辛 1285 番地 TEL:0957-77-2111 / FAX:0957-77-2116
- (◇) 地域振興部 総合窓口課 (班構成:総合窓口班、保険年金班) 〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714 番地 TEL:0957-47-7806 / FAX:0957-38-2755
- (◆)財務部 税務課 (班構成:国保市民税班、固定資産税班) 〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714 番地 TEL:0957-47-7795 / FAX:0957-38-2755
- (◇) 地域振興部 愛野総合支所 地域振興課 (班構成:地域振興班) 〒854-0302 雲仙市愛野町乙 526 番地 | TEL:0957-36-2111 / FAX:0957-36-1054
- (◆) 地域振興部 千々石総合支所 地域振興課 (班構成:地域振興班) 〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582 番地 TEL:0957-37-20011 / FAX:0957-37-2639
- (◇) 地域振興部 小浜総合支所 地域振興課 (班構成:地域振興班) 〒854-0592 雲仙市小浜町北本町 | 4 番地 TEL: 0957-74-2| | ✓ FAX: 0957-74-5249
- (◆) 地域振興部 南串山総合支所 地域振興課 (班構成:地域振興班) 〒854-0703 雲仙市南串山町丙 10538 番地 4 TEL:0957-88-3111 / FAX:0957-88-3870

もくじ

	1. 手	帳	
(2) (3) (\$) (4) (5)	身体障害者手帳・・・・・・・・ 療育手帳・・・・・・・・・・・・・ 精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・ 手帳をお持ちの方へのお知らせ・・・・ ヘルプマーク・・・・・・・・・・・ ヘルプカード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· · (5) · · (6) · · (7) · · (8) · · (9) · · (I 0) · · (I I)
	2. 医	療	
(1) (2) (3) (4)			· · (5) · · (6) · · (7) · · (8)
	3. 障害福祉サービス・	児童通所サービス	////
(2)	障害福祉サービス・児童通所サービス費 高額障害福祉サービス等給付費等による 介護保険サービスの利用負担の軽減・・		· · (19) · · (24) · · (25)
	4. 補装具、日常生活用	具、家族介護用品	////
(2) (3) (4)	補装具費の支給・・・・・・・・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事 日常生活用具費の給付・・・・・・・ 人工内耳体外機給付事業・・・・・・ 家族介護用品(紙おむつ等の助成券)・		· · (26) · · (31) · · (32) · · (42) · · (43)

5. 地域生活支援事業

(2) (3) (4)	障害者相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・(4 地域活動支援センター・・・・・・・・・・・・・(4 日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・(4 移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・(4	44) 45) 45)
(7) (8) (9) (10)	通学支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(4雲仙市障害者地域生活支援拠点事業・・・・・・・・・(4自発的活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47) 48) 48) 49)
(12)	自動車改造費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5	5 1)
(1)	成年後見制度について・・・・・・・・・・・・・(5	52)
	7. 年金と手当	
(2) (3) (4) (5) (6)	障害基礎年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5	5 4) 5 5) 5 5) 5 6) 5 7)
(2) (3) (4) (5) (6)	障害基礎年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5 特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5 障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5 経過的福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5 児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5 特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5	5 4) 5 5) 5 5) 5 6) 5 7)

(7)おもいやり駐車場制度(旧パーキング・パーミット制度)・・・・・(70)
(8)駐車禁止除外措置・・・・・・・・・・・・・・・・(71)
(9)身体・聴覚障害者標識・・・・・・・・・・・・・・・(71)
(10) 携帯電話基本料金使用料等の割引・・・・・・・・・・・(72)
(II) NHK放送受信料の免除・・・・・・・・・・・・・・(72)
9. 税の控除や減免
(1)所得税、市県民税、相続税・・・・・・・・・・・・・・(74) (2)自動車税、軽自動車税・・・・・・・・・・・・・・・(74)
(2)自動車税、軽自動車税・・・・・・・・・・・・・・(74)
IO. 資金の貸付
() 生活福祉資金貸付制度・・・・・・・・・・・・・・・(77)
(2) 福祉資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・(78)
(2) 個世頁並負的事業 (70)
1.1. 豆田促进
I I. 雇用促進
I I. 雇用促進
I 雇用促進 (I) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・(7.9)
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・(79)
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・(79)
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・(79)
(I) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・(79) (2) 雲仙市障害者職場実習促進事業・・・・・・・・・・・(79)
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(79) (2) 雲仙市障害者職場実習促進事業・・・・・・・・・・・・・(79)
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(79) (2) 雲仙市障害者職場実習促進事業・・・・・・・・・・・・・(79)
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(79) (2) 雲仙市障害者職場実習促進事業・・・・・・・・・・・・・(79)
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・(79) (2) 雲仙市障害者職場実習促進事業・・・・・(79) 12. 福祉施設
(1) 就職に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・(79) (2) 雲仙市障害者職場実習促進事業・・・・・・・・・(79) 12. 福祉施設

| 4. 保健福祉の総合相談

(◆)民生委員児童委員・・・・・・・・・・・・・・・・・(97)(◇)身体障害者相談員、知的障害者相談員・・・・・・・・・・(97)
15. 官公庁の相談窓口
 (◆) 社会福祉全般に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
障害者福祉団体に加入されませんか
(◇) 雲仙市身体障害者福祉協会・・・・・・・・・・・・・・・(0 4)(◆) 雲仙市手をつなぐ育成会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1)身体障害者手帳

※8ページの「手帳をお持ちの方へのお知らせ」 も併せてご覧ください。

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

身体障害者手帳の交付を受けられる方は、 身体の視覚(目)、聴覚・平衡(耳)、音声・

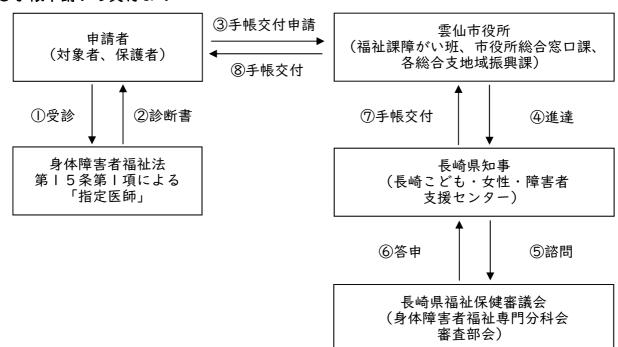
言語(のど)、肢体(手·足)、心臓、呼吸器(肺)、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫の機能に障がいがある方で、県知事の認定を受けた方です。

障がいの程度、等級(I級~6級)を認定し、各種の援助やその他の援護措置(税の減免、運賃の割引等)を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

○手帳取得の申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳交付申請書 (2) 指定医師の診断書、各障害の所見
- (3) 顔写真 I 枚 (たて4cmxよこ3cm) ※家庭用プリンター印刷写真は不可
- (4) マイナンバー制度関係(個人番号カードまたは個人番号通知カード)
- (5) 申請者の身元確認ができるもの(個人番号カード、免許証、保険証等)
- ※写真は、申請書に貼らずに写真の裏面に氏名を記入してください。
- ※代理人の場合は代理人の身元が確認できるものが必要です。
- ※申請書、診断書、所見の用紙は、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支 所地域振興課にあります。

○手帳申請から交付まで



(2)療育手帳

※8ページの「手帳をお持ちの方へのお知らせ」 も併せてご覧ください。

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

療育手帳の交付を受けられる方は、知的機 能の障がいが発達期(おおむね | 8歳まで)

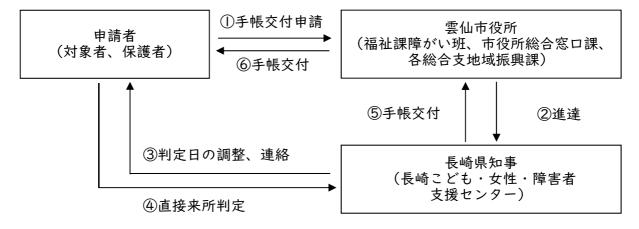
にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある方で、県知事の認定を受けた方です。

障がいの程度、等級(最重度「AI」、重度「A2」、中度「BI」、軽度「B2」)を認定し、各種の援助やその他の援護措置(税の減免、運賃の割引等)を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

○手帳取得の申請に必要なもの

- (I)療育手帳交付申請書 (2)療育手帳交付・再判定時調査票
- (3) 顔写真 I 枚(たて4cmxよこ3cm)※家庭用プリンター印刷写真は不可
- (4) マイナンバー制度関係(個人番号カードまたは個人番号通知カード)
- (5) 申請者の身元確認ができるもの(個人番号カード、免許証、保険証等)
- ※写真は、申請書に貼らずに写真の裏面に氏名を記入してください。
- ※代理人の場合は代理人の身元が確認できるものが必要です。
- ※申請書、調査票の用紙は、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域 振興課にあります。

○手帳申請から交付まで



(3)精神障害者保健福祉手帳

※8ページの「手帳をお持ちの方へのお知らせ」も併せてご覧ください。

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる方は、精神障がいのため長期にわたり日常

生活や社会生活への障がいがある方で、県知事の認定を受けた方です。

病名でいうと、統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、 器質性精神病、その他の精神疾患ですが、知的障がいは含まれません。

障がいの程度、等級(I級~3級)を認定し、各種の援助やその他の援護措置(税の減免、運賃の割引等)を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

○手帳取得の申請に必要なもの

- (1)精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- (<u>2</u>) 主治医の診断書(※最新の障害年金(種類:精神障害)の証書の写しまたは 年金振込通知書等があれば診断書は不要です。)
- (3) 顔写真 I 枚(たて4cmxよこ3cm)※家庭用プリンター印刷写真は不可
- (4)マイナンバー制度関係(個人番号カード又は個人番号通知カード)
- (5) 申請者の身元確認ができるもの(個人番号カード、免許証、保険証等)
- ※写真は、申請書に貼らずに写真の裏面に氏名及び生年月日を記入してください。
- ※手帳台紙への写真貼付を希望しない場合は、顔写真は不要です。なお、写真を貼付しない場合は、民間の援護措置の適用が受けられない場合があります。
- ※代理人の場合は、代理人の身元が確認できるものが必要です。
- ※申請書、診断書の用紙は、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域 振興課にあります。

○手帳更新

- ・手帳の有効期限は、2年です。(有効期限後2年間は更新手続きができます。)
- ・更新手続きに基づき、障がいの状態を再認定したうえで更新されます。
- ・更新手続きは、有効期限の3か月前からできます。(※案内通知はありません。)
- ・更新は1~2か月ほどかかりますので、お早めに手続きください。

○手帳申請から交付まで

申請者 (対象者、保護者)

①手帳交付申請 ②手帳交付

②手帳交付

③手帳交付

③手帳交付

②進達

長崎県知事 (長崎こども・女性・障害者 支援センター)

手帳をお持ちの方へのお知らせ

下記の場合は、お近くの市役所窓口にて 必ず手続きを行ってください!

I. 一部の障がいが無くなったとき

【必要なもの】 手帳+顔写真 | 枚+マイナンバーがわかるもの

2. 全部の障がいが無くなったとき

【必要なもの】 手帳+マイナンバーがわかるもの

3. 障がいの程度が変わったとき

【必要なもの】 手帳+各手帳取得の申請に必要なもの(※)

※)身体障害者手帳:5ページ参照 / 療育手帳:6ページ参照 / 精神障害者健康福祉手帳:7ページ参照

4. 次の判定月に近付いたとき(身体障害者手帳・療育手帳)

【必要なもの】 手帳+各手帳取得の申請に必要なもの(※)

※)身体障害者手帳:5ページ参照 / 療育手帳:6ページ参照

5. 有効期限が近付いたとき(精神障害者保健福祉手帳) (※有効期限後2年間は更新手続きができます)

【必要なもの】 手帳+各手帳取得の申請に必要なもの(※)

※) 精神障害者健康福祉手帳: 7ページ参照

6. 住所・氏名が変わったとき

【必要なもの】 手帳+マイナンバーがわかるもの

7. 保護者が変わったとき(身体障害者手帳・療育手帳)

【必要なもの】 手帳+マイナンバーがわかるもの

8. 手帳を紛失したとき

【必要なもの】 顔写真 | 枚+マイナンバーがわかるもの

9. 手帳を破損したとき

【必要なもの】 破損した手帳+顔写真I枚+マイナンバーがわかるもの

Ⅰ0. 死亡したとき

【必要なもの】 手帳+マイナンバーがわかるもの

※顔写真は「たて4cm×よこ3cm」のものに限ります。※家庭用プリンター印刷写真は不可

(4) ヘルプマーク

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、または難病の方な

ど、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、身につけること で、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

本県でも平成30年6月から交付していますので、ヘルプマークを身につけている方を見かけた場合は、電車内で席を譲ったり、困っていると思われる時は、声をかけるなどの援助や配慮をお願いします。

〇配布対象

- ・義足や人工関節を使用している方、身体障害、精神障害、知的障害、発達障害、内部障害のある方、難病の方、妊娠初期の方などの外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方や、外見から援助や配慮を必要としていることがわかる方のうちマークの配布を希望する方(障害者手帳の有無は問いません)
- ・県内在住の方(原則として、各市町に住所を有する方)

〇使用方法

- ・ストラップを利用して、鞄等につけて使用します。
- ・常時着用する、必要な時に着用する等用途に応じて使用してください。



【形態】 「ヘルプマーク」は、カード本体、吊り下げ バンド、裏面貼付用シールの3点が | セット として梱包されています。

【吊り下げバンド】 縦 224mm × 横 I mm

【裏面貼付用シール】 縦 69.5mm × 横 43.5mm

(5) ヘルプカード

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

ヘルプカードは、障がいのある方等が困ったときに助けを求めるためのものです。

「手助けが必要な人」と「手助けができる人」を結ぶカードです。

障がいがある人の中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。 支援が必要なのに、「コミュニケーションに障がいがあってもそのことを伝えられない 人」、「困っていることそのものを自覚していない人」もいます。特に、災害時には、困 りごとが増えることが想定されます。

一方、地域の人からは、何かあったとき、「どう支援したらよいかわからない」「障がいのことがわからない」「困っているのでは?と気になるけれど、誰にその人のことを聞いたらよいかわからない」という声があります。

何かきっかけさえあれば、両者がつながることができます。ヘルプカードは、そのきっかけをつくるものです。

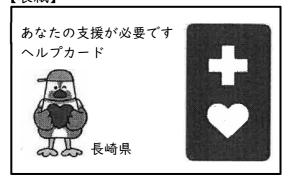
〇配布対象

・周囲から支援が必要なときに、ヘルプカードを利用したい方。 (障害者手帳の有無は問いません。)

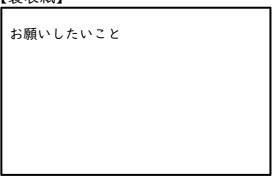
〇使用方法

・災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などにヘルプカードを提示し、 手助けを求めることができます。

【表紙】



【裏表紙】



【 | ページ目】

ふりがな 名 前					29
住 所	+:			F2	
生年月日	年	月	B	血液型	型
障害名病名					

【2ページ目】

TEL		- 1	主治	医(.)
かかりつけ医療	寮機関		. ×	12	
緊急連絡先	-	-	_	(-)
連絡先) -	3)	_	()

(6) 難病患者等(障がい者の範囲の拡大)

? 問合せ先

県南保健所

障害者総合支援法の対象疾病

TEL:0957-62-3289 ※難病認定の手続きのみ

平成25年4月から障害者総合支援法が施 行され、障がい者の範囲に難病患者等の方が

追加され、対象となる方々は必要と認められたサービスの申請や用具の給付ができるようになりました。

令和5年4月現在(366疾病)

告示

-		1 ,,
	障害者総合支援法の対象疾病	告示
	≪難病法上の指定難病名≫	番号
あ	アイカルディ症候群	135
	アイザックス症候群	119
_	IgA腎症	66
_	I g G 4 関連疾患	300
-	亜急性硬化性全脳炎	24
	アジソン病	83
L	アッシャー症候群	303
_	アトピー性脊髄炎	116
_	アペール症候群	182
	アミロイドーシス	_
	《全身性アミロイドーシス》	«28»
	アラジール症候群	297
	アルポート症候群	218
	アレキサンダー病	131
L	アンジェルマン症候群	201
	アントレー・ビクスラー症候群	184
ι,	イソ吉草酸血症	247
L	一次性ネフローゼ症候群	222
L	一次性膜性增殖性糸球体腎炎	223
L	I p36 欠失症候群	197
	遺伝性自己炎症疾患	325
	遺伝性ジストニア	120
	遺伝性周期性四肢麻痺	115
	遺伝性膵炎	298
	遺伝性鉄芽球性貧血	286
う	ウィーバー症候群	175
	ウィリアムズ症候群	179
	ウィルソン病	171
	ウエスト症候群	145
	ウェルナー症候群	191
	ウォルフラム症候群	233
	ウルリッヒ病	29
え	HTLV-I関連脊髄症	26
	ATR-X症候群	180
	ADH分泌異常症	-
	《下垂体性 ADH 分泌異常症》	≪72≫
	エーラス・ダンロス症候群	168
	エプスタイン症候群	287
	エプスタイン病	217
	エマヌエル症候群	204
	遠位型ミオパチー	30
	円錐角膜	_
お	黄色靭帯骨化症	68
	黄斑ジストロフィー	301
	大田原症候群	146

	≪難病法上の指定難病名≫	番号
お	オクシピタル・ホーン症候群	170
	オスラー病	227
か	カーニー複合	232
	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	141
	潰瘍性大腸炎	97
	下垂体前葉機能低下症	78
	家族性地中海熱	266
	家族性低βリポタンパク血症 I(ホモ接合体)	336
	家族性良性慢性天疱瘡	161
	カナバン病	307
	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ア クネ症候群	269
	歌舞伎症候群	187
	ガラクトース - I - リン酸ウリジルトラ ンスフェラーゼ欠損症	258
	カルニチン回路異常症	316
	加齢黄斑変性 ○	_
	肝型糖原病	257
	間質性膀胱炎(ハンナ型)	226
	環状 20 番染色体症候群	150
	関節リウマチ	_
	≪悪性関節リウマチ≫	≪46≫
	完全大血管転位症	209
	完全大血管転位症 眼皮膚白皮症	209 164
き	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症	
き	眼皮膚白皮症	164
き	眼皮膚白皮症偽性副甲状腺機能低下症ギャロウェイ・モワト症候群急性壊死性脳症	164 236
き	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群	164 236
き	眼皮膚白皮症偽性副甲状腺機能低下症ギャロウェイ・モワト症候群急性壊死性脳症	164 236
か	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症急性網膜壊死	164 236 219 —
き	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	164 236 219 — — —
せ	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	164 236 219 — — — 1 220 271 41
き	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変)	164 236 219 - - 1 220 271 41 279
き	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動静脈奇形(頚部額面又は四肢病変)	164 236 219 - - 1 220 271 41 279 280
せ	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	164 236 219 - - 1 220 271 41 279 280 100
き	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 ○ 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変)	164 236 219 - - 1 220 271 41 279 280 100 278
き	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変) 筋萎縮性側素硬化症	164 236 219 - - 1 220 271 41 279 280 100 278 2
き	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変) 筋萎縮性側索硬化症 筋型糖原病	164 236 219 - - 1 220 271 41 279 280 100 278 2
	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 ③性網膜壊死 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動静脈奇形(頚部即腔咽頭びまん性病変) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変) 筋萎縮性側素硬化症 筋型糖原病 筋ジストロフィー	164 236 219 - - 1 220 271 41 279 280 100 278 2 256 113
*	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動静脈奇形(頚部飼面又は四肢病変) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変) 筋萎縮性側素硬化症 筋型糖原病 筋ジストロフィー クッシング病	164 236 219 - - 1 220 271 41 279 280 100 278 2 256 113 75
	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 ○ 球脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変) 巨大静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変) 筋萎縮性側索硬化症 筋型糖原病 筋ジストロフィー クッシング病 クリオピリン関連周期熱症候群	164 236 219 - - 1 220 271 41 279 280 100 278 2 256 113
	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 动脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変) 筋萎縮性側索硬化症 筋型糖原病 筋ジストロフィー クッシング病 クリオピリン関連周期熱症候群 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症 候群	164 236 219 - - 1 220 271 41 279 280 100 278 2 256 113 75
	眼皮膚白皮症 偽性副甲状腺機能低下症 ギャロウェイ・モワト症候群 急性壊死性脳症 急性網膜壊死 动脊髄性筋萎縮症 急速進行性糸球体腎炎 強直性脊椎炎 巨細胞性動脈炎 巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病変) 巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変) 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 巨大リンパ管奇形(頚部顔面病変) 筋萎縮性側索硬化症 筋型糖原病 筋ジストロフィー クッシング病 クリオピリン関連周期熱症候群 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症	164 236 219 - - 1 220 271 41 279 280 100 278 2 256 113 75

Ì	障害者総合支援法の対象疾病	告示
	≪難病法上の指定難病名≫	番号
<	グルコーストランスポーター 欠損症	248
	グルタル酸血症 型	249
	グルタル酸血症2型	250
	クロウ・深瀬症候群	16
	クローン病	96
	クロンカイト・カナダ症候群	289
け	痙攣重積型(二相性)急性脳症	129
	結節性硬化症	158
	結節性多発動脈炎	42
	血栓性血小板減少性紫斑病	64
	限局性皮質異形成	137
	原発性局所多汗症 〇	_
	原発性硬化性胆管炎	94
	原発性高脂血症	74
		~ FG.\\
	《家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)》	«79»
	≪原発性高カイロミクロン血症≫	«262»
	原発性側索硬化症	4
	原発性胆汁性胆管炎	93
	原発性免疫不全症候群	65
	顕微鏡的大腸炎	_
	顕微鏡的多発血管炎	43
2	高IgD症候群	267
	向 1 g D 症候杆 好酸球性消化管疾患	98
	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	45
	好酸球性副鼻腔炎	306
	抗糸球体基底膜腎炎	221
	後縦靭帯骨化症	69
	甲状腺ホルモン不応症	80
	拘束型心筋症	59
	高チロシン血症 I 型	241
	高チロシン血症2型	242
	高チロシン血症3型	243
	後天性赤芽球癆	283
	広範脊柱管狭窄症 	70
	膠様滴状角膜ジストロフィー	332
	抗リン脂質抗体症候群	_
	≪原発性抗リン脂質抗体症候群≫	≪48≫
	コケイン症候群	192
l		
	コステロ症候群	104
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	骨形成不全症	104
	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○	104
	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 〇 骨髄線維症	104
	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症	104 274 — — —
	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》	104 274 - - - «76»
	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群	104 274 - - - «76» 199
	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群	104 274 - - - «76»
	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群	104 274 - - - «76» 199
	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群	104 274 - - - «76» 199 185
さ	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群	104 274 - - - «76» 199 185 176
さ	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病 鰓耳腎症候群	104 274 - - «76» 199 185 176 52
さ	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病 鰓耳腎症候群 再生不良性貧血	104 274 - - «76» 199 185 176 52 190
さ	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病 鰓耳腎症候群 再生不良性貧血 サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○	104 274 - - «76» 199 185 176 52 190 60
t	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5 p 欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病 鰓耳腎症候群 再生不良性貧血 サイトメガロウィルス角膜内皮炎 再発性多発軟骨炎	104 274 - - «76» 199 185 176 52 190 60 - 55
**	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 可サドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病 鰓耳腎症候群 再生不良性貧血 サイトメガロウィルス角膜内皮炎 再発性多発軟骨炎 左心低形成症候群	104 274 - - «76» 199 185 176 52 190 60 - 55 211
さ	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 一間線維症 ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病 鰓耳腎症候群 再生不良性貧血 サイトメガロウィルス角膜内皮炎 再発性多発軟骨炎 左心低形成症候群 サルコイドーシス	104 274 - - «76» 199 185 176 52 190 60 - 55 211 84
さ	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病 鰓耳腎症候群 再生不良性貧血 サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○ 再発性多発軟骨炎 左心低形成症候群 サルコイドーシス 三尖弁閉鎖症	104 274 - - «76» 199 185 176 52 190 60 - 55 211 84 212
さ	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 一間線維症 ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病 鰓耳腎症候群 再生不良性貧血 サイトメガロウィルス角膜内皮炎 再発性多発軟骨炎 左心低形成症候群 サルコイドーシス	104 274 - - «76» 199 185 176 52 190 60 - 55 211 84
さし	骨形成不全症 骨髄異形成症候群 ○ 骨髄線維症 ○ ゴナドトロピン分泌亢進症 《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》 5p欠失症候群 コフィン・シリス症候群 コフィン・ローリー症候群 混合性結合組織病 鰓耳腎症候群 再生不良性貧血 サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○ 再発性多発軟骨炎 左心低形成症候群 サルコイドーシス 三尖弁閉鎖症	104 274 - - «76» 199 185 176 52 190 60 - 55 211 84 212

_		
	障害者総合支援法の対象疾病	告示
	≪難病法上の指定難病名≫	番号
l	色素性乾皮症	159
	自己貪食空胞性ミオパチー	32
	自己免疫性肝炎	95
	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288
	自己免疫性溶血性貧血	61
	四肢形成不全	-
		260
	シトステロール血症	260
	シトリン欠損症	318
	紫斑病性腎炎	224
	脂肪萎縮症	265
	若年性特発性関節炎	107
	若年性肺気腫	_
	《αΙ-アンチトリプシン欠乏症》	≪231≫
	シャルコー・マリー・トゥース病	10
	重症筋無力症	11
	修正大血管転位症	208
	ジュベール症候群関連疾患	177
	シュワルツ・ヤンペル症候群	33
	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんか	154
	ん性脳症	
	神経細胞移動異常症	138
	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝	125
	性びまん性白質脳症	123
	神経線維腫症	34
	神経フェリチン症	121
	神経有棘赤血球症	9
	進行性核上性麻痺	5
	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	338
	進行性骨化性線維異形成症	272
	進行性多巣性白質脳症	25
	進行性白質脳症	308
	進行性ミオクローヌスてんかん	309
	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214
	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	213
す	スタージ・ウェーバー症候群	157
	スティーヴンス・ジョンソン症候群	38
	スミス・マギニス症候群	202
	スモン	_
せ	脆弱×症候群	206
۳.		
	脆弱×症候群関連疾患	205
	成人スチル病	54
	成長ホルモン分泌亢進症	_
	《下垂体性成長ホルモン分泌亢進症》	≪77≫
	脊髄空洞症	117
	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	18
	脊髄髄膜瘤	118
	脊髄性筋萎縮症	3
	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	319
	前眼部形成異常	328
	全身性エリテマトーデス	49
	全身性強皮症	51
	先天異常症候群	310
	先天性横隔膜ヘルニア	294
	先天性核上性球麻痺	132
	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	330
	先天性魚鱗癬	160
	先天性筋無力症候群	12
	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	320
	/5/(上/ /=//ww///// W1//I W(WII)八浪症	320

	障害者総合支援法の対象疾病	告示
	≪難病法上の指定難病名≫	番号
せ	先天性三尖弁狭窄症	311
	先天性腎性尿崩症	225
	先天性赤血球形成異常性貧血	282
	先天性僧帽弁狭窄症	312
	先天性大脳白質形成不全症	139
	先天性肺静脈狭窄症	313
	先天性風疹症候群 〇	_
	先天性副腎低形成症	82
	先天性副腎皮質酵素欠損症	81
	先天性ミオパチー	111
	先天性無痛無汗症	130
	先天性葉酸吸収不全	253
	前頭側頭葉変性症	127
そ	早期ミオクロニー脳症	147
	総動脈幹遺残症	207
	総排泄腔遺残	293
	総排泄腔外反症	292
		1
+	ソトス症候群	194
た	ダイアモンド・ブラックファン貧血	284
	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	200
	大脳皮質基底核変性症	7
	大理石骨病	326
	ダウン症候群 〇	
	高安動脈炎	40
	多系統萎縮症	17
	タナトフォリック骨異形成症	275
	多発血管炎性肉芽腫症	44
	多発性硬化症/視神経脊髄炎	13
	多発性軟骨性外骨腫症 〇	_
	多発性囊胞腎	67
	多発性囊胞腎 多脾症候群	188
	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病	188 261
	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症	188 261 210
	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫	188 261
	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群	188 261 210 166 —
	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 〇 胆道閉鎖症	188 261 210 166 - 296
5	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ○ 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫	188 261 210 166 —
5	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 〇 胆道閉鎖症	188 261 210 166 — 296
5	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ○ 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫	188 261 210 166 — 296 305
5	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 〇 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群	188 261 210 166 — 296 305 105
5	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ○ 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	188 261 210 166 - 296 305 105 134
5	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ○ 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症	188 261 210 166 - 296 305 105 134 39
	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ○ 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症	188 261 210 166 - 296 305 105 134 39
	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ○ 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH 分泌亢進症	188 261 210 166 - 296 305 105 134 39 101
	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ○ 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH 分泌亢進症 ≪下垂体性 TSH 分泌亢進症≫	188 261 210 166 - 296 305 105 134 39 101 - «73»
	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ○ 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH 分泌亢進症 ≪下垂体性 TSH 分泌亢進症≫ TNF 受容体関連周期性症候群	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108
	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35
7	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ・ 回道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 ・ 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 ・ 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 ・ TSH 分泌亢進症 《下垂体性 TSH 分泌亢進症》 ・ TNF 受容体関連周期性症候群 ・ 低ホスファターゼ症 ・ 天疱瘡	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172
7	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ・ ○ 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 ・ 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 ・ 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH 分泌亢進症 《下垂体性 TSH 分泌亢進症》 TNF 受容体関連周期性症候群 低ホスファターゼ症 天疱瘡 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35
7	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ○ 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH 分泌亢進症 ≪下垂体性 TSH 分泌亢進症≫ TNF 受容体関連周期性症候群 低ホスファターゼ症 天疱瘡 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35
7	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ・ 回道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 ・ 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中 帯視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中 毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH分泌亢進症 《下垂体性 TSH分泌亢進症》 TNF 受容体関連周期性症候群 低ホスファターゼ症 天疱瘡 ・ 素頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 特発性拡張型心筋症 特発性間質性肺炎	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35 123 57
7	多発性嚢胞腎 多牌症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH 分泌亢進症 《下垂体性 TSH 分泌亢進症》 TNF 受容体関連周期性症候群 低ホスファターゼ症 天疱瘡 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 特発性拡張型心筋症 特発性拡張型心筋症 特発性拡張型心筋症 特発性基底核石灰化症	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35 123 57 85
7	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35 123 57 85 27 63
7	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35 123 57 85 27
7	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 ・ 回道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 ・ 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH分泌亢進症 《下垂体性 TSH分泌亢進症》 TNF 受容体関連周期性症候群 低ホスファターゼ症 天疱瘡 ・ 素頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 特発性拡張型心筋症 特発性直質性肺炎 特発性基底核石灰化症 特発性血小板減少性紫斑病 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35 123 57 85 27 63 327
7	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH分泌亢進症 《下垂体性 TSH分泌亢進症》 TNF 受容体関連周期性症候群 低ホスファターゼ症 天疱瘡 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 特発性拡張型心筋症 特発性拡張型心筋症 特発性直性肺炎 特発性直栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。) 特発性後天性全身性無汗症	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35 123 57 85 27 63 327
7	多発性嚢胞腎 多牌症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH 分泌亢進症 《下垂体性 TSH 分泌亢進症》 TNF 受容体関連周期性症候群 低ホスファターゼ症 天疱瘡 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 特発性拡張型心筋症 特発性拡張型心筋症 特発性拡張型心筋症 特発性基底核石灰化症 特発性血小板減少性紫斑病 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。) 特発性後天性全身性無汗症 特発性大腿骨頭壊死症	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35 123 57 85 27 63 327
7	多発性嚢胞腎 多脾症候群 タンジール病 単心室症 弾性線維性仮性黄色腫 短腸症候群 胆道閉鎖症 遅発性内リンパ水腫 チャージ症候群 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 中毒性表皮壊死症 腸管神経節細胞僅少症 TSH分泌亢進症 《下垂体性 TSH分泌亢進症》 TNF 受容体関連周期性症候群 低ホスファターゼ症 天疱瘡 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 特発性拡張型心筋症 特発性拡張型心筋症 特発性直性肺炎 特発性直栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。) 特発性後天性全身性無汗症	188 261 210 166 296 305 105 134 39 101 «73» 108 172 35 123 57 85 27 63 327

	障害者総合支援法の対象疾病	告示
	≪難病法上の指定難病名≫	番号
と	特発性両側性感音難聴	_
	《若年発症型両側性感音難聴》	≪304≫
	突発性難聴 〇	_
	ドラベ症候群	140
な	中條・西村症候群	268
0.	那須・ハコラ病	174
	軟骨無形成症	276
	0.000	
	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	153
に	22q11.2 欠失症候群	203
	乳幼児肝巨大血管腫	295
	尿素サイクル異常症	251
を	ヌーナン症候群	195
ね	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)	215
	/LMXIB 関連腎症	315
	ネフロン癆	335
の	脳クレアチン欠乏症候群	334
· /	脳腱黄色腫症	263
	脳表へモジデリン沈着症	122
	膿疱性乾癬	_
	≪膿疱性乾癬(汎発型)≫	≪37≫
	囊胞性線維症	299
は	パーキンソン病	6
	バージャー病	47
	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	87
	肺動脈性肺高血圧症	86
	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	229
	肺胞低換気症候群	230
	ハッチンソン・ギルフォード症候群	333
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	~ .
	バッド・キアリ症候群	91
	ハンチントン病	91 8
	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症	8 –
ひ	ハンチントン病	+
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症	8 –
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 〇 PCDH19 関連症候群	8 - 152
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 ○ PCDHI9 関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症	8 - 152 321
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群	8 - 152 321 165 114
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 ○ PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体	8 - 152 321 165
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 ○ PCDHI9 関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症	8 - 152 321 165 114
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 ○ PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症	8 - 152 321 165 114 124 58
To	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	8 - 152 321 165 114 124 58 239
₩.	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238
To	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 ○ PCDH19関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314
<i>V</i>	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 ○ PCDHI9 関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 ○ PCDH19関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314
To	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 ○ PCDHI9 関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128
To	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDH19関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109
<i>v</i>	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 ○ PCDH19関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 に対しているのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、はいるのでは、いるのでは、はいるのでは、いるのでは	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290 50 -
TO TO	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 に満低換気症候群 表皮水疱症	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290
TO TO	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDH19関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 肥満低換気症候群 表皮水疱症 ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290 50 -
	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 肥満低換気症候群 表皮水疱症 ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小 腸型)	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290 50 - - 36 291
ひ	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 肥満低換気症候群 表皮水疱症 ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型) VATER 症候群	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290 50 - - 36 291 173
	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 肥満低換気症候群 表皮水疱症 ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型) VATER 症候群 ファイファー症候群	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290 50 - - 36 291 173 183
	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 肥満低換気症候群 表皮水疱症 ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型) VATER 症候群	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290 50 - - 36 291 173
	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 肥満低換気症候群 表皮水疱症 ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型) VATER 症候群 ファイファー症候群	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290 50 - - 36 291 173 183
	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 肥満低換気症候群 表皮水疱症 ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小 腸型) VATER 症候群 ファイファー症候群 ファロー四徴症	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290 50 - - 36 291 173 183 215
	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 肥満低換気症候群 とルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型) VATER 症候群 ファイファー症候群 ファロー四徴症 ファンコニ貧血 封入体筋炎	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290 50 - - 36 291 173 183 215 285
	ハンチントン病 汎発性特発性骨増殖症 PCDHI9関連症候群 非ケトーシス型高グリシン血症 肥厚性皮膚骨膜症 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症 肥大型心筋症 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 左肺動脈右肺動脈起始症 ビッカースタッフ脳幹脳炎 非典型溶血性尿毒症症候群 非特異性多発性小腸潰瘍症 皮膚筋炎/多発性筋炎 びまん性汎細気管支炎 肥満低換気症候群 表皮水疱症 ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型) VATER 症候群 ファイファー症候群 ファロー四徴症 ファンコニ貧血	8 - 152 321 165 114 124 58 239 238 314 128 109 290 50 - - 36 291 173 183 215 285 15

	障害者総合支援法の対象疾病	告示
	≪難病法上の指定難病名≫	番号
<i>`</i> 3`	副甲状腺機能低下症	235
	副腎白質ジストロフィー	20
	副腎皮質刺激ホルモン不応症	237
	ブラウ症候群	110
	プラダー・ウィリ症候群	193
	プリオン病	23
	プロピオン酸血症	245
	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)	_
	《下垂体性 PRL 分泌亢進症》	≪74≫
^	閉塞性細気管支炎	228
	β - ケトチオラーゼ欠損症	322
	ベーチェット病	56
	ベスレムミオパチー	31
	ヘパリン起因性血小板減少症 〇	_
	ヘモクロマトーシス 〇	_
	ペリー症候群	126
	ペルーシド角膜辺縁変性症 〇	_
	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロ	234
	フィーを除く。)	
	片側巨脳症	136
	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	149
ほ	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	323
	発作性夜間ヘモグロビン尿症	62
	ホモシスチン尿症	337
	ポルフィリン症	254
ま	マリネスコ・シェーグレン症候群	112
	マルファン症候群	167
	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性	14
	運動ニューロパチー	, ,
	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	88
	慢性再発性多発性骨髄炎	270
	慢性膵炎	_
	慢性特発性偽性腸閉塞症	99
み	ミオクロニー欠神てんかん	142
	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	143
	ミトコンドリア病	21

		•
	障害者総合支援法の対象疾病	告示
	≪難病法上の指定難病名≫	番号
む	無虹彩症	329
	無脾症候群	189
	無βリポタンパク血症	264
め	メープルシロップ尿症	244
	メチルグルタコン酸尿症	324
	メチルマロン酸血症	246
	メビウス症候群	133
	メンケス病	169
ŧ	網膜色素変性症	90
	もやもや病	22
	モワット・ウイルソン症候群	178
ゃ	薬剤性過敏症症候群 〇	_
	ヤング・シンプソン症候群	196
ゆ	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 〇	_
	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	148
ょ	4p 欠失症候群	198
ら	ライソゾーム病	19
	ラスムッセン脳炎	151
	ランゲルハンス細胞組織球症 〇	_
	ランドウ・クレフナー症候群	155
IJ	リジン尿性蛋白不耐症	252
	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	_
	両大血管右室起始症	216
	リンパ管腫症/ゴーハム病	277
	リンパ脈管筋腫症	89
る	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	162
	ルビンシュタイン・テイビ症候群	102
ħ	レーベル遺伝性視神経症	302
	レシチンコレステロールアシルトラン	2E0
	スフェラーゼ欠損症	259
	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 〇	_
	レット症候群	156
	レノックス・ガストー症候群	144
ろ	ロスムンド・トムソン症候群	186
	肋骨異常を伴う先天性側弯症	273

注Ⅰ)「○」=障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

注 2) 障害者総合支援法の対象疾病は指定難病より対象が広くなっているため、一部指定難病名と 異なる疾病名を用いているものがあります。

(I) 福祉医療費支給制度

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

障がいのある方が、病院や歯科医院等で診療を受けた場合、医療保険対象額から下記の

自己負担額を除いた金額が支給されます。なお、高額医療費や附加給付の制度により 払い戻される場合は、その金額を差し引いた医療費が対象となります。

○対象者(※所得状況により支給制限があります。)

·身体障害者手帳 : 1、2、3級所持者

・療育手帳 : A I 、 A 2 、 B I 所持者

・精神障害者保健福祉手帳: |級(通院のみ)所持者

○福祉医療費の自己負担額(※自己負担額は | 医療機関 | か月分の費用ごとに算出)

診療日数(入院、通院)	自己負担額	
1日	800円	
月上限	1,600円	
調剤薬局(保険診療分)	0円	

※身体障害者手帳3級及び療育手帳BIの方については、上記の自己負担額を超えた額の2分のIを自己負担額に加算

○福祉医療費の支給対象とならない費用

- ・各健康保険から支給される高額医療費及び附加給付
- ・保険外診療分

(例)・自費診療分の治療費

・入院時の差額ベッド代、病衣代など

・健康診断の費用

・インフルエンザなどの予防接種費用

・文書料

○認定申請

保険証及び障害者手帳、本人(対象者が I 8 歳未満の場合は保護者)名義の通帳をご持参のうえ、福祉課障がい班、市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課で認定申請してください。

審査の結果、認定となった場合は福祉医療費受給者証が交付されます。

○医療費支給申請手続き

医療費を病院や薬局に支払った後、支給申請書に医療機関ごとに I ケ月分の医療費の支払い証明を添付し申請してください(医療費領収書を医療機関ごとにまとめ申請書と一緒に提出されても結構です)。病院と薬局は別々の申請書になります。

(2) 自立支援医療費(更生医療、育成医療)

福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

身体に障がいのある方の更生に必要な医療 であって、その障がいを除去し、または軽減

して職業能力の増進と、日常生活を容易にするため、受診した医療費が公費により支払われる制度です。(例えば、角膜移植術、関節形成手術、外耳形成術、心臓手術、人工透析療法、中心静脈栄養法、肝臓移植術など)

利用するためには、身体障害者手帳の交付を受けた方で、長崎こども・女性・障害者支援センターの判定を受け更生医療が必要と認定された方が対象となります。

また、育成医療は、市長が委託した医師の判定により必要と認定された方が対象となります。

○育成医療(| 8歳未満)、更生医療(| 8歳以上)の認定申請に必要な書類

- (1)申請書 (2)身体障害者手帳(更生医療のみ) (3)指定医師の意見書
- (4)課税調査等の同意書 (5)健康保険証(同一保険に加入している方全員分)
- (6) 障害年金等を受給している方は、年金証書又は年金振込み通知書
- (7) 個人番号カードまたは個人番号通知カード

○医療保険の種類にかかわらず自己負担は原則Ⅰ割になります。

ただし、以下のとおり、世帯の所得状況に応じ、ひと月当たりの負担に上限額が設 定されます。

所得区分		自己負担上限月額 (重度かつ継続に 該当しない)	自己負担上限月額 (重度かつ継続に 該当) <u>※ I</u>
生活保護	生活保護世帯	0円	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯 で、対象者の年収が 80 万円以下	2,500 円	2,500 円
低所得2	市町村民税非課税世帯 で、対象者の年収が 80万円超	5,000円	5,000円
中間所得Ⅰ	市町村民税(所得割) 3万3千円未満	医療保険の 自己負担額	5,000円
中間所得2	市町村民税(所得割) 3万3千円以上 23万5千円未満	医療保険の 自己負担額	10,000円
一定所得以上	市町村民税(所得割) 23万5千円以上	自立支援医療 対象外	20,000円

- ※1)「重度かつ継続」は、次の1、2に該当する方です。
 - 1.疾病、症状等から対象となる方じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障がい(心臓移植後の抗免疫療法に限る)、
 - 2. 医療保険の高額療養費が多数該当の方

肝臓機能障がい(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)

(3) 自立支援医療費(精神通院)

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

精神疾患で通院治療を受けている場合に、 長崎県の承認により、医療費の自己負担を軽

減する制度です。医療保険の種類にかかわらず自己負担は原則 I 割になります。ただし、世帯の所得状況に応じ、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

○申請に必要な書類

- (1)申請書 (2)指定医療機関の診断書(※1)
- (3) 課税調査等の同意書及び所得届
- (4) 障害年金を受給している方は、年金証書、または年金振込み通知書
- (5) 健康保険証(※2)
- (6)(5)の保険対象者全員の個人番号カードまたは個人番号通知カード
- (※ I) 手帳申請と同時に認定申請をされる場合、精神障害者保健福祉手帳用の診断書により申請することができます。
- (※2)①医療保険が、国民健康保険または後期高齢者医療保険の場合 ⇒世帯内で同一保険に加入している方全員分の健康保険証
 - ②医療保険が、健康保険や共済保険の場合
 - ⇒申請者が、被保険者本人の場合は、申請者のみの健康保険証 申請者が、被扶養者:家族の場合は、申請者(被扶養者:家族)と被 保険者(本人)の健康保険証

○再認定申請と有効期限

- ・有効期限は | 年間です。継続する場合は、再認定申請が必要で、手続きは有効期限の3か月前から可能です。(更新案内通知はありません。)
- ・2年目の再認定申請時は、診断書の添付は不要です。
- ・有効期限内に再認定申請がなされない場合は、有効期限切れとなり、再認定申請 はできません。この場合、再度、新規申請(|年目)となります。
- ・再認定には1~2か月程度かかりますので、お早めに手続きください。

○その他の手続き

下記の場合は、手続きが必要です。上記の申請に必要な書類と受給者証(原本)をご持参の上、手続きをお願いします。

- ・氏名、住所を変更したとき
- ・医療機関・薬局・訪問看護、デイケアの変更をしたとき(申請日より対象)
- ・医療保険を変更したとき(上限額が変更となる場合あり)
- ・保護者が変更となったとき(18 才未満)

○都道府県間変更

・受給者証の有効期限が残っている場合は、新住所地で引き続くことができます。

(4)後期高齢者医療制度

? 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

75歳になると、これまで加入していた医療保険の資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。

一定の障がいがある65歳以上の方で、所定の申請を行った方も被保険者となることができます。(障害認定)

○対象となる障がいの程度

・身体障害者手帳 : |級~3級、4級の一部

療育手帳 : A I 、 A 2

·精神障害者保健福祉手帳: I級、2級 ·障害基礎年金受給者: I級、2級

○申請先

・市役所総合窓口課又は各総合支所地域振興課

※ただし、入院や施設入所で他県の国民健康保険に加入している方(住所地特例)の 申請先は、国民健康保険の保険証を交付している市町村となります。

○医療機関での自己負担

- ・自己負担割合は、原則、I割負担です。
- ※ただし、一定以上の所得がある方は2割負担(※令和4年 I 0月 I 日より)、現役 並みの所得の方は3割負担となります。

○後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりが納めます。これまで健康保険などの被扶養者で、 保険料の負担がなかった方にも保険料がかかります。

年額 I 8万円以上の年金を受け取っている方の保険料は原則、年金からのお支払い になりますが、申し出により口座振替によるお支払いもできます。

それ以外の方は口座振替や納付書により市町に納めることになります。

3

(1) 障害福祉サービス・児童通所サービス費の支給

? 問合せ先

福祉課障がい班 BRIDGE はあと

(障害者相談支援事業委託先) TEL:0957-36-3850

障害福祉サービス等を利用するには、事前 に申請のうえ、支給決定を受ける必要があり

ます。申請から利用までの流れは以下のとおりです。

①相談、申請

福祉課障がい班で相談や申請を受付けています。

②計画相談支援の申請(セルフプラン作成者を除く)

障害福祉サービスを受けるには、相談支援事業所(新規利用の方は、相談支援事業所を選定します。)によるサービス利用計画(プラン)が必要になります。

相談支援事業所が、利用希望者やその家族等と面談をしてプランを作成します。 既にサービスを利用されている方で、サービスの追加や変更をされる場合もプランの変更が必要になりますので、事前に相談支援事業所へご相談ください。

※セルフプラン(自分でプランを作成する)場合は、相談支援事業所の選定は必要 ありません。

③聴き取り調査

申請書とプランの提出後、市の担当職員が利用者本人の障がいの種類および心身の状況や介護をする方の状況などを聴き取る調査を行います。

4審査判定

③の聴き取り調査等をもとに、審査判定を行います。

サービスの種類によっては、審査会での審査判定が必要なものがあり、調査内容 と主治医意見書をもとに審査判定を行い、<u>障害支援区分(どれぐらい支援が必要か</u> の度合を区分けするもの)を決定します。

⑤支給決定

②及び④の内容をもとにサービスの支給の要否(サービスの支給量)を決定します。

また、利用者本人及びその利用者の属する世帯の課税状況により、月額負担上限額の区分もあわせて決定し、これらの決定事項を記載した支給決定通知書及び受給者証を交付します。

⑥利用契約

支給決定を受けた人は、指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設等と、 決定内容に応じて利用契約を結びます。

⑦サービスの利用

サービスの利用を開始します。

⑧利用者負担額の支払い

利用者はサービスを利用後、サービス提供事業者に対してサービスに要する費用の原則 I 割の利用者負担額を支払います。ただし、世帯の所得状況に応じ、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

⑨障害福祉サービスの費用の請求

サービスに要する費用から利用者負担額を差し引いた額をサービス提供事業者、施設が市に請求します。 (代理受領)

⑩障害福祉サービスの費用の支払い

市は内容を確認し、サービス提供事業者に介護給付費、訓練等給付費を支払います。

○障害福祉サービスの種類

	サービスの種類	内容	障害支援区分
1	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行いま	Ⅰ以上
		ं के .	
2	重度訪問介護	重度の障がいで行動上著しい困難があり、常に	4以上
		介護が必要な方に対し、入浴や家事等の生活全	
		般の支援や外出時の総合的な援助を行います。	
		入院中の方の意思疎通の支援も行います。	
3	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方の	制限なし
		外出時において同行し必要な援助を行います。	
4	行動援護	外出時における移動中の介護、排せつ及び食事	3以上
		等の介護を行います。	
5	療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療	5以上
		機関で機能訓練と療養上の管理、看護、介護及	
		び日常生活の世話を行います。	
6	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、日中に、入	3以上(50歳以上
		浴、排せつ、食事介護等を行うとともに、創作	の場合は区分2以
		的活動または、生産活動の機会を提供します。	上)
7	短期入所	自宅で介護する方が、病気等の場合に短期間	丨以上
		(夜間も含め)施設で、入浴、排せつ、食事介	
		護等を行います。	

0 舌庇陪宝老笠	常に介護を要する障がい者で、意思疎通を図る	4
8 重度障害者等		6
包括支援	ことが著しく困難であり、寝たきりや行動上著	
	しい制限を受けている状態にある場合に、居宅	
	介護や短期入所等様々なサービスを包括的に提	
	供します。	
9 施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主に夜間にお	4以上(50 歳以上
	いて、入浴、排せつ、及び食事の介護、生活等	の場合は、区分3
	- に関する相談及び助言と必要な日常生活上の支	以上)
	│ │援を行います。	
 Ⅰ	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維	制限なし
(機能訓練)	持向上等のため、一定の支援が必要な障がい者	111 X & O
(1%, 16 0/1////)	に、理学療法や作業療法その他必要なリハビリ	
	テーション、生活に対する相談や助言などを行 + .+	
1 4 4 2017+	います。	#1170 # \ !
自立訓練	地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等の	制限なし
(生活訓練)	ため、一定の支援が必要な障がい者に、自立し	
	た日常生活を営むために必要な訓練、生活に関	
	する相談や助言などを行います。	
I 2 宿泊型自立訓練	地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等の	制限なし
	ため、一定の支援が必要な障がい者に対し、居	
	室の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上	
	させるための支援や助言などを行います。	
Ⅰ 3 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する原則65歳未満	制限なし
	 の障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及	
	│ │ び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
 4 就労継続支援	│ │一般企業等での就労が困難な原則65歳未満の	 制限なし
(A型)	障がい者に、働く場を提供するとともに、知識	111K & O
(// 1/	及び能力の向上のために必要な訓練を行いま	
	す。(雇用契約に基づく就労)	#1170 + \ 1
I 5 就労継続支援	一般企業等で雇用されていた方で、年齢や心身	制限なし
(B型)	の状態等により就労が困難な障がい者に、働く	
	場を提供するとともに、知識及び能力の向上の	
	ために必要な訓練を行います。(雇用契約に基	
	づかない就労)	
Ⅰ 6 就労定着支援	就労移行支援等を利用した後に通常の事業所に	制限なし
	新たに雇用された障がい者で、6ヶ月以上就労	
	を継続している方に対し、企業、障害福祉サー	
	ビス事業者、医療機関等との連絡調整を行い、	
	雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む	
	上での問題に関する相談にのり、助言を行いま	
	す。	
 Ⅰ 7 自立生活援助	^。 障がい支援施設や共同生活援助(グループホー	 制限なし
	ム)を利用していた障がい者や単身生活等の方	**110.00
	に対し、居宅での自立した生活を送るうえでの	
	問題につき、定期的な巡回や訪問相談により、	
	必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調	
	整などを行います。	

18	共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活	制限なし
		上の援助相談を行います。	
19	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者また	制限なし
		は、精神科病院に入院している精神障がい者の	
		住居の確保と、その他の地域における生活に移	
		行するための活動に関する相談と必要な支援を	
		行います。	
2 0	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につ	制限なし
		き、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に	
		より生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その	
		他必要な支援を行います。	
2 1	計画相談支援	障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に	制限なし
	給付	係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地	
		域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況	
		や、まわりの環境、サービスの利用に関する意	
		向その他の事情を考慮して、利用する障害福祉	
		サービスまたは、地域相談支援の種類及び内容	
		その他の厚生労働省令で定める事項を記載した	
		サービス等利用計画案を作成します。	

[※]支援区分のほかに、サービスごとに対象が細かく定められておりますので、詳しくはご相談ください。

○児童通所サービスの種類

	サービスの種類	内容	対象年齢等
I	児童発達支援	身体、知的、精神に障がいのある児童、又は児童相談所等において療育が必要と認められた児童に対して、基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	主に就学前の児童
2	医療型児童発達 支援	上下肢又は体幹の機能の障がいのある児童が、 医療型児童発達支援センター等へ通所し、児童 発達支援及び治療を行います。	18歳到達まで
3	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児の集団生活のため の専門的な支援を必要とする場合に、障がい児 に対する指導経験者を派遣し、保育所の安定し た利用を促します。	18歳到達まで
4	放課後等デイ サービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等に、生活能力向上のために訓練等を行い、 自立を促進するとともに、放課後の居場所作り を推進します。	就学児~18 歳到達まで
5	居宅訪問型児童 発達支援	重度の障がいがある児童に対し、居宅を訪問し、 日常生活における基本的な動作の指導、集団生 活への適応訓練等を行います。	18 歳到達まで(児 童発達や放課後等 デイサービスを受 けるために外出す ることが著しく困 難な重度の障がい 児)

6	障害児相談支援	サービスの申請若しくは変更の申請に係る障が	18 歳到達まで
	給付	い児の心身の状況や、まわりの環境、サービス	
		の利用に関する意向その他の事情を考慮して、	
		利用するサービス及び内容その他の厚生労働省	
		令で定める事項を記載したサービス等利用計画	
		案を作成します。	

○利用者負担

障害福祉サービス利用料は原則 I 割が自己負担となります。ただし、課税状況に 応じた負担上限月額が設定されます。

所得区分		負担上限月額	
一般 2	市町村民税課税世帯であって一般I以外	37,200円	
一般!	市町村民税課税世帯(所得割 16 万円以下、 障がい児にあっては 28 万円以下)	障害者 9,300円 障害児 4,600円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	

(2) 高額障害福祉サービス等給付費等による払い戻し

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

同月・同一世帯内(世帯の範囲については、 下記「世帯範囲」参照)における利用者負担

額の支払総額が下記「基準額」を超えた場合に、世帯の負担を軽減する観点から、超過 分の給付費支給(払い戻し)を行います。

○対象となる利用者負担額

- ①障害福祉サービス
- ②介護保険サービス(同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る) (※高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された額を除く。)
- ③補装具費(同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る)
- ④障害児通所・入所サービス

○世帯範囲

対象者	合算対象となる世帯の範囲
18 歳未満(障がい児)	保護者(※)と同一世帯の者 ※保護者が障がい者の場合は「保護者の配偶者」も含みます。
20 歳未満の施設入所者	本人と同一世帯の者
18 歳以上(障がい者) (20 歳未満の施設入所者を除く)	本人とその配偶者

○基準額

	区分	負担上限月額	基準額
生活保護	生活保護 生活保護受給世帯		0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
	居宅で生活する障がい児 かつ 市町村民税課税世帯(所得割額 28 万円未満)	4,600円	4,600円
一般!	20 歳未満の施設入所者 かつ 市町村民税課税世帯(所得割額 28 万円未満)	9,300円	9,300円
	居宅で生活する障がい者 かつ 市町村民税課税世帯(所得割額 16 万円未満)	9,300円	37, 200 円
一般 2	市町村民税課税世帯で一般I以外	37,200円	37,200円

[※]補装具費については、負担上限月額及び基準額ともに、生活保護・低所得は「0円」、一般 I・ 一般 2 は「37,200円」になります。

※合算対象となる世帯の範囲において負担上限月額が異なる場合は、一番高い負担上限月額に対応した基準額となります。

○その他

・申請は5年間遡ることができます。

(例:令和5年4月申請⇒平成30年5月以降の利用者負担額が対象)

・高額介護サービス費【年額】等の支給を受ける場合、それらの支給決定内容を含め たうえで支給額算定を行います。

(3) 介護保険サービスの利用負担の軽減

※新高額障害福祉サービ ス等給付費

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

同月・同一世帯内における利用者負担額の 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保

険相当障害福祉サービスの支給決定を受けられていた対象の方に対し、平成30年4月 以降の障害福祉相当介護保険サービスの利用負担軽減を目的に給付費支給を行います。

- ○介護保険相当障害福祉サービス(以下のサービスが該当)
 - <u>·</u>居宅介護 <u>·</u>重度訪問介護 <u>·</u>生活介護 <u>·</u>短期入所
- ○障害福祉相当介護保険サービス(以下のサービスが該当)
 - ·訪問介護 · 通所介護 · 地域密着型通所介護 · 短期入所生活介護
 - · 小規模多機能型居宅介護

○対象者(下記の全てを満たす方)

- ①65歳に達する日前5年間(入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)にわたり、介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと。
- ②65歳に達する日の前日及び申請時において、本人とその配偶者が市町村民税非課税世帯または生活保護受給世帯に該当すること。
- ③65歳に達する日の前日において障害支援区分が区分2以上であったこと。
- ④65歳までに介護保険サービス(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む)を利用していないこと(40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません。)。

○その他

- ・申請は5年間遡ることができます。
 - (例:令和5年4月申請⇒平成30年5月以降の利用者負担額が対象)
- ・高額介護サービス費【年額】等の支給を受ける場合、それらの支給決定内容を含め たうえで支給額算定を行います。
- ・障害福祉相当介護保険サービスに該当しないサービスの利用者負担額については、 算定対象外となります。

補装具、日常生活用具、家族介護用品

(1)補装具費の支給

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

身体障害者手帳の交付を受けている方や難 病患者等の方に対し、失われた身体機能を補

完または代替し、職業その他日常生活の効率の向上を図るための補装具の購入等(購入費・借受費・修理費)に係る費用を支給します。

○手続き

○必要な書類

1. 申請

右記の書類を福祉課 障がい班、市役所総 合窓口課、各総合支 所地域振興課へ提出

- (1)申請書 (2)補装具の見積書
 - (3) 医師意見書・処方箋等(詳細は次ページ参照)
 - (4) 補装具の写真(修理時かつ外見で異常が分かる場合のみ)
 - (<u>5</u>) マイナンバーカードまたは個人番号通知カードの写し (※市外に住所がある方で上記写しを提出いただけない場合は、別途、市民税課税証明書が必要になります。)
 - (6) 身体障害者手帳の写し(身体障害者の方)
 - (<u>7</u>) 特定疾患医療受給者証の写し(難病患者の方) (※診断書等の難病患者と確認できる書類でも可)



2. 支給決定

○申請者及び業者へ決定通知書及び給付券を送付



3. 発注~納品

- ○業者へ発注(契約)し、補装具を製作
- ○業者から申請者へ納品
- ○自己負担がある方は、納品時に業者へ支払う

○注意事項

- ・原則 | 割が自己負担となります。ただし、所得に応じた負担上限月額が設定されます。
- ・補装具の種目によっては長崎こども・女性・障害者支援センター(以下、センター)による判 定が必要となるため、申請から支給決定までに時間を要する場合があります。
- ・他の公的制度(医療保険、介護保険、戦傷病者援護、年金保険、公的扶助、労働災害補償)が利用できる場合は、他の制度が優先適用されます。
- ・難病患者等であって身体障害者手帳を取得されている方は、身体障害者手帳での申請となりま す。
- ・支給決定より先に補装具を購入された場合の追認はできません。必ず事前に申請が必要です。
- ・申請に必要な申請書、医師意見書・処方箋の様式は、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各 総合支所地域振興課にあります。

○申請に必要な医師意見書・処方箋等 ※修理時は原則不要です。

	補装具種目	医師 意見書 ※I	処方箋	その他必要な 様式・書類等	支給決定に要す る期間(目安)
- 1	殼構造義手	## n	様式4	-	4. 油肥和安
2	殼構造義足	様式 3	様式5	-	4週間程度
3	骨格構造義手	_	_	カクログ 仏学事体	O 油間IV/ L
4	骨格構造義足	_	_	カタログ・仕様書等	8週間以上
5	骨格構造義手(直接判定が困難な場合)※2	様式3	様式 6	## - 22	8週間以上
6	骨格構造義足(直接判定が困難な場合)※2	※ 3	様式7	様式 33	0 週间以上
7	上肢装具		様式8	-	
8	下肢装具・靴型装具	様式3	様式 9	_	4週間程度
9	体幹装具		様式 10	-	
10	座位保持装置(18 歳以上)	_	_	カタログ・仕様書等	8週間以上
П	座位保持装置(18 歳未満)	様式	様式 12	-	4週間程度
12	歩行補助つえ	_	_	_	2週間程度
13	步行器	様式 34	_	_	4週間程度
14	車椅子(レディメイド(手押し型))	_	_	_	2週間程度
15	車椅子(レディメイド(手押し型)以外・肢体不自由)	様式 13	様式 16	_	2~4週間程度
16	⇒ 上記のうち、施設入所中の場合	_	_	カタログ・仕様書等	8週間以上
17	車椅子(レディメイド(手押し型)以外・心臓機能障害)	様式 14	様式 16	_	2~4週間程度
18	⇒ 上記のうち、施設入所中の場合	様式 I4	_	カタログ・仕様書等	8週間以上
19	車椅子(レディメイド(手押し型)以外・呼吸器機能障害)	様式 15	様式 16	_	2~4週間程度
20	⇒ 上記のうち、施設入所中の場合	様式 I5	_	カタログ・仕様書等	8週間以上
21	車椅子(18 歳未満・肢体不自由)	様式 13		_	
22	車椅子(18 歳未満・心臓機能障害)	様式 14	様式 16	_	4週間程度
23	車椅子(18 歳未満・呼吸器機能障害)	様式 15		_	
24	電動車椅子(18 歳以上・肢体不自由)	_	_		
25	電動車椅子(18 歳以上・心臓機能障害)	様式 18	_	カタログ・仕様書等	8週間以上
26	電動車椅子(18 歳以上・呼吸器機能障害)	様式 19	-		
27	電動車椅子(18 歳未満・肢体不自由)	様式 17	様式 20	_	
28	電動車椅子(18 歳未満・心臓機能障害)	様式 18	(簡易型は	_	4週間程度
29	電動車椅子(18 歳未満・呼吸器機能障害)	様式 19	様式 16)	-	
30	座位保持椅子		_	_	
31	起立保持具	様式 34	_	_	4週間程度
32	頭部保持具]	_	_	
33	視覚障害者安全つえ	_	_	-	2週間程度
34	義眼	124 15	_	-	0 12 22 42 +
35	眼鏡	様式 23	_	_	2週間程度
36	補聴器	様式 24	_	カタログ・仕様書等	4週間程度
37	人工内耳用音声信号処理装置(修理)	_	_	様式 35	2週間程度
38	重度障害者用意思伝達装置	様式 21	様式 22	_	4週間程度
				<u> </u>	

[※] I)医師意見書は、身体障害者福祉法第 I 5条第 I 項に規定する指定医師が作成する必要があります。指定医師の確認をされたい場合は、福祉課障がい班までご連絡ください。

^{※2)} センターが申請者本人の状態を直接確認することが困難な場合。

^{※3)}申請書に添付する意見書は「国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を終了している医師」が作成した意見書。

^{※4)}施設入所中の場合は、直接判定(センターが申請者本人の状態を直接確認すること)となります。

[※]注)特例補装具申請時は別途「様式 25」が必要になるほか、支給決定まで目安以上の機関を要する場合があります。

○補装具毎の交付の目安

区分	種目	交付の目安	耐用 年数
	肩義手	肩甲胸郭間切断、肩関節離断、上腕の短断端切断者	3~4
	上腕義手	上腕切断者	3~4
¥ -	肘義手	肘関節離断者、肘関節近位切断者	3
義手	前腕義手	前腕切断者	3
ナ	手義手	手関節離断、手根部を残した手部切断者	3
	手部義手	手根部切断者	I~2
	手指義手	指切断者	I~2
	股義足	片側骨盤切除、股関節離断、大腿の極短断端者	4
	大腿義足	大腿切断者	3~5
	膝義足	膝関節離断者	2~3
義	下腿義足	下腿切断者	2
足	果義足	踵切断(サイム切断)者	2
	足根中足義足	足部切断者 (ピロゴフ切断・ショパール切断・リスフラン切断・中足骨切断等)	l ~2
	足指義足	足指切断者	I
上	手背屈装具	脳性麻痺、脳卒中で手関節の掌屈変形があり、背屈位 に保持する必要があるもの	3
肢装	肘装具	肘関節の運動不能又は動揺があり、肘関節を一定の位置 に保ち、運動を制限する必要があるもの	2~3
具	B. F. O (食事動作補助器)	脊髄性小児麻痺(ポリオ)、筋ジストロフィー等で、上肢 筋力が著しく低下しているもの	3
	長下肢装具	ポリオ、脊髄損傷等にて下肢による支持性をほとんどな くしたもの	3
下	短下肢装具	脳卒中、ポリオ、脊髄損傷、腓骨神経麻痺、脳性麻痺等 で、足が内反尖足等のもの	1.5~3
肢装	足底装具	脳性麻痺、外反足等による足の変形や脚長差(左右の 足の長さの差)のあるもの	1.5
具	股装具	股関節運動の固定や運動制限が必要なもの	2~3
	膝装具	膝関節の動揺、膝反張のあるもの	2~3
	ツイスター	脳性麻痺等で、下肢の回旋変形のあるもの	2~3
靴型	型装具	脳性麻痺、リウマチ等による足の変形があるもの	1.5
体幹	V+ D // ND V+ D		1.5~3
装具	側弯症装具	支持の必要なもの	1~2
		体幹及び四肢の運動障害により座位保持困難なもの	3
	松葉杖		2~4
歩		杖による歩行が不安定なもの	
行	ロフストランドクラッ	170.07114 1 7/2 6 0 0 7	1
補助	ロッスドランドラファ チ、カナディアンクラッ チ	手による支えの不十分なもの	4
杖	プラットホーム杖	リウマチ等杖が必要だが、握力が弱いため、前腕部によ る体重支持が必要なもの	

区分	種目	交付の目安	耐用 年数
車椅子	普通型リクライニング式普通型ナクライニング式普通型ティルト式普通型・ティルーク式・計画型・ティルークでは、また。・ま動りでは、また。サール・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	1)下肢、体幹機能障害 I、2級のもの (3、4級は別に理由書(任意様式)が必要) 2)入院中の場合は、Iか月以内に退院予定があること。 3)施設入所中の場合はレディメイドでは適合するものがないこと(面接による判定が必要) 4)手押し型は、内部障害(心臓、呼吸器)の I級で歩行による移動に著しい制限を受けるものも対象となる。 *レディメイド:既製の部品を使用した、メーカーにより市販されている車椅子。 *オーダーメイド:個々の障害の状況により対応できるよう部品を製作し、溶接・接着して製作する車椅子。 *モジュラー方式:使用部品は既製だが、個々の障害の状況に対応できるよう選択し、組み上げる車椅子。完成後も各部の微調整が可能で、部品交換や修理等が容易。	6
電動車椅子	 普通型(4.5km/h、6.0km/h) 簡易型(切替式、アシスト式) リクライニング式普通型 電動リクライニング式普通型 電動リフト式普通型 電動ティルト式普通型 電動リクライニング・ティルト式普通型 	 1)車椅子の駆動輪を回せないもの(下肢、体幹障害 1、2級かつ上肢障害 1、2級を併せて持つもの) 2)内部障害(呼吸、心臓)、難病等で歩行による移動に著しい制限を受けるもの 3)簡易型アシスト式は頸椎損傷等で当該車椅子を利用することにより、残存機能を維持しながら、坂道、悪路、長距離移動における負担の軽減が図られるもの 下肢麻痺や筋力低下で歩行器によらないと歩行が困難な 	6
歩行	5器	もの	5
重度障害者用意思伝達装置		1)両上下肢の機能全廃及び言語機能喪失したもので、コミュニケーション手段として必要があると認められるもの2)進行性疾患で、近い将来同等の障がいを有する可能性が高いと医学的に認められるもの3)難病患者等については、音声、言語機能障害及び神経筋疾患であるもの	5

区分	種目	交付の目安		耐用 年数	
義	レディメイド	眼球がないか、著しく小さいため眼の機能を果たしてい ないもの			
眼	オーダーメイド		眼球を摘出して、義眼を挿入する場合、眼球内に適合す るよう特殊加工する必要があるもの		
	矯正用、コンタクトレンズ	近視、遠視、乱視などの屈折異常の を用いて矯正する必要があるもの	の場合、適当なレンズ		
	弱視用	視力が弱く、矯正眼鏡、コンタクトレンズを使用しても 矯正できないもの			
眼鏡	遮光用	以下の要件を満たすもの。 (1) 羞明を来していること (2) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと (3) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。			
	※難病患者等に限り身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害に 身体障害者手帳を取得していることが要件となります。				
視覚	視覚障害者安全杖 視覚障害者で必要のあるもの			2~5	
	高度難聴用 (ポケット型、耳かけ型)	概ね聴力90dB以下 (4級、6級相当)	両耳申請について	5	
補聴	重度難聴用 (ポケット型、耳かけ型、ワ イヤレス補聴援助システム)	概ね聴力90dB以上 (2級、3級相当)	は、職業上もしくは 教育上必要性がある もの(理由書が必要)		
器	耳あな型 (レディメイド、オーダー メイド)	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で、真に 必要なもの。オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳 の形状等レディメイドで対応不可能なもの。 (理由書が必要)			
	骨導式 (ポケット型、眼鏡型)	伝音性難聴で耳漏が著しいもの、又は外耳閉鎖症で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難なもの			
	人工内耳用音声信号処理装置 (修理のみ) 人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳用音声信号 処理装置の修理が必要であると判断しているもの		_		
10	頭部保持具	頭部の安定を図ることが困難なもの			
児童	座位保持いす	自力で座位姿勢を保持できないもの			
のみ	起立保持具	自力で起立姿勢を保持できないもの			
	排便補助具	座位による排便が困難なもの			

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先各総合支所地域振興課

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度 又は中等度の聴覚障がいのある児童に、補聴 器の購入費用の一部を助成します。

○対象者(次の全てを満たす方)

- ・雲仙市内に住所を有する | 8歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ30dB以上である方 (※指定医師が認める場合はその限りではありません)
- ・身体障害者手帳の対象者でない方
- ・補聴器の装用により言語の習得等一定の効果があると指定医師に判断された方

○助成額

下の表に掲げる「基準価格」または「補聴器購入に係る費用」のいずれか低い方の金額の2/3(※千円未満切捨)

○申請手続き

以下の書類を添えて、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課 へ提出してください。

- (1) 交付申請書
- (2) 指定医師意見書(※聴力検査を経て作成したもの)
- (3) 見積書
- (4)仕様書またはカタログの写し

○基準価格

補聴器の種類	台当たり の基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	①補聴器本体(電池を含む。)	原則
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円	②17E-NF*	5年
高度難聴用ポケット型	43,200円	※イヤモールドを必要としない場合は、基準価格	
高度難聴用耳かけ型	52,900 円	から 9,000 円を除く。	
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳かけ型	76,300円		
耳あな型(レディメイド)	87,000円	補聴器本体(電池を含む。)	
耳あな型(オーダーメイド)	137,000円		
骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体(電池を含む。) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体(電池を含む。) ②平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から 枚につき 3,600 円を除く	
補聴補助システム	①80,000 円 ②98,000 円 ③ 5,000 円	 ①FM 型受信機 ②ワイヤレスマイク ③オーディオシュー ※ワイヤレスマイクは、I 台のみ ※補聴補助システムの電波方式は限定しない。 (FM 型、デジタル型とも補助対象とする。) 	

(3) 日常生活用具費の給付

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

在宅で重度の障がいがある方を対象に、日 常生活を容易にするための用具の購入等に係

る費用を給付します。必要な場合は事前にご相談下さい。(※用具の種目は33ページ 以降を参照)

○手続き

1. 申請

右記の書類を福祉課 障がい班、市役所総 合窓口課、各総合支 所地域振興課へ提出

○必要な書類

- (1)申請書 (2)医師意見書(「☆」の種目の場合必要)
- (3) 見積書、カタログの写し
- (4) 事前確認書(「★」の種目の場合必要)
- (5) 身体障害者手帳または療育手帳の写し
- (<u>6</u>) 特定疾患医療受給者証の写し(難病患者の方) (※診断書等の難病患者と確認できる書類でも可)
- (<u>7</u>) 市民課税証明書(|8歳未満の場合は世帯全員分) (※申請年の|月|日時点で市外に住所があった方のみ)



2. 給付決定

○申請者及び業者へ決定通知書及び給付券を送付



3. 納品

- ○業者から申請者へ納品
- ○自己負担がある方は、納品時に業者へ支払う

○注意事項

- ・原則 | 割が自己負担となります。ただし、所得に応じた負担上限月額が設定されます。
- ・他の公的制度(介護保険等)が利用できる場合は、他の制度が優先適用されます。
- ・給付決定より先に用具を購入された場合の追認はできません。必ず事前に申請が必要です。
- ・申請に必要な申請書及び医師意見書の様式は、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支 所地域振興課にあります。

○特記事項

- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機 能障害に準じ取り扱います。
- ・脳血管障害等による一上下肢機能障害の場合は、表中の体幹機能障害に準じ取り扱います。
- ・聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用眼覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。
- ・「身体障害児」及び「知的障害児」とは、18歳未満をいいます。
- ・価格には、消費税相当額(1円未満は切り捨て)を含みます。
- ・住宅改修費給付については、申請時及び請求時に図面や写真等の添付資料が必要です。

〇日常生活用具種目

区分	種目	障害及び程度	性能等	耐用 年数	限度額 (円)
介護・訓 練支援用 具	特殊寝台	(1)下肢又は体幹機能障害 2 級以上 の身体障害者 (2)難病患者で寝たきりの状態にあ るもの	を附帯し、原則として使用者 の頭部及び脚部の傾斜角度を		154,000
	特殊マ ット	(2)難病患者で寝たきりの状態にあるもの (1)障害の程度が重度又は最重度の知的障害者(児)で、原則とし	汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの 失禁等による汚染又は損耗を 防止するためマット(寝具) にビニール等の加工をしたも の	5年	19,600
	特殊尿 器	の身体障害児で、原則として3 歳以上のもの (1)下肢又は体幹機能障害 級の身 体障害者(児)で原則として学 齢児以上のもの(常時介護を要 する者に限る。) (2)難病患者で自力で排尿できない もの	で、障害者等又は介護者が容 易に使用し得るもの	5年	67,000
71 -2	入浴担 架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、原則として3歳以上のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)		5年	82,400
	体位 変換器	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で原則として学齢児以上のもの(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。) (2)難病患者で寝たきりの状態にあるもの	換させるのに容易に使用し得 るもの	5年	15,000

介護・訓 練支援用 具	リフト	(I)下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、原則として3歳以上のもの (2)難病患者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で、原則として3歳以上のもの	るに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 原則として附属のテーブルを		33, 100
	訓練用ベッド	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)(2)難病患者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	を備えたもの	8年	159, 200
自立支援用具	入浴補 助用具	(1)下肢又は体幹機能障害者(児)であって、入浴に介助を必要とする者で、原則として3歳以上のもの (2)難病患者で入浴に介助を要するもの	浴槽への入水等を補助でき、 障害者等又は介助者が容易に 使用し得るもの。ただし、設 置に当たり住宅改修を伴うも	8年	90,000 (1世帯 当たりの 限度額)
	便器	(1)下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、原則として学齢児以上のもの(2)難病患者で常時介護を要するもの	もの。ただし、取替えに当た り住宅改修を伴うものを除 く。	8年	4,450
	特殊便器	(1)上肢障害 2 級以上の身体障害者 (児) (2)難病患者で上肢機能に障害のあるもの (1)障害の程度が重度又は最重度の知的障害者(児)であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの (2)上肢機能障害 2 級以上の身体障害児で、原則として学齢児以上のもの	し得るもの。 ただし、取替えにあたり住宅 改修を伴うものを除く。 足踏ペダルにて温水温風を出 し得るもの護して知的障害児 (者)を介護してので温水溶 易に使用し得るもので活温水温 風を出し得るもの。ただし、 取替えに当たり住宅改修を伴	8年	151, 200

自立支援	歩行補	身体障害者(児)で、歩行の不安	形状:木材(十分か強度を有	3 任	2,200
用具		定なもの	するもの	3 4	2, 200
mx	(丁字		外装:二ス塗装		
	状・棒		外装に一部夜光材付と		
	状のつ		した場合は410円、全		
	え)				
	(L)		面夜光材付とした場合		
			は 1,200 円又は白色又		
			は黄色ラッカーを使用		
			した場合は、260 円増		
			しとする。		
			形状:軽金属	3年	3,000
			外装:塗装なし		
			外装に一部夜光材付と		
			した場合は 410 円、全		
			面夜光材付とした場合		
			は 1,200 円又は白色又		
			は黄色ラッカーを使用		
			した場合は、260 円増		
			しとする。		
	歩行支	(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹	おおむね次のような性能を有	8年	60,000
	援用具	機能に障害を有し、家庭内の移	する手すり、スロープ等であ		
	(移動	動等において介助を必要とする	ること。		
	・移乗	身体障害者(児)で、原則とし	ア 障害者(児)の身体機能		
	支援用	て3歳以上のもの	の状態を十分踏まえたもの		
	具)		であって、必要な強度と安		
		(2)難病患者で下肢が不自由なもの	定性を有するもの		
			イ 転倒予防、立ち上がり動		
			作の補助、移乗動作の補		
			助、段差解消等の用具とす		
			る。		
			※ただし、設置に当たり住宅		
			改修を伴うものを除く。		
	頭部保	 (1)平衡機能又は下肢若しくは体幹	 標準型	3年	12,524
	護帽	機能に障害を有する身体障害者		·	,
		(児) で立位又は歩行が不安定で	できるもの		
		頻繁に転倒するもの	オーダーメイド型 A	3年	15,656
			転倒の衝撃から頭部を保護		. 0, 000
		(2)てんかんの発作等により頻繁に			
		転倒する知的障害児(者)	を主材料に製作したもの)		
			オーダーメイド型 B	3年	37,653
			転倒の衝撃から頭部を保護	'	,,,,,,,
			できるもの(スポンジ、		
			革、プラスチックを主材料		
			に製作したもの)		
		1	1-2011 010 0077		

自立支援	火災警	(1)障害等級2級以上の身体障害者	室内の火災を煙又は熱により	8年	15,500
用具	報器	(児)で、火災発生の感知及び			,
		避難が著しく困難な障害者	にも警報ブザーで知らせ得る		
		(児)のみの世帯及びこれに準	もの(1 世帯 2 台を限度とす		
		ずる世帯	る。)		
		(2)障害の程度が重度又は最重度の			
		知的障害者(児)で、火災発生			
		の感知及び避難が著しく困難な			
		障害者(児)のみの世帯及びこ			
		れに準ずる世帯			
	自動消	 (I)障害等級 2 級以上の身体障害者	京山沮産の毘賞 と見ひけ火の	♀玍	28,700
	火器	(児)で火災発生の感知及び避		0 +	20, 700
	八位		し、初期火災を消火し得るも		
		のみの世帯	の(1世帯2台を限度とす		
			る。)		
		(2)障害の程度が重度又は最重度の			
		知的障害者(児)で、火災発生			
		の感知及び避難が著しく困難な			
		障害者(児)のみの世帯及びこ			
		れに準ずる世帯			
		(3)難病患者で火災発生の感知及び			
		(3)無病患者(人災先生の急知及び 避難が著しく困難な難病患者等			
		のみの世帯及びこれに準ずる世			
		帯			
	電磁調	視覚障害者 2 級以上の身体障害者	視覚障害者が容易に使用し得	6年	41,000
	理器	(視覚障害者のみの世帯及びこれ	るもの(世帯 台を限度と		
		に準ずる世帯)	する。)		
		障害の程度が重度又は最重度の知			
		的障害者で 18 歳以上のもの	るもの(世帯 台を限度と		
			する。)		
		 視覚障害 2 級以上の身体障害者	 視覚障害者(児)が容易に使	10 年	7,000
	間延長		用し得るもの		
	信号機	のもの			
	用小型				
	送信機				
	聴覚障	聴覚障害2級の身体障害者(聴覚	音、音声等を視覚、触覚等に	10年	87,400
	害者用	障害者のみの世帯及びこれに準ず	より知覚できるもの		(世帯
	屋内信	る世帯で日常生活上必要と認めら			当たりの
	号装置	れる世帯)			限度額)

		T	T		
在宅療養	透析液	じん臓機能障害3級以上で自己連	透析液を加温し、一定温度に	5年	51,500
等支援用	加温器	続携行式腹膜灌流法(CAPD)によ	保つもの		
具		る透析療法を行う者(児)であっ			
		て、原則として3歳以上のもの			
	ネブラ	(1)呼吸器機能障害3級以上又は同	障害者等が容易に使用し得る	5年	36,000
	イザー	程度の身体障害者(児)であっ	もの		
	(吸入	て、必要と認められる者で原則			
	器)	として学齢児以上のもの			
	(☆※١)				
		 (2)難病患者で呼吸器機能に障害の			
		あるもの			
	電気式	(1)呼吸器機能障害3級以上又は同	障害者等が容易に使用し得る	5年	56,400
	たん吸	程度の身体障害者(児)であっ	もの		
	引器	て、必要と認められる者で原則			
	(☆※1)	として学齢児以上のもの			
	(AXI)	として子殿元以上のもの			
		(2)難病患者で呼吸器機能に障害の			
		あるもの			
	酸素ボ	医療保険における在宅酸素療法を	障害者が容易に使用し得るも	10年	17,000
	ンベ運	行う者	o		,
	搬車				
		#/L + rh +			155 500
	動脈血	難病患者で人工呼吸器の装着が必		5年	157,500
	中酸素	要なもの	ングすることが可能な機能を		
	飽和度		有し、難病患者等が容易に使		
	測定器		用し得るもの		
	(パル				
	スオキ				
	シメー				
	ター)				
	視覚障	視覚障害2級以上の身体障害者	視覚障害者(児)が容易に使	5年	9,000
	害者用	(児)で、原則として学齢児以上	用し得るもの(世帯 台を		
	体温計	のもの(視覚障害者のみの世帯及	限度とする。)		
	(音声	びこれに準ずる世帯)			
	式)				
		祖学院宝2級ハトの食は院中老	祖党陪宝老が応見には田上祖	5 左	10 000
			視覚障害者が容易に使用し得	3 年	18,000
	害者用	(児)で、原則として学齢児以上			
	体重計	のもの(視覚障害者のみの世帯及	する。)		
		びこれに準ずる世帯)			
	非常用	医療的ケア児及びその家族に対す	人工呼吸器を動作させること	10年	330,000
	電源装	る支援に関する法律(令和3年法			220,000
	置	律第81号)第2条第2項に規定す			
	(☆)	る医療的ケア児であって、在宅で	り動作確認が行われたもの		
	(★)	人工呼吸器の装着が必要なもの			
B	-	•	•		

桂却 辛	推世田	立 主機 化 艾 1 ノ は う 洒 機 化 陪 中 老	推世十づ ことばた立まひけ	г <i>-</i> Е	as soo
情報・意思なる	携帯用	音声機能若しくは言語機能障害者		り平	98,800
思疎通支	会話補	(児) 又は肢体不自由者(児)で			
援用具	助装置	あって、発声・発語に著しい障害			
		を有する者で、原則として学齢児	得るもの		
		以上のもの			
	情報・	上肢障害 2 級以上又は視覚障害 2	障害者向けのパーソナルコン	6年	100,000
	通信支	級以上の身体障害者で情報機器の	ピュータ周辺機器やアプリケ		
	援用具	使用により社会参加が見込まれる	ーションソフトで障害者が容		
		者	易に使用し得るもの(一般に		
			使用されるソフトは除く。)		
	点字	視覚障害及び聴覚障害の重度重複	文字等のコンピュータの画面	6年	383,500
	ディス	障害者(原則として視覚障害2級			,
		以上、かつ、聴覚障害2級)の身			
		体障害者であって、必要と認めら			
		れるもの			
		10000			
	点字器	 視覚障害者(児)で必要があるも		7年	10,712
	7/// J DD	o	32 マス 18 行、木製(点筆	' '	10,712
			附属)		
			<u> </u>	7年	6,798
			32マス 18 行、プラスチッ	' -	0,770
			ク製(点筆附属)		
			携帯型 A	5年	7,416
			32マス4行、アルミニュ	3 +	7,410
			- 52 マス 4 17、 アルミニュ - ム製 (点筆附属)		
			携帯型 B	5年	1,700
			32 マス 4 行、プラスチッ	3 4	1,700
	1-1		ク製(点筆附属)		40.100
		視覚障害2級以上の身体障害者	視覚障害者(児)が容易に使	5年	63,100
	イプラ	(児)で、原則として就学若しく	用し得るもの		
	イター	は就労しているか、又は就労が見			
		込まれるもの			
	視覚障	視覚障害2級以上の身体障害者	録音再生機	6年	85,000
	害者用	(児)で、原則として学齢児以上			
	ポータ	のもの	知覚又は認識でき、かつ、		
	ブルレ		DAISY 方式による録音及び当		
	コーダ		該方式により記録された図書		
	-		の再生が可能な製品であっ		
			て、視覚障害者(児)が容易		
			に使用し得るもの		
	1	1	1		

情報・意	視覚障	視覚障害 2 級以上の身体障害者	再生専用機	6年	35,000
思疎通支	害者用	(児)で、原則として学齢児以上			
援用具	ポータ	のもの	知覚又は認識でき、かつ、		
	ブルレ		DAISY 方式により記録された		
	コーダ		図書の再生が可能な製品であ		
	_		って、視覚障害者(児)が容易		
			に使用し得るもの		
	視覚障	視覚障害 2 級以上の身体障害者	文字情報と同一紙面上に記載	6年	99,800
	害者用	(児)で、原則として学齢児以上	された当該文字情報を暗号化		
	活字文	のもの	した情報を読み取り、音声信		
	書読上		号に変換して出力する機能を		
	げ装置		有するもので、視覚障害者		
			(児)が容易に使用し得るもの		
	視覚障	視覚障害者(児)であって本装置		8年	198,000
	害者用		(印刷物等) の上に置くこと		
	拡大読		で、簡単に拡大された画像		
	書器	のもの	(文字等)をモニターに映し		
	(★)		出せるもの		
	担党陪	祖学院宝老の狐いしの良体院宝	担党院宝老が応見に休田」復	10年	12 200
	視覚障 害者用		視覚障害者が容易に使用し得るもの	10 #	13,300
	時計	覚に障害がある等のため触読式時	2 0 0)		
	비기다	計の使用が困難な者を原則とす			
		る。			
	聴覚障	聴覚障害者(児)又は発声・発語	一般の電話に接続することが	5年	71,000
	害者用	に著しい障害を有する者(児)で	でき、音声の代わりに、文字		
	通信装	あって、コミュニケーション、緊急連絡等の	等により通信が可能な機器で		
	置	手段として必要と認められる者	あり、障害者(児)が容易に		
		で、原則として学齢児以上のもの	使用し得るもの		
	聴覚障	聴覚障害者(児)であって、本装	字幕及び手話通訳付きの聴覚	6年	88,900
	害者用	置によりテレビの視聴が可能にな	障害者用番組並びにテレビ番		
	情報受	るもの	組に字幕及び手話通訳の映像		
	信装置		を合成したものを画面に出力		
			する機能を有し、かつ、災害		
			時の聴覚障害者向けの緊急信		
			号を受信するもので、聴覚障		
			害者(児)が容易に使用し得		
			るもの(取付工事費等、機器		
			の設置により発生する周辺経典は、カスタセン		
			費は、自己負担) 		
		1			

情報・意	人工	人工内耳装用者	人工内耳用体外機に適合し得		月額
思疎通支	内耳用	7 (-13-132/13 1	る電池又は充電池		2,500
援用具	電池				_, _,
	人工	人工内耳装用者	専用充電池に適合し得る専用	3年	25,000
	内耳用		・ 充電器であって、対象者が容		
	充電器		易に使用し得るもの		
	人工喉	音声機能又は言語障害のある者で	笛式	4年	5,150
	頭	喉頭摘出術後のもの	吸気によりゴム等の幕を振		
			動させ、ビニール等の管を通		
			じて音源を口腔内に導き構音		
			化するもの(気管カニューレ		
			付は 3,193 円増しとする。)		
			電動式	5年	72, 203
			顎下部等にあてた電動版を		
			駆動させ、経皮的に音源を口		
			腔内に導き構音化するもの		
北北北东西	717	1. 7. 中国一个中国一个中国工作。	苯伍代 / 1 签口八)		0 000
排泄管理	ストマ	人工膀胱、人工肛門で腹壁から排			8,858
支援用具	用装具	尿便があり、採尿便の袋を装着す			
		る必要がある者	た密封型又は下部開放型の収		
			納袋(皮膚保護剤を含む。)		
			L		11,639
			低刺激性の粘着材を使用し		,,
			た密封型の収納袋で尿処理用		
			のキャップ付のもの(皮膚保		
			護剤を含む。)		
	紙おむ	次のいずれかに該当する者	紙おむつ(箇月分)		12,000
	つ	(1)乳幼児期以前(おおむね3歳以	障害者(児)が容易に使用		
	(☆※2)	前)に非進行性の脳病変によって	し得るもので、月額であるこ		
		もたらされた運動機能障害で、	と。		
		脳性麻痺等による肢体の機能障	(洗腸用具、サラシ、ガーゼ		
		害の1級又は2級の者で、便意若	等衛生用品を含む。)		
		しくは尿意の意思表示が困難で			
		あり、恒久的に紙おむつを必要			
		とするもの(おおむね3歳以降の			
		もの)			
		(2)次に掲げる要件の全てに該当す			
		る者。ただし、有料老人ホーム			
		、グループホーム等の施設等利			
		用者を除く。			
		The -0 > 1 - 1 + 1 =			
		【次ページに続く】			

		I	ī		
排泄管理 支援用具	紙おむ つ (☆※2)	ア 障害の程度が重度又は最重度 の知的障害者(児)であること。 イ 医師の意見書により、便意又 は尿意の意思表示が困難な者で 紙おむつを必要とすることが明 らかなものであること。 ウ 3歳以上の者であること。た だし、医師の診断書等により特 段の事情があると認められる場 合は、3歳未満の者も対象とす ることができる。			
	収尿器	膀胱機能又は下肢機能若しくは体 幹機能障害者(児)であって、常 時失禁状態であるもの	普通型 採尿器と蓄尿袋で構成し、 尿の逆流防止装置をつけたも ので、耐久性ゴム製採尿袋を 有するもの		男性用 7,931 女性用 8,755
			簡易型 採尿器と蓄尿袋で構成し、 尿の逆流防止装置をつけたも ので、ポリエチレン製の採尿 袋導尿ゴム管つきのもの(採 尿袋 20 枚を 組とする。)		男性用 5,871 女性用 6,077
点字図書 給付事業	点字図 書	視覚障害者であって、主に情報の 入手を点字によって行っている者		_	_
住宅改修 給付事業				 回 のみ	200,000

^{※1)} 呼吸器機能障害3級以上の場合は不要。

^{※2)}初回申請時に必要。また、医師意見書の「再認定の要否」において「要」と記載がある場合は、 指定された年度に再度医師意見書の添付が必要。

(4)人工内耳体外機給付事業

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

人工内耳を装用している方の、人工内耳体 外機の買い替え費用の一部を助成します。

○対象者(次の全てを満たす方)

- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けた方
- ・市の住民基本台帳に登録されている方
- ・申請時において、人工内耳を装用している方

○給付対象及び給付額

①人工内耳体外機のうち音声信号処理装置の給付 限度額: 1, 100,00円

※なお、次の2種目については、日常生活用具費給付の対象となります。

・人工内耳用電池 限度額:30,000円(2,500円×12か月)(※月限度額:2,500円。最大6か月分を1回で申請することができます。)

·人工内耳用充電器 限度額:25,000円

(※耐用年数:3年)

○留意事項

- ・給付において、その費用の一部が医療保険及び損害保険の対象となる場合は、給付 を行わないものとします。
- ・上記①について、給付の日から5年を経過するまでの間は再給付を行わないものと します。

○申請手続き

以下の書類を添えて、福祉課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課 へ申請してください。

- (1)身体障害者手帳の写し
- (2)人工内耳体外機給付意見書(※Ⅰ)
- (3) 見積書
- (4) 損害保険等の証書の写し
- ※ I)意見書は、病院で、医師と面談のうえ作成してもらう。
 - ア 現に装用している体外機の状況等:カルテ等で確認
 - イ 損害保険等の適用:利用者と医師が相談して決定
 - ウ 更新する体外機:利用者と医師が相談して決定

(5) 家族介護用品(紙おむつ等の助成券)

福祉課介護予防班 市役所総合窓口課 各総合支所地域振興課

身体障害者手帳または精神障害者保健福祉 手帳を所持されており、かつ寝たきりの状態

にある方を自宅で介護している方に対して、紙おむつ等の家族介護用品の購入費を助 成します。

○対象者(次の全てを満たす方)

- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持されている方で寝たきりの 状態にある方を在宅で介護している方
- ・ | 月のうち | 6日以上在宅で介護をしている方
- ・市内に住所を有する方(介護が必要な方、介護をしている方ともに)

○助成額

- ·月7、000円
- ・該当者には助成券を交付しますので、その券を市が指定した薬局でご使用くださ ۱۱°

○対象の家族介護用品

- 1. 紙おむつ
- 2. おむつ用防臭袋 3. リハビリパンツ
- 4. 尿とりパッド 5. 使い捨て手袋
- 6. 濡れティッシュ

- 7. 清拭剤
- 8. ドライシャンプー
- 9. 口腔ケアスポンジ
- IO. 口腔ケアウェットティッシュ II. ポータブルトイレ用消臭剤
- 12. 尿取りシーツ(使い捨て) 13. とろみ剤
- 14.入れ歯ケア用品(義歯用ブラシ、洗浄剤、安定剤)
- Ⅰ5. エプロン(使い捨て)

○注意事項

- ・寝たきりの状態とは、「屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体で ある」または、「一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する」状態 のことを指します。
- ・助成券を使用した後に、該当にならないことが判明した場合には、返金いただくことがありま す。

○申請手続き

- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてく ださい。
- ・福祉課介護予防班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課で手続き可能です。
- ・窓口にて聴き取り調査をさせていただきますので、5~10分程お時間をいただきます。
- ・申請は毎年必要です。対象の方には3月頃に更新に必要な書類を送付いたします。

(I) 障害者相談支援事業

福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

障がいのある方やその家族から福祉に関す る相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助

及び関係機関との連絡調整を行います。相談は無料です。まずはお電話ください。 (※毎月 | 回、巡回相談も行っています。)

○委託先

「BRIDGEはあと」(社会福祉法人 南高愛隣会) 雲仙市愛野町乙493番地6(電話:0957-36-3850)

○令和5年度障害者巡回相談

・実施日時:原則、毎月第2月曜日の13:30~16:00

(第2月曜日が祝日の場合は翌週実施 ※詳細日程は下記参照)

日程	実施地区	日程	実施地区
令和5年4月10日	愛野	令和5年 0月 6日	吾妻
令和5年5月8日	千々石	令和5年 月 3日	愛野
令和5年6月 2日	小浜	令和5年 2月 日	千々石
令和5年7月10日	南串山	令和6年 月 5日	小浜
令和5年8月7日	国見	令和6年2月19日	南串山
令和5年8月21日	雲仙	令和6年3月 日	国見
令和5年9月11日	瑞穂		

(2)地域活動支援センター

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

障がいのある方々が集い、軽作業やレクリ エーション、調理実習などを行うことにより、

仲間づくりや地域との交流を促進します。自己負担は原則無料です。ただし、調理実習 等の材料代は実費負担となります。

○委託先

「ウェルカム社おばま」(社会福祉法人コスモス会) 雲仙市小浜町富津846(電話:0957-75-0808)

(3) 日中一時支援事業

障がいのある方(児童)の日中活動の場を 提供し、障がいのある方を日常的に介護して いる家族の一時的な負担の軽減を図ります。 福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

○対象者

自宅等で生活されている障がいのある方(児童)で障害程度区分が「I」以上と 判定された方。

○申請手続き

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請 書により手続きをしてください。

〇サービスの決定

申請に基づき、障がい者の程度区分や介護を行う方の状況等を勘案し、サービス の種類、支給量を決定します。

〇利用料

原則 | 割が自己負担です。ただし、課税状況により負担上限月額が設定されます。

(4)移動支援事業

屋外での移動が困難な在宅の障がいのある 方(児童)が、外出される際付き添いのヘル パーを派遣します。 福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

○申請手続き

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。

〇サービスの決定

申請に基づき、サービスの必要時間数を決定します。

〇利用料

原則 | 割が自己負担です。ただし、課税状況により負担上限月額が設定されます。

(5) 通学支援事業

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

特別支援学校へ通学する児童に対して、ガイドヘルパーが付き添い公共交通機関等(※)

を利用しながら登下校することで、送迎を行う保護者の負担軽減及び児童の自立を図る ことを目的とした事業です。

※公共交通機関等 …… 通学方法については、特に制限なくバス、鉄道、福祉有償運 送(タクシー)等が利用できます。

○支援の種類

①個別支援型 | 人のガイドヘルパーが | 人の対象者に同行し、支援を行う。

②グループ支援型 安全性の確保できる範囲において、I人のガイドヘルパーで対象 者最大4人までの支援を行う。

③車両移送型 市が委託するバス事業者において車両を運行し、上記①及び②の 対象者に対して、市内から特別支援学校まで決まった経路で移送 を行うことにより支援を行う。(ガイドヘルパー同行支援の利用 が条件)

※令和5年度運行事業所:「雲仙観光株式会社」

※令和5年度運行先:「長崎県立島原特別支援学校」

○申請、利用手続き

- ・利用申請前に、移動支援を行う事業所へ利用計画等について、ご相談をお願いし ます。
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請 書により手続きをしてください。
- ・申請に基づき、支給(利用)の可否やサービス利用の必要時間数を決定します。 利用決定後に、市から受給者証の発行を受け、事業を実施している事業所と契約 を結ばれた後に、利用開始となります。

〇利用料

- 利用者においては、原則 | 割が自己負担です。
- ・ただし、世帯の課税状況により負担上限月額が設定されます。

(6) 雲仙市障害者地域生活支援拠点事業

? 問合せ先

福祉課障がい班 BRIDGE はあと(委託先) TEL:080-6862-3418

地域生活支援拠点事業は、障がい者(児) の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、

市が委託する相談支援事業所等を軸とした関係機関が協力して、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みです。

○事業内容

①相談[24時間365日相談体制]

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制 を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相 談、その他必要な支援を行います。

②緊急時の受け入れ対応

短期入所施設等を活用し、介護者の急病や冠婚葬祭等の他、障がい者の状態変化に伴う緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等が要な場合に対応を行います。

○対象者

障がい等により、緊急時の生活の維持に不安をお持ちの方など、以下の方が対象 になります。

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ②診断書による認定で、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用できる方
- ③指定難病など障害者支援法の対象疾病にり患している方
- 4発達障がいのある方

委 託 先	BRIDGEはあと(社会福祉法人 南高愛隣会)
住 所	雲仙市愛野町乙493番地6
電話番号	080-6862-3418
開業時間	8時30分~Ⅰ7時00分(※緊急時の相談については24時間対応)
休 業 日	土日祝日、 2月29日~ 月3日 (※緊急時の相談については年中無休)
利用料金	相談:無料 緊急時の一時受け入れ:障害福祉サービスの利用となるため、利用者 負担額が発生する場合があります。詳しくはご相談ください。
利用方法	電話、来所
備考	「緊急」とは、家族等養護 (介助) 者の疾病等による急な不在や精神的 不安等に伴う一時的な避難などを想定しています。

(7) 自発的活動支援事業

? 問合せ先

福祉課障がい班 ぴあサポートうんぜん 代表 草野友一(委託先) TEL:070-8382-2773

発達障害児(者)、引きこもり、不登校児な どやその家族が互いの悩みを共有することや、 情報交換のできる交流活動を実施しています。

○主な活動 : ピアカウンセリング、講師を招いての勉強会、

当事者の「何かできること」「何かしたいこと」探しと手助け

〇対 **象**: 発達障害児(者)、引きこもり、不登校児、左記の家族や親族

〇曜 日 : 毎月 第3日曜日

〇時 間 : |3時30分~|5時30分

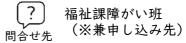
○場 所 : 雲仙市愛の夢未来センター

○その他: 申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

(8) 意思疎通支援事業

(手話通訳者、要約筆記奉仕員等の 意思疎通支援者を派遣)

聴覚障害者又は、障がい者の家族、支援者、 介助者、法定代理人等へ意思疎通支援者を派 遣します。



○派遣の申請

福祉課障がい班、市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課に備え付けの申請書を窓口で提出していただくか、FAXで福祉課障がい班へ送信してください。

○意思疎通支援者の派遣内容

聴覚障害者等が日常生活及び社会生活を営むために必要な場合。ただし社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容及び公共の福祉に反すると認める内容を除きます。

〇利用料/事前予約

利用料は無料、ただし原則7日前までに申し込みが必要です。

〇申し込み先

福祉課障がい班(FAX:0957-36-8900)

※市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課の窓口で申請書をお預けいただくことも可能です。

(9) 視覚障害者生活訓練事業

視覚に障がいのある方に、日常生活に必要 な訓練及び指導等を行うことにより、社会参 加の促進を図ることを目的に実施しています。 市社会福祉協議会(委託先) TEL: 0957-37-2855

福祉課障がい班

○委託先

「社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会」 雲仙市千々石町戊762番地(電話:0957-37-2855)

○訓練内容

・歩行訓練、点字等の習得訓練(利用料:無料)

○申し込み

・雲仙市社会福祉協議会(委託先)へご連絡いただくか、同協議会各窓口にてお申し 出ください。

○その他

- ・訓練の参加の有無にかかわらず、視覚に障がいのある方やボランティアとの交流会 のみでも参加できます。
- ・市内は無料送迎を行います。

(10) 声の広報等発行事業

市役所総合窓口課 各総合支所地域振興課 視覚に障がいのある方(身体障害者手帳

(視覚障害)の認定を受けている方)に、

市広報紙等をCDに録音した『声の広報(※)』を、毎月無料配布(郵送)しています。 配布を希望される方は、登録が必要ですので、身体障害者手帳をご持参の上、福祉 課障がい班へ申し込んでください。

また、福祉課障がい班(福祉事務所内)や各地区図書館(室)にも貸し出し用(貸 出期間:2週間)のCDがありますので、ご利用ください。

- ※『声の広報』…雲仙市が「雲仙市音声訳会やまぼうし」へ委託し、音声読み上げ のCDを作成しています。
 - ・広報うんぜん
 - ・雲仙市議会だより
 - ・やまぼうし(季節・地域の情報) 他

(| |) 自動車運転免許取得費の助成

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

身体障害者手帳(| 級~4級)の交付を 受け、運転免許の取得により就労・就学が

見込まれる方などに対し、自動車運転免許取得にかかる費用の一部を助成します。

○対象経費

自動車学校教習料など免許取得にかかる下記の費用

・入学金 ・教習料 ・教習コース使用料 ・技能検定料 ・受験料

○助成額

対象経費の3分の2の額(千円未満切捨/上限額:10万円)

○申請書類等

免許取得の訓練開始前に、福祉課障がい班または市役所総合窓口課、各総合支所 地域振興課の窓口にて、以下の書類により申請してください。

- ((I)~(3)及び(8)の書類は窓口にてお求めいただけます。)
- (1) 交付申請書

- (2)自動車運転免許取得事業計画書
- (3) 自動車運転免許取得収支見積書
- (4)身体障害者手帳の写し
- (<u>5</u>) 運転適性相談結果票の写し(※) ※発行については運転免許試験場までお問合せください。
- (6)施設入所中の場合は事業の要否に関する当該施設長の意見書(任意様式)
- (7) 市外の学生の場合は在学証明書
- (8) 市内在住の方は課税額調査同意書
- (9)市外在住の方は所得証明書等の所得金額が確認できる書類

○その他

- ・世帯の所得により助成対象外となる場合があります。
- ・市外在住の方が申請される場合、上記申請書類とは別に追加で書類提出をお願いする場合があります。
- ・申請より先に訓練を受けられた場合の追認はできません。必ず事前に申請する必要があります。
- ・申請受理後、所管課で審査を経て申請者へ交付決定(または不決定)通知をお送りしますので、通知確認後、各費用の支払いや免許取得の手続きを行ってください。通知前に着工した場合、助成対象外となります。

(12) 自動車改造費の助成

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

身体障害者手帳の肢体不自由 I 級、 2 級の方が仕事などのために、自動車の「ハン

ドルに握りをつける、ブレーキやアクセルを手動にする」などの改造をする場合に、 改造費用の一部を助成します。

○対象者(次のすべての要件に該当する方です)

- ・市内在住の方で身体障害者手帳の上肢機能障害又は、下肢、体幹機能障害 I 級、2 級の方。
- ・仕事などに使うため、障がい者本人が所有し運転する自動車の操行装置又は駆動 装置等を改造する方。(トラックや商用車は除く)

○助成額

10万円を限度に、改造に要した費用

○申請書類等

車両の改造前に、福祉課障がい班または市役所総合窓口課、各総合支所地域振興 課の窓口にて、以下の書類により申請してください。

- ((I)~(2)及び(8)の書類は窓口にてお求めいただけます。)
- (1) 交付申請書

- (2) 自動車改造事業計画書
- (3) 自動車改造にかかる費用の見積書
- (4)身体障害者手帳の写し

(5) 改造前の車両の写真

(6) 自動車検査証の写し

(7) 申請者の運転免許証

(8)課税額調査同意書

○その他

- ・世帯の所得により助成対象外となる場合があります。
- ・<u>申請より先に改造された場合の追認はできません。必ず事前に申請する必要があ</u>ります。
- ・申請受理後、所管課で審査を経て申請者へ交付決定(または不決定)通知をお送りしますので、通知確認後、車両の改造や各費用の支払い等を行ってください。 通知前に着工した場合、助成対象外となります。

(1) 成年後見制度について

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

認知症、知的障害、精神障害などにより物 事を判断する能力が十分でない方について、

本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

下記事業内容による支援・助成がありますので、上記問い合わせ先へ直接、お問い合わせいただくか、司法書士や法律事務所などを介するなどして、ご相談ください。

○事業内容

- ・後見開始等審判申立てに関する支援
- ・審判申立てに係る収入印紙代等の助成
- ・成年後見人等に対する報酬等の助成

(1) 障害基礎年金

?

日本年金機構諫早年金事務所 TEL: 0957-25-1662 (相談予約専用ダイヤル) TEL: 0570-05-4890

調会共生 ※国民年金加入者は、

市役所総合窓口課保険年金班・各総合支所地域振興課

○次の要件を満たす場合に支給されます。

- I. 国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(これを初診日と言います。)があること
 - ※)20歳前や、60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で日本国内に住んでいる間に初診日がある時も含みます。
- 2. 一定以上の障害の状態にあること。
- 3. 保険料納付要件
 - ・初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
 - ・ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。
 - (I)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間 について、保険料が納付又は免除されていること
 - (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの I 年間に保険料の未納がないこと

○年金額(令和5年4月現在)

- · 障害基礎年金 | 級 ····· 年額 993,750円
- ·障害基礎年金2級 ····· 年額 795,000円

○障がいの認定

初診日から I 年6カ月を経過した日(その間に治った場合は治った日)または20歳に達した日に障害の状態にあるか、または65歳に達する日の前日までの間に障害の状態となった場合

(※認定や等級は、手帳の有無や等級とは異なりますのでご注意下さい。)

○その他 (障害厚生年金)

障害厚生年金には、程度が軽い3級障害と障害手当金(一時金)制度があります。

(2)特別障害者手当

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

20歳以上で国民年金の障害基礎年金 I 級 程度の障がいが重複するなど、著しい最重度の障

がい状態にあるため、その支給要件・認定基準を満たした場合に、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅障害者の方へ支給されます。

○認定請求に必要なもの

- (1) 認定請求書 (2) 認定診断書 (3) 口座振替依頼書 (4) 同意書
- (<u>5</u>) 承諾書 (<u>6</u>) 特別障害者手当所得状況届(マイナンバー記載あり(<u>※</u>)) ※マイナンバー未記載の場合は、追加で書類を提出いただく場合があります
- ○窓口までご持参いただくもの(現物確認または写しを控えさせいただきます。)
 - (1) 印鑑(認印可) (2) 申請者名義の通帳
 - (3) 年金受給者の方は、年金受給額が確認可能な通帳
 - (<u>4</u>) 本人及び配偶者、扶養義務者のマイナンバーがわかる書類(※) ※マイナンバーカードまたは個人番号通知カード等
 - (5) 障害者手帳や特定医療費(指定難病)医療受給者証等(所持者のみ)
 - (6)年金を受給している場合は、「年金証書」または「年金振込通知書」

○支給月

5月、8月、11月、2月(年4回)

○手当の額(令和5年4月現在)

月額 27,980円

- ○不支給要件(支給中の方も資格喪失、支給停止になります。)
 - ・施設に入所している方
 - ・病院などに3か月以上入院している方
 - ・本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある

○その他

- ・認定基準は各障がいにより異なります。
- ・原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

(3)障害児福祉手当

福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

20歳未満で重度の障がいの状態にある <u>(回答で元) 各総合文所地</u> ため、その支給要件・認定基準を満たした 場合に、日常生活において常時の介護を必 要とする在宅の方に支給されます。支給月は特別障害者手当と同月です。

○認定請求に必要なもの

- (1) 認定請求書 (2) 認定診断書 (3) 口座振替依頼書 (4) 同意書
- (5) 承諾書(障者年金等を受給されている場合のみ)
- (<u>6</u>) 障害児福祉手当所得状況届(マイナンバー記載あり(<u>※</u>)) ※マイナンバー未記載の場合は、追加で提出いただく書類があります。
- ○窓口までご持参いただくもの(現物確認または写しを控えさせいただきます。)
 - (1) 印鑑(認印可) (2) 児童本人名義の通帳
 - (3) 本人及び配偶者、扶養義務者のマイナンバーがわかる書類(※) ※マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
 - (4) 障害者手帳や特別児童扶養手当証書等(所持者のみ)
 - (5) 年金を受給している場合は、「年金証書」または「年金振込通知書」
- ○手当の額(令和5年4月現在)

月額 15,220円

- ○不支給要件(支給中の方も資格喪失、支給停止になります。)
 - ・施設に入所している方
 - ・障がいを支給事由とする公的年金等を受給している方
 - ・本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上ある方

○その他

・認定基準は、各障がいにより異なります。

(4) 経過的福祉手当

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

昭和6 | 年3月3 | 日現在、20歳以上の 福祉手当受給者で、障害基礎年金及び特別障

害者手当に非該当で、重度障がいのある方に支給されます。

(※旧福祉手当の対象の方のみへの支給となり、新規の認定はありません。)

〇手当の額(令和5年4月現在)

月額 | 15, 220円

(5) 児童扶養手当

字 子ども支援課子育て支援班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

ひとり親世帯などで、I8歳未満の児童を 養育する人(母親など)で、定められた所得 などの要件を満たす人に支給されます。

令和5年4月現在

	児童 人の場合	全額支給 月額 44, 40円 一部支給 月額 44, 30円~ 0, 4 0円
支給額	児童2人の場合	「児童 人の場合」の金額に 全額支給 月額 0,420円 一部支給 月額 0,4 0円~5,2 0円 を加算
	児童3人目以降	「児童2人の場合」の金額に 人につき 全額支給 月額 6,250円 一部支給 月額 6,240円~3,130円 を加算
支 給 月		I 月、3 月、5 月、7 月、9 月、I I 月
支給方法		金融機関への口座振込

《要件の主なもの》

- ① 父母が離婚し、父または母と生計が同じでない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害にある児童
- ④ 父または母の生死が不明な児童
- ⑤ 父または母から | 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母の申立てによりDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が | 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ その他 (棄児など)

○次に該当する方は支給されません

- ・児童が児童福祉施設に入所している方
- ・受給資格者が障害年金受給者の場合は子の加算部分が、障害年金以外の公的年金 受給者の場合は、その受給額が児童扶養手当額を上回る方
- ○申請には、認定請求書、戸籍謄本、預金通帳、その他請求に必要な様式等が必要で す。

(6)特別児童扶養手当

字 子ども支援課子育て支援班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

ぶ身に中度または重度の障がいのある20 <u>□□□</u> 歳未満の児童を養育している父、母、もしく は父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

○申請に必要なもの

- (1)特別児童扶養手当認定請求書 (2)児童の就学状況についての申立書
- (3) 医師の診断書 (4) 戸籍謄本 (5) 貯金通帳
- (6) 同一住所地の居住者等に係る申立書

○次のような場合は支給されません。

- ・児童が児童福祉施設に入所している場合
- ・児童が障がいを理由として公的年金を受けることができる場合
- ・受給資格者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合

○手当の額(令和5年4月現在)

Ⅰ級(児童 | 人につき) …… 月額 53,700円2級(児童 | 人につき) …… 月額 35,760円

※手当の等級は、手帳の等級と範囲が異なりますので、ご注意ください。

○支給月

4月、8月、11月(年3回)

〇支給方法

金融機関への口座振込

(7) 心身障害者扶養共済制度

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

心身に障がいがあるために独立自活することが困難な方を扶養している保護者の方が、

その生存中に毎月一定の掛金をかけ、万一のことがあった場合に、後に残された心身 に障がいがある方に終身、一定の年金を支給する制度です。

○対象となる心身障がいの程度

- ①知的に障がいのある方
- ②身体障害者手帳が | 級から3級までの方
- ③心身に永続的な障がいを持ち、その障がいの程度が①・②と同程度の方

〇加入対象者

現に上記の心身障害者(児)を扶養している方で

- ・県内に住んでいること
- ・65歳未満であること
- ・特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態にあること

○年金の額(加入者が死亡または重度障がい者になった場合)

| 口加入のとき …… 月額 20,000円

2口加入のとき …… 月額 40,000円

※加入者より先に障がいのある方(児)が死亡したときは、弔慰金(加入期間が I 年以上であることが条件)が支給されます。

○掛金の額

掛金の額は、加入時及び口数追加時の年度(4月 | 日から翌年3月3 | 日)の4月 | 日時点の加入者の年齢に応じて金額が決まります。

(I) 障害者交通費助成事業 (タクシー助成)

字 福祉課総務高齢班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けた方が、外出時に

タクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成します。チケット制です。 ※手帳による I 割引と同時に利用できます。乗車時は手帳を運転手へ提示ください。

○対象となる方

重度障害者:身体障害者手帳 | 級又は2級、療育手帳 A | 又は A 2 を所持する方

障害者:身体障害者手帳3級、療育手帳(BIまたはB2)、精神障害者保健福

祉手帳を所持する方

〇助成内容

重度障害者:800円上限券×72枚

障 害 者:3割券(上限800円)×72枚

※人工透析を受けられている方は最大 | 44枚、特定医療費(指定難病)受給者証

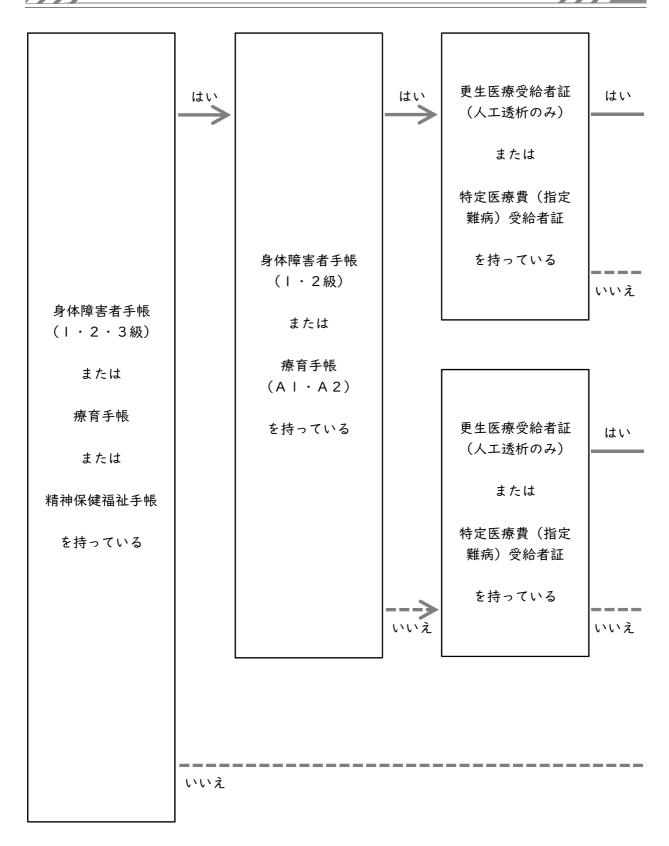
をお持ちの方については最大IO8枚交付

○配車に関する問い合わせは、下表の電話番号までお問い合わせください。

雲仙市タクシー協力事業者一覧

旧町名	会社名	電話番号
国見町	国見港湾観光タクシー	0957-78-3246 / 0120-324-639
四九町	本多観光バス・タクシー国見営業所	0957-78-3777 / 0120-772-923
瑞穂町	瑞穂タクシー	0957-77-3161
吾妻町	Azuma 介護タクシー	090-6069-1365
	エキマエタクシー愛野営業所	0957-36-0039
愛野町	愛の福祉タクシー	0957-36-2554
	ケアタクシーほっと	0957-36-0332
千々石町	今坂タクシー	0957-37-2021 / 0120-103-995
	小浜温泉タクシー	0957-74-3177 / 0120-743-178
小浜町	小浜観光タクシー	0957-74-2619 / 0120-372-619
小光町	平成観光雲仙営業所	0957-73-2010
	福祉タクシーあさひ	090-4513-3382 / 0800-200-2945
南串山町	南串タクシー	0957-88-2033

タクシー利用券交付事務における フローチャート(70歳未満)



- ①年度途中で対象者となった場合(手帳取得・転入)
 - ⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚
- ②特定医療費(指定難病)受給者証所持者は対象となった月から追加交付可能
 - ⇒ 対象となった月から年度末までの月数×3枚

更生医療受給者証 (人工透析のみ)オレンジ色 重度障害者(72枚)

特定医療費 (指定難病) 受給者証 オレンジ色 重度障害者(72枚) +追加(最大36枚)

---->

オレンジ色 重度障害者(72枚)

+追加(最大72枚)

(人工透析のみ) りんどう色 障害者(72枚) +追加(最大72枚)

更生医療受給者証

特定医療費 (指定難病) 受給者証 りんどう色 障害者(72枚) +追加(最大36枚)



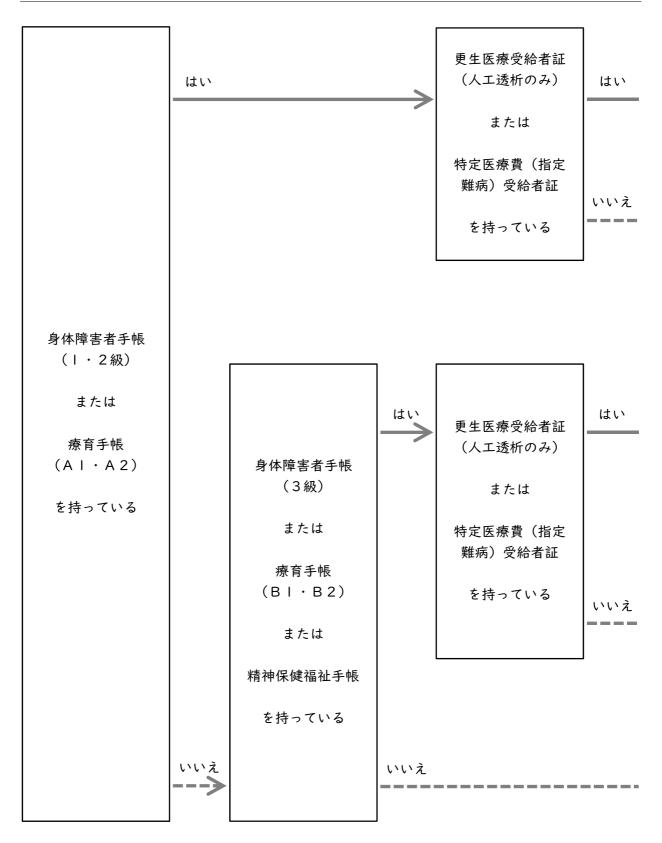
りんどう色 障害者 (72枚)

---->

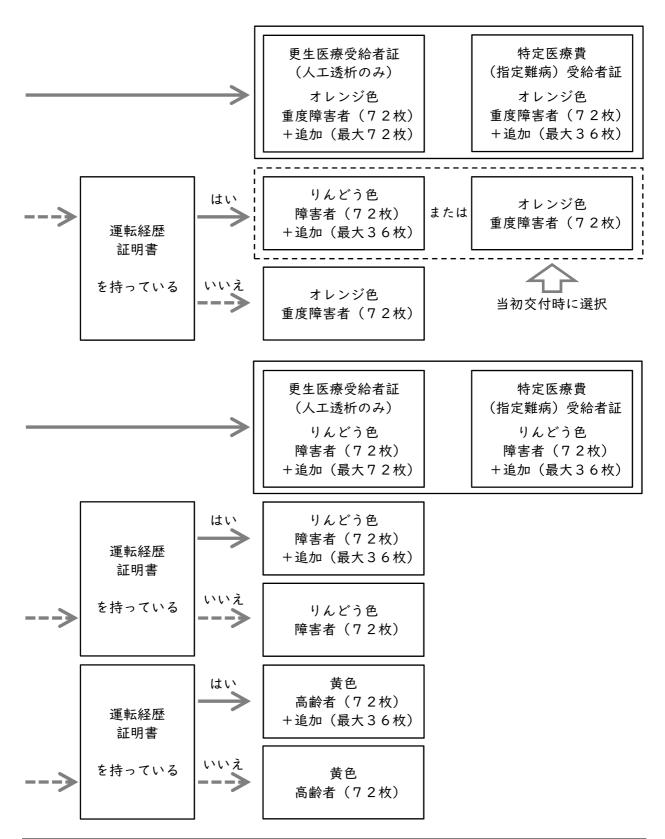
対象者ではありません

- ③更生医療受給者証(人工透析のみ)所持者(※)は対象となった月から追加交付可能 (※特定疾病療養受療証(通称マルチョウ)所持者でも可)
 - ⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚

タクシー利用券交付事務における フローチャート(70歳以上)



- ①年度途中で対象者となった場合(誕生日・転入)
 - ⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚
- ②運転経歴証明書所持者、特定医療費(指定難病)受給者証所持者は対象となった月から追加交付可能
 - ⇒ 対象となった月から年度末までの月数×3



- ③更生医療受給者証(人工透析のみ)所持者(※)は対象となった月から追加交付可能(※特定疾病療養受療証(通称マルチョウ)所持者でも可)
 - ⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚
- ④年度途中で障害者手帳を取得した方のうち、既にタクシー券の交付を受けていた方
 - ⇒ 残り全てのタクシー券を返却することで返却枚数分の交付が可能(選択式)

(2) バス運賃、タクシー料金の割引

各路線バス会社 各タクシー会社

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳)の所持者には、路 線バス、福祉タクシーや介護タクシーなどの運賃割引があります。

◎ご利用の際は、手帳を運転士等へ提示してください。

対象者	路線バス運賃	※精神障害者保健福祉手帳は 県内バス会社に限ります。	タクシー 運賃
身体障害者手帳第 種療育手帳第 種	普通料金	本人、介護者とも5割引	
精神障害者保健福祉手帳 級	定期料金	本人、介護者とも3割引 ※小児定期乗車券は除く	Ⅰ割引
身体障害者手帳第2種療育手帳第2種	普通料金	本人5割引	1 5131
精神障害者保健福祉手帳 2·3級	定期料金	本人3割引 ※小児定期乗車券は除く	
運転経歴証明書	・割引はありま	せん。	タクシー 会社によ る

[※]運行に関する問い合わせは、各路線バス会社へお問い合わせください。

(3)島原鉄道運賃の割引

?

島原鉄道島原駅 TEL:0957-62-4705

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳)の所持者には割引 があります。

◎ご利用の際は、手帳を駅の窓口に提示してください。

種別	割引対象	乗車券 種別	割引率	割引詳細
	本人	普通 乗車券 回数 乗車券		・島原鉄道単独であれば距離に関係なく割引が適用となります。 ・但し、JR連絡乗車券を購入される場合は、片道の乗車距離が 100km を超える区間に限ります
身体障害者 2種 第 1 種 第 1 種 第 1 種 第 1 種 第 1 種 第 1 種 第 1 種 1 級、 2 級、 3 級	本人と介護者	垂垂 垂 回車 東 東 東 東 東 東	50%	・介護者は 人のみ適用されます。 ・小児定期は割引を適用できません。 ・介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 ・本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。 ②介護者の適用 ・手帳の2種(精神障害者保健福祉手帳については2級、3級)については2級、3級)については、12歳未満のみの介護者とし、定期乗車券のみを対象する。

※第 | 種、第 2 種の区分は、身体障害者手帳、療育手帳に表示されています。

(4) JR 運賃(JR 九州)の割引

? □ JR 各窓口 問合せ先

「身体障害者手帳」または「療育手帳」(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第 I 種」

または「第2種」の記載のあるもの)を提示されると、次の割引が適用となります。

種別	割引対象	乗車券種別	割引率	注意事項
	本人	普通乗車券		片道 101km 以上ご利用の場合に限ります。
第 種	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	50%	介護者の方はお 人のみ割引が適用できます。 小児定期は割引を適用できません。 介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も 通勤定期となります。 本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券を 同時に購入していただきます。
	本人	普通乗車券	50%	片道 101km 以上ご利用の場合に限ります。
第 2 種	本人(12 歳未満) と介護者	定期乗車券		介護者の方はお 人のみ割引が適用できます。 小児定期は割引を適用できません。 介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も 通勤定期となります。 本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券を 同時に購入していただきます。

- ※割引した運賃の5円の端数は切り捨てます。
- ※第 | 種、第 2 種の区分は、身体障害者手帳、療育手帳に表示されています。

(5) 航空運賃の割引

? 各航空会社 問合せ先

障害者手帳をお持ちの方が国内線を利用 するとき、障害種別に関わらず、本人及び

介護者 | 人まで割引きされます。割引率は、航空会社や路線によって異なります。

航空会社	・日本航空㈱	・日本トランスオーシャン航空㈱	・ANAウイングス㈱			
	・㈱ジェイエア	・琉球エアーコミューター㈱	・スカイマーク㈱			
	·全日本空輸㈱	・㈱フジドリームエアラインズ	・㈱北海道エアシステム			
	·㈱AIRDO	・日本エアコミューター(株)	・㈱ソラシドエア			
	・東邦航空㈱	・アイベックスエアラインズ(株)	・㈱スターフライヤー			
	・新中央航空㈱	・オリエンタルエアブリッジ(株)	・天草エアライン㈱			
対象者	Ⅰ 2 歳以上の身体障害者手帳所持者					
	I 2歳以上の療育手帳所持者					
	I 2歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者					
	(顔写真つきのもの及び搭乗日当日が有効期限内のもの)					

- ◎ご利用の際は、手帳を航空券販売窓口へ提示してください。
- ◎いずれも国内線のみ。その他航空会社でも実施されている場合もありますので航空会社へ直接お問い合わせください。

(6) 有料道路料金の割引

福祉課障がい班市役所総合窓口課問合せ先 各総合支所地域振興課

身体障害者手帳、または療育手帳(Al、

A2)の交付を受けた方が、通勤、通学、通

院などの日常生活において高速道路などの有料道路を利用するとき、次の条件に該当する場合は通行料金が5割引になります。(※割引には事前に申請手続きが必要です。)

○対象者

身体障害者手帳「第Ⅰ種」	・本人が運転する場合。 ・介護者が運転し、本人が同乗する場合。
身体障害者手帳「第2種」	・本人が運転する場合
療育手帳「第丨種」	・介護者が運転し、本人が同乗する場合

○申請に必要な書類(※69ページも併せてご覧ください。)

- (1)身体障害者手帳または療育手帳(重複して手帳をお持ちの場合は両方の手帳)
- (2) 運転免許証(障がい者本人が運転し、かつ新規の時)
- (3) 車検証(※自動車登録しない場合は、不要です。)
 - ※)電子車検証の場合、原本の提示と電子車検証の記載内容をA4汎用紙に 印刷した「自動車検査証記録事項」により確認します。)

☆ETCを利用する場合は、次の物もあわせて必要です。

- (4)障がい者本人名義のETCカード(未成年者の場合は親権者の名義でも可)
- (<u>5</u>) ETC車載器セットアップ申込書・証明書等(ETC車載器の管理番号が確認できるもの)
- (<u>6</u>) 84円切手(申込みは郵送になります。封筒は専用のものを準備してあります。)
 - ※)ETCレーン利用での割引は、申込みから利用まで3週間ほどかかります。

○申請の窓口

福祉課、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口での申請に加え、ET C利用の方はオンライン申請ができます。

- ※オンライン申請受付サイト URL https://www.expressway-discount.jp
- ※オンライン申請では本人確認のためマイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要です。

○割引有効期限

新規・変更申請の場合は、申請した日からその後の2回目の誕生日までとなります。ただし、更新申請(有効期限2か月前から有効期限前日までの申請)の場合は、申請した日からその後の3回目の誕生日までとなります。(最長2年2か月)

○対象になる自動車の車種などの条件

- ①自家用の乗用車で、IO人乗りまでのもの。
- ②自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りが無く、4~10人乗りのもの。
- ③自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りがあり、最大積載量が500kgまでで、4~10人乗りのもの。
- ④二輪車で、排気量が | 25cc を超えているもの。
- ⑤特種用途自動車の | 0人乗りまでのもので、「車いす移動車(身体障害者輸送車)」、「患者輸送車」または「キャンピング車」であるもの。
- ※軽トラックは、割引できません。
- ※貨物で、荷台部分が窓無しや目隠しになっているものは、割引できません。
- ※自家用でも、車体に店名や会社名が書かれているものは、割引できません。

○対象になる自動車の所有者、使用者の条件…(所有者、使用者は車検証に記載)

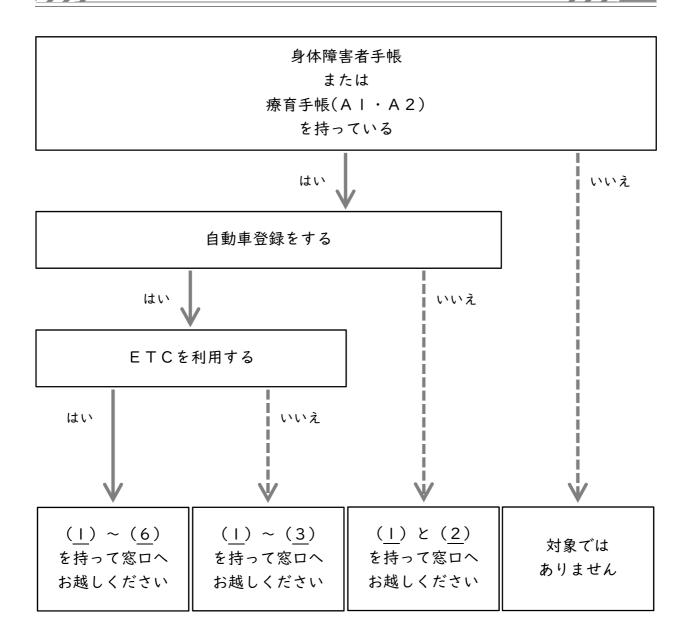
- ①障がいのある方
- ②障がいのある方と同じ住所に住んでいる方
- ③障がいのある方と別居の家族で、夫、妻、父母、祖父母、子・孫とその夫や妻、 兄弟姉妹とその夫や妻
- ④障がいのある方の家族以外の方で、本人を介護している方も対象です。(法人不可)(○○に車がない場合)※第2種の方は対象となりません。
- ⑤長期リースやローンのため、所有者が法人のときは、使用者が①~④の方
- ※使用者が①~④で所有者が法人のものは、⑤以外の理由では割引できません。 割引できないものの例:勤め先の法人が所有する車を、通勤や営業等の使用のために、使用者へ貸し出しているもの。

☆令和5年3月27日から新たに対象となった自動車

・事前登録されていない自動車

親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)、福祉有償運送車両(要介護者のみ)など

有料道路料金の割引制度申請時の 必要書類チャート



- (Ⅰ) 身体障害者手帳または療育手帳(AⅠ·A2)
- (2) 運転免許証
- (3)登録する自動車の車検証
- (4) ETCカード
- (5) ETC車載器セットアップ申込書・証明書
- (6) 84円切手

(7) おもいやり駐車場制度(旧パーキング・パーミット制度)

? 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

公共施設などの障害者等駐車場や建物出入 口までの経路の長さができるだけ短くなる位

置に設けられた一般駐車場を利用できる方を明確化するため、駐車場の利用に配慮が必要な方に利用証を交付し、適正利用を図る制度です。

○対象者(以下のいずれかに該当する方)

- ・身体に障がいのある方(身体障害者手帳の等級に条件あり)
- ・40歳以上の方で、要介護認定を受けている方(要介護度 | 以上)
- ・特定疾患医療受給者、特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療受給 者の方
- ・知的に障がいのある方(療育手帳AI、A2)
- ・精神障害者(障害の程度が重度の方で、精神障害者保健福祉手帳 | 級の方)
- ・けが、病気などにより車イスやつえを使用している方(医師の診断等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方)
- ・妊産婦(母子健康手帳取得時~産後 | 年の方)

○申請に必要なもの(以下のいずれか)

- (I) 身体障害者手帳
- (2) 介護保険被保険者証
- (<u>3</u>)特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病 医療受給者証
- (4)療育手帳
- (5)精神障害者保健福祉手帳
- (6)診断書(※歩行困難な理由、車イス・つえ等の使用期間の明記が必要です)
- (7) 母子健康手帳

(8) 駐車禁止除外措置

?

雲仙警察署

合せ先

TEL: 0957-75-0110

障害者手帳をお持ちの方(身体障害者手帳: :下欄参照、療育手帳:AI、A2、精神障

害者福祉手帳: I級)のうち、障がいの程度、若しくはその他歩行が困難な方が運転する自動車については、公安委員会が指定する法定駐車禁止区域(交差点、トンネル、坂の頂上付近等)を除く駐車禁止区域に駐車できる許可証の交付を受けることができます。

障がいの区分		障がいの程度
視覚障害		Ⅰ級から3級 または4級のⅠ
聴覚障	害	2級及び3級
平衡機能	汽 汽	3級
乳幼児期以 前の非進行 性の脳る運動 による運動 機能障害	上肢機能	- 級及び2級 (一上肢のみに運 動機能障害がある 場合を除く)
12017	移動機能	Ⅰ級から4級
上肢不自由		Ⅰ級または2級 のⅠ、2級の2

障がいの区分	障がいの程度
下肢不自由	Ⅰ級から4級
体幹不自由	Ⅰ級から3級
心臓機能障害	級及び3級
じん臓機能障害	級及び3級
呼吸器機能障害	級及び3級
ぼうこう又は直腸機能障害	級及び3級
小腸機能障害	級及び3級
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	
肝臓機能障害	Ⅰ級から3級

- ○申請は、雲仙警察署で駐車許可証の交付を受けて下さい。
- ○駐車するときは、許可証を運転席の前に置きます。
- ※上記基準に該当しない方でも、歩行困難な方は、駐車の必要性や駐車日時場所等を 審査して、駐車禁止除外措置を受けることが可能です。

(9)身体·聴覚障害者標識

? 問合せ先

雲仙市交通安全協会 TEL:0957-75-0681 雲仙北支局 TEL:0957-78-5523

肢体不自由で条件付き免許(例…義手、義足、装具、AT車に限る等)を持つ方が運転

する自動車のための「身体障害者標識(身障者マーク)」や「聴覚障害者標識」があります。このマークを付けた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。マークは、車の前面と後面の見えやすい位置に付けます。

販売場所等については右上の問合せ先までお尋ねください。



身体障害者標識 (四葉のクローバーマーク)



聴覚障害者標識

(10) 携帯電話基本料金使用料等の割引

?

各携带電話会社

障がい者の方に対する携帯電話基本使用料などの割引サービスが行われています。

詳しくは、下記の携帯電話の会社へお問い合わせください。

携带電話会社名		問い合わせ先	
ドコモの携帯電話から		Ⅰ5Ⅰ(局番なし)	
NTTドコモ	一般電話から	0 20 - 800 - 000	
	ドコモホームページ	http://www.nttdocomo.co.jp/	
	a u の携帯電話から	Ⅰ57(局番なし)	
a u	一般電話から	0077-7-111	
	auホームページ	http://www.au.com/	
	ソフトバンクの携帯電話から	157 (局番なし)	
ソフトバンク	一般電話から	0800-919-0157	
	ソフトバンクホームページ	https://www.softbank.jp/	

(II) NHK放送受信料の免除

字 福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

世帯主または世帯構成員(※)のどなたかが身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保

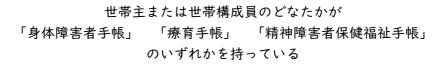
健福祉手帳のいずれかを所持している世帯のうち、下記基準を満たす場合、受信料が 免除されます。(※世帯構成員:免除申請時点におけるその世帯に含まれる構成員)

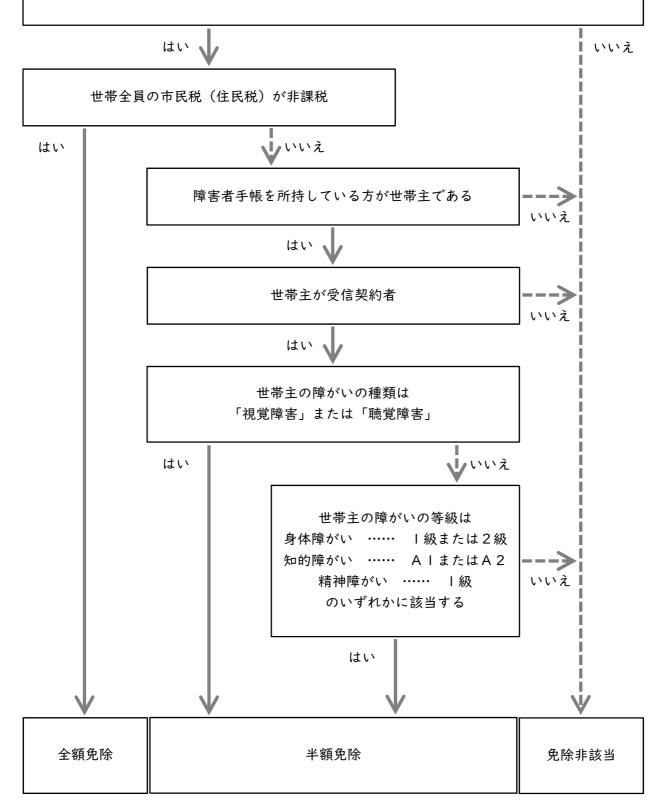
免除基準	免除割合
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 が世帯構成員であり、世帯全員が市民税(住民税)非課税の場合	全額免除
・視覚・聴覚障害者が世帯主かつ受信契約者の場合 ・身体障害者手帳 級、2級、療育手帳 A I 、 A 2 、精神障害者保 健福祉手帳 級をお持ちの方が世帯主かつ受信契約者の場合	半額免除

○免除申請の流れ

- ①福祉課障がい班、市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課へ証明書の発行 を申請します。手帳と印鑑が必要です。
- ②その証明書を次の宛先へ提出してください。 《宛先》 〒850-8603 長崎県長崎市西坂町 I-I NHK長崎放送局営業部 宛

NHK放送受信料免除申請フローチャート





(1) 所得稅、市県民稅、相続稅

障害者手帳をお持ちの方が税の申告をする際に、控除が受けられます。

	特別障害者		障害者	
区	身体障害者手帳	I 級、2級	3級~6級	問合せ先
分	療育手帳	AI、A2	BI、B2	
	精神障害者保健福祉	上手帳 I級	2級、3級	
所	障害者控除	40万円	2 7 万円	4 -
得	配偶者の扶養控除	同居は35万円		島原税務署 0957-62-328
税	扶養控除	加算		
市	障害者控除	3 0 万円	2 6 万円	市役所税務課
·県 民税	配偶者の扶養控除	同居は23万円		国保市民税班
税	扶養親族	加算		各総合支所
相 続 税	20万円×(85歳-相続者の年齢)		I 0万円×(85歳- 相続者の年齢)	島原税務署 0957-62-3281

(2) 自動車税(環境性能割・種別割)、 軽自動車税(環境性能割・種別割)



≪自動車税(軽自動車税)環境性能割、自動車税種別割≫ 県央振興局税務部 TEL:0957-22-0508

《軽自動車税種別割の減免申請手続き、身体障がい者等の減免》 市役所税務課国保市民税班

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の交付を 受けた方、または家族の方が障がいのある方に代わって通院通学、生業のために自動 車を運転する場合及び単身世帯の障がいのある方が所有し、その障がいのある方を常 時介護する方が運転する場合、自動車税又は軽自動車税の減免が受けられます。

減免を受けられるのは、障がいのある方 I 人に対し、自動車税又は軽自動車税のいずれかに限ります。

また、減免の対象や手続きの方法は、自動車税(県税)と、軽自動車税(市税)では異なる部分がありますので、ご注意ください。

○自動車税(軽自動車税)環境性能割、自動車税種別割の減免対象者の範囲

		障がいの程度		
障がいの区分		○障がいのある方が運転する 場合 (本人運転)	○障がいのある方と生計をひとつにする者が運転する場合(家族運転) ○障がいのある方のみで構成される世帯の障がいのある方を常時介護する者が運転する場合(常時介護者運転)	
	視覚障害	級〜3級、4級の 号 (注)	Ⅰ級~3級、4級のⅠ号	
	聴 覚 障 害	2級、3級	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音 声 機 能 障 害	3級(喉頭摘出による音声機 能障害に限る)		
身	上肢不自由	I級、2級	I級、2級	
体障害	下肢不自由	① I 級~6級 ②7級で他の障がいを複合す る場合は手帳の総合等級が I 級、2級	① I 級~3級 ②4級~7級で他の障がい を複合する場合は手帳の総 合等級が I 級、2級	
者手	体 幹 不 自 由	Ⅰ級~3級·5級	Ⅰ級~3級	
帳	乳幼児期以前の 上肢機能 非進行性脳病変	I 級、2級	Ⅰ級、2級	
	による運動機能 障害 移動機能	I 級~6級	I級~3級	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこ う又は直腸・小腸機能障害	I 級、3 級	I 級、3 級	
	肝臓機能障害	I級~3級	I級~3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	I級~3級	I級~3級	
	療育手帳	重度(AI、A2)	重度(AI、A2)	
	精神障害者保健福祉手帳	一級 (自立支援医療(精神通 情神障害者保健福祉手帳 院医療)の認定を受けている 方)		

[※]療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、家族運転と常時介護者運転の場合が対象となります。

(注1) 1号…視力 0.12以下、2号…視野 10度

○減免対象自動車の要件

区分	自動車の名義	運転者	使用目的
障がいのある方が自動車を 運転する場合 (本人運転)	障がいのある方	障がいのある方	特に問いません
障がいのある方のために生 計を同一にする方が運転す る場合(家族運転)	又は障がいのあ	障がいのある方 と生計を同一に する方	専ら障がいのあ る方の通学、通 所、通院、生業 のため
障がいのある方のみで構成 される世帯の障がいのある 方のために常時介護するも のが運転する場合(常時介護 者運転)	障がいのある方 本人	障がいのある方 を常時介護する 方	

○減免申請手続き

- ◆自動車税(軽自動車税)環境性能割、自動車税種別割
 - (※様式は振興局又は出張所にあります)

《本人運転の場合》

- (1) 減免申請書 (2) 障害者手帳 (3) 運転免許証 (4) 車検証
- (<u>5</u>) 生計を同一にする者が自動車名義人の場合は生計を同一にすることを証明する書面(住民票謄本又は抄本等)、
- ≪家族運転の場合(本人運転の書類に加えて下記書類が必要です。)≫
 - (<u>6</u>) 利用目的に応じて通学証明書、通院証明書、生業の実態を明らかにする (確定申告書の写し等) 証明書
 - (<u>7</u>) 障がいのある方と運転者及び車の名義人が生計を同一にすることを証明 する書面(住民票謄本又は抄本等)。
- 《常時介護者運転の場合(本人運転の書類に加えて下記書類が必要です。)》
 - (6) 運行計画書兼証明書 (7) 誓約書
 - (<u>8</u>) 身体障害者等のみで構成される世帯であることを証する書面(住民票謄本又は抄本等)。
- ◆軽自動車税種別割の減免申請手続き、身体障がい者等の減免 雲仙市税務課までお尋ねください。

(I) 生活福祉資金貸付制度(長崎県社会福祉協議会)

得合せ第

雲仙市社会福祉協議会本部 TEL: 0957-37-2855

この事業は、一時的に生活維持が困難な場 合に必要な資金を貸付け、その経済的自立と

生活意欲の助長を図り、安定した生活を営むことができるよう支援します。

○基本要件

・世帯単位の貸付

生活福祉資金の貸付は、世帯を単位として貸付けるものであり、原則として「世帯主」が借入申込者となります。

- ・社協・民生委員の相談援助が前提
- ・生活福祉資金貸付制度は、借入相談から申込み、貸付、償還中において、社協の 継続的支援や、民生委員の相談援助活動が前提となっています。これらの支援、 援助を受けることを拒否する場合は貸付できないことがあります。
- ・他制度優先 他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合には、他制度を優先活用 していただくことになります。
- ・購入及び支払い済みの経費は貸付対象外 既に購入及び支払い済みの経費は、貸付の対象となりません。

〇利用対象者

- ・低所得世帯 独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯。
- ・高齢者世帯 日常生活上療養又は介護を要する(要介護 I 以上) 6 5歳以上の高齢者の属する世帯。
- ・障害者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障が いのある方の属する世帯。

○資金の種類

1. 福祉資金(福祉費)

①生業費 ②技能習得費

③住宅整備費

4福祉用具購入費

⑤障害者自動車購入費

6療養費

⑦介護等費

⑧災害臨時費 (

9冠婚葬祭費

⑩住居移転等費 ⑪技能習得等支度費

②その他の日常一時必要費

(3)緊急小口資金

- 2. 教育支援資金(教育支援費·就学支度費)
- 3. 総合支援資金(生活支援費·住宅入居費·一時生活再建費)
- 4. 不動産担保型生活資金
- 5. 臨時特例つなぎ資金

○利用手続き

《相 談》 雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ直接お越しになるか、電話に てご連絡ください。

《申請受付》 雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ、申込関係書類の提出後審 査があります。

《審 査 会》 長崎県社会福祉協議会の貸付審査会にて適正審査がされます。

(2)福祉資金貸付事業

? 問合せ先

雲仙市社会福祉協議会本部 TEL:0957-37-2855 雲仙市社会福祉協議会各支所 ※連絡先は下記表参照

○利用対象者

雲仙市内に6か月以上居住する生活困難者世帯で、生活の再建に必要な融資を他の機関から受けることが困難な世帯。

○資金の種類

- ・一般福祉資金(5万円から10万円を限度とする資金)
- ・小口福祉資金(5万円以下の資金)

○利用申請、相談

相談は、雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ直接お越しになるか、電話にて ご連絡ください。

〇申請受付

雲仙市社会福祉協議会本部または各支所へ申込関係書類の提出をしていただきます。

〇相談受付

相談受付	相談会場	電話番号	相談日	相談時間
本部	千々石老人福祉センター	0957-37-2855		
国見支所	国見町総合福祉センター	0957-78-0596	左阳口昭	
瑞穂支所	瑞穂ヘルシー会館	0957-77-3670	毎週月曜	o n± 20 八
吾妻支所	吾妻就業改善センター	0957-38-3511	〜金曜日 (祝日は	8時30分
愛野支所	愛野保健福祉センター	0957-36-0071	お休み	17時00分
千々石支所	千々石老人福祉センター	0957-37-2755	です)	11月100万
小浜支所	小浜老人福祉センター	0957-75-0620		
南串山支所	南串山保健福祉センター	0957-88-2143		

(1) 就職に関するご相談

諫早公共職業安定所 (ハローワーク諫早) TEL: 0957-21-8609

就職を希望する方は、公共職業安定所(ハ ローワーク) に相談してください。ハローワ

ークでは以下の支援を行っています。詳しくは、諫早公共職業安定所へお尋ねください。

職業相談・紹介	就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員が障害の種類・程度に 応じたきめ細かな職業相談、紹介、職場定着支援指導等を行います。
チーム支援	ハローワークを中心に福祉施設等の就労支援者からなる「障害者就労支援チーム」を結成し、職場の準備段階から職場定着まで一貫した支援を行います。
ジョブコーチ	障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて、本人や事業所、家族に対して必要な助言や提案が行われます。
職業訓練	障害者専用訓練、一般の職業訓練への障害者の受け入れ並びに障害者能力開発校での職業訓練もあります。 訓練期間中には訓練手当、通所手当等が支給される場合があります。
障害者トライアル 雇用	障害者の常用雇用への移行を推進するため、ハローワーク等の紹介により原則3か月(精神障害者は6カ月)の試行期間を設け、事業所が障害のある方の雇用に取り組むきっかけを作ります。
短時間障害者 トライアル	精神・発達に障害がある方の就業を短時間から始め、職場への適応状況に合わせて就業時間を週20時間以上になるよう目指していきます。

(2) 雲仙市障害者職場実習促進事業

福祉課障がい班 市役所総合窓口課 問合せ先 各総合支所地域振興課

平成25年4月1日から雲仙市障害者職場 実習促進事業が開始されました。

職場実習受入事業者には実習奨励金が支給され、職場実習を受けた障がい者の方に は、自宅から実習先までの交通費を助成します。

○実習奨励金支給対象者

- ・「障害者就業・生活支援センター」のあっせんによる職場実習 (※実習期間中、実習援助者の支援が確保されていること)
- ・職場実習の期間は、5日以上 | か月以内の範囲 (※ | 日の実習時間が4時間以上であること)

障がいのある方(児)の自立と更生及び治療と介護を目的とした様々な施設があります。福祉サービスごとの事業所については、雲仙市で利用されている主な事業所を記載しております。記載している以外の事業所については福祉課障がい班へお問合せください。

(1) 障害福祉サービス事業所

居宅介護サービス事業所

障がいのある方(児)が居宅において入浴、排泄及び食事等の介護や調理、洗濯及び 掃除等の家事並びに生活等に関する相談、その他生活全般にわたる援助を行います。

事業所名		所在地		
ホームヘルプステーション ほっと	854-0302	雲仙市愛野町乙 810-1	0957-36-0332	
ニチイケアセンター雲仙	854-0405	雲仙市千々石町戊 976 堀川ビル 102	0957-36-8677	
ホームヘルパーステーション 南串山荘	854-0703	雲仙市南串山町丙 10722	0957-88-2922	
島原市社会福祉協議会 島原居宅介護事業所	855-0812	島原市霊南 丁目 7	0957-65-5530	
一般社団法人 島原市医師会 ヘルパーステーションらいふ	855-0851	島原市萩原 丁目 230	0957-63-6600	
生活支援センターとも	855-0854	島原市萩が丘2丁目5732	0957-63-3739	
たすかる	859-1505	南島原市深江町戊 2970-2	0957-72-4521	
南島原市社協 東部ヘルパーセンター	859-2121	南島原市有家町石田 8-46	0957-82-4795	
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターひばり	859-2212	南島原市西有家町須川 3203-10	0957-82-6116	
ヘルパーステーション結	859-2412	南島原市南有馬町乙 1604-10	0957-60-4104	
南島原市社協 南部ヘルパーセンター	859-2504	南島原市口之津町丙 2102-1	0957-76-1655	

行動援護サービス事業所

行動上に著しく困難を有する障がい者で常時介護を要する者につき、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護を行います。

事業所名	所在地		電話番号
ホームヘルプステーション ほっと	854-0302	雲仙市愛野町乙 810-1	0957-36-0332
生活支援センターとも	855-0854	島原市萩が丘2丁目5743	0957-63-3739
たすかる	859-1505	南島原市深江町戊 2970-2	0957-72-4521
ヘルパーステーション結	859-2412	南島原市南有馬町乙 1604-10	0957-60-4104

生活介護サービス事業所

常に介護を必要とする方に、昼間の入浴、排泄及び食事等の介護を行うとともに、 創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

百花の森工房 859-1325	事業所名			電話番号
TERRACE とらいあんぐる 859-1215 雲仙市瑞穂町古部甲 2504 0957-77-2912 社会福祉法人、幸和会 デイサービスセンター ふれあい 859-1106 雲仙市登野町乙 810-1 0957-36-0054 77ステーションあいの 854-0302 雲仙市愛野町乙 2339-3 0957-36-7575 70-クハウスはちまん 854-0703 雲仙市愛野町乙 2339-3 0957-36-7575 70-クハウスはちまん 854-0703 雲仙市愛野町乙 2339-3 0957-36-7575 70-クハウスはちまん 854-0703 雲仙市南串山町丙 1204-1 0957-88-3019 98書支援施設 あけぼの学園 855-0025 島原市立野町月 1900-19 0957-64-0187 885-025 島原市宮の町 1201-91 0957-64-0187 0957-88-2122 0957-64-0187 0957-88-2122 0957-64-0187 0957-73-6955 0957-04-0187 0957-73-6161 095	百花の森工房	859-1325		0957-78-5710
社会福祉法人 幸和会 デイサービスセンター ふれあい 859-1106 雲仙市吾妻町大木場名 75-2 0957-20-0055 TERRACE ひだまり 854-0302 雲仙市愛野町乙 810-1 0957-36-0054 ケアステーションあいの 854-0302 雲仙市愛野町乙 2339-3 0957-36-0554 でアステーションあいの 854-0303 雲仙市南串山町丙 1204-1 0957-88-3019 障害者支援施設 あけぼの学園 854-0703 雲仙市南串山町丙 1204-1 0957-88-3019 障害者支援施設 島原療護センター 855-0025 島原市立野町丙 1900-19 0957-64-0187 障害者支援施設 島原療護センター 855-0026 島原市立野町丙 1901-9 0957-64-5131 銀の星学園 855-0041 島原市宮の町 249-1 0957-62-2961 明けの星察 855-0041 島原市宮の町 626-1 0957-63-3850 音・らり作業所 855-0043 島原市新田町 282-2 0957-73-9866 若菜寮 855-0043 島原市前田町 605-2 0957-63-3850 健康生活サポート事業ひととき。 855-0043 島原市新田町 282-2 0957-73-8665 光のフェアリー 855-0851 島原市新飯を2 丁目 5732 0957-64-7065 島原グリーンステーション 855-0854 島原市萩が丘 2 丁目 5732 0957-64-7065 島原グリーンステーション 855-0875 島原市神野町 1265-0 0957-63-316	ウェルカム社瑞穂	859-1212	雲仙市瑞穂町西郷己 854-1	0957-77-4294
でディサービスセンター ふれあい 859-1106 芸仙市音楽町大木場名 75-2 0957-20-0059 1057-20-0054 1057-20-0054 1057-20-0055	TERRACE とらいあんぐる	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 2504	0957-77-2912
## 50 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		859-1106	雲仙市吾妻町大木場名 75-2	0957-20-0055
アークハウスはちまん 854-0703 雲仙市南串山町丙1204-1 0957-88-3019 障害者支援施設 あけぼの学園 855-0025 島原市立野町丙1900-19 0957-64-0187 障害者支援施設 島原療護センター 855-0026 島原市南石原町甲1201-91 0957-64-0131 銀の星学園 855-0041 島原市宮の町 249-1 0957-62-2961 明けの星寮 855-0041 島原市宮の町 626-1 0957-63-7280 1287 0957-64-5201 島原市宮の町 626-1 0957-63-7280 1287 0957-63-73-9866 1287 0957-73-9866 1287 0957-73-9866 1287 0957-73-9866 1287 0957-73-9866 1287 0957-73-9866 1287 0957-73-9866 1287 0957-73-9866 1287 0957-73-9865 1287 0957-73-9855 1287 0957-73-9855 1287 0957-73-9855 1287 0957-73-9855 1287 0957-73-9855 1287 0957-73-9855 1287 0957-73-9855 1287 0957-73-9855 1287 0957-73-9855 1287 0957-63-3064 1287 0957-73-955 1287 0957-73-957 1288 1287 0957-73-957 1288 1287 0957-73-957 1288 1287 0957-73-957 1288 1287 0957-73-957 1288 1287 09	TERRACE ひだまり	854-0302	雲仙市愛野町乙 810-1	0957-36-0054
陳書者支援施設 あけばの学園 854-0703 雲仙市南串山町丙 9716 0957-88-2122 松光学園 855-0025 島原市立野町丙 1900-19 0957-64-0187 陳書者支援施設 島原療護センター 855-0026 島原市湾の町 249-1 0957-64-5131 銀の星学園 855-0041 島原市宮の町 249-1 0957-62-2961 明けの星寮 855-0041 島原市宮の町 626-1 0957-63-7280 正保RACE いろは 855-0041 島原市宮の町 738 0957-64-5201 きらり作業所 855-0043 島原市新田町 282-2 0957-73-9866 老菜寮 855-0043 島原市新田町 605-2 0957-63-3850 住康生活サポート事業ひととき。 855-0851 島原市萩原 2 丁目 5004-3 0957-73-6955 ACT しまばら 855-0851 島原市萩原 2 丁目 5004-3 0957-73-6955 ACT しまばら 855-0854 島原市萩原 2 丁目 5732 0957-63-3064 ありがとう 855-0857 島原市神野 8258-1 0957-63-3064 ありがとう 855-0875 島原市神野 8258-1 0957-63-3064 ありがとう 855-0875 島原市神野 8258-1 0957-68-1161 客59-1505 南島原市深江町 6993 0957-72-2947 プライト 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-2947 プライト 859-1505 南島原市深江町戊 2870-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 3148-1 0957-72-2947 プライト 859-1505 南島原市深江町戊 3153-5 0957-65-1100 サポート じねん 859-1505 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-2947 カポート じねん 859-1505 南島原市家町 第2270 0957-65-1100 サポート じねん 859-1505 南島原市家町 8258-4 0957-72-2947 0957-82-8790 日本シバス 859-1505 南島原市家江町戊 3178-4 0957-72-2593 日本シバス 859-1505 南島原市家江町戊 3178-4 0957-72-2593 日本シバス 859-1204 南島原市京江町戊 3178-4 0957-72-2593 日本シバス 859-1204 南島原市京町町 1377-1 0957-82-8700 日本シバス 859-2204 南島原市南有馬町 1377-1 0957-85-2300 日本の大学園 859-2204 南島原市南有馬町 1377-1 0957-85-2300 日本の大学園 859-2204 南島原市南東町 1377-1 0957-85-2300 日本の大学園 859-2204 南島原市加津佐町 2733-1 0957-85-2300 日本の大学園 859-2205 南島原市加津佐町 2733-1 0957-87-2284 日本の大学園 859-2206 南島原市加津佐町 15718 0957-87-2284 1957-88-2501 10557-88-2501 10557-88-2501 1057-88-2501 1057-88-2501 1057-88-2501 1058-81-101 1057-88-2501 1058-81-101 1057-88-2501 1057-88-2501 1057-88-2501 1058-81-101 1057-88-2501 1057-88-2501 1057-88-2501 1057-88-2501 1057-88-2501 1057-88-2501 1058-81-101 1057-88-2	ケアステーションあいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2339-3	0957-36-7575
松光学園 855-0025 島原市立野町丙 1900-19 0957-64-0187 障害者支援施設 島原療護センター 855-0026 島原市礫石原町甲 1201-91 0957-64-5131 銀の星学園 855-0041 島原市宮の町 249-1 0957-62-2961 明けの星寮 855-0041 島原市宮の町 626-1 0957-63-7280 1月の星寮 855-0041 島原市宮の町 738 0957-64-5201 きらり作業所 855-0043 島原市新田町 282-2 0957-73-9866 若菜寮 855-0043 島原市新田町 182-2 0957-63-3850 健康生活サポート事業ひととき。 855-0807 島原市新田町 605-2 0957-63-3850 健康生活サポート事業ひととき。 855-0807 島原市自土町 1071-4 0957-73-6955 ACT しまばら 1 855-0854 島原市萩原 2 丁目 5004-3 0957-73-6955 ACT しまばら 1 855-0854 島原市萩原 2 丁目 5004-3 0957-63-3064 カリがとう 855-0875 島原市緑町 8258-1 0957-63-3064 カリがとう 855-0875 島原市緑町 8258-1 0957-63-3064 カリがとう 855-0875 島原市神安徳町丁 4265 0957-63-3064 東半層園 859-1411 島原市南朝町大三東甲 2150 0957-68-1161 雲仙高原ハイツ 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-2947 デイサービス たすかる 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-2247 ブライト 859-1505 南島原市深江町戊 2870-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 3153-5 0957-65-1100 サポート じねん 859-1505 南島原市深江町戊 3173-5 0957-65-1100 サポート じねん 859-1505 南島原市京江町戊 3878-4 0957-72-2593 社会福祉法人 悠久会 859-1505 南島原市京町 1307-1 0957-82-8700 生活介護事業所 デイ雲柿の木 859-2204 南島原市南有馬町甲 1307-1 0957-88-2300 早崎ステーション 859-2204 南島原市南有馬町甲 1307-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市加津佐町 2733-1 0957-85-2308 障害者支援施設 あかつき学園 859-2606 南島原市加津佐町 2733-1 0957-87-2284	ワークハウスはちまん	854-0703	雲仙市南串山町丙 204-1	0957-88-3019
陳書者支援施設 島原療護センター 855-0026 島原市礫石原町甲 1201-91 0957-64-5131 銀の星学園 855-0041 島原市宮の町 249-1 0957-62-2961 明けの星寮 855-0041 島原市宮の町 249-1 0957-63-7280 15-0041 島原市宮の町 738 0957-64-5201 きらり作業所 855-0043 島原市新田町 282-2 0957-73-9866 若菜寮 855-0043 島原市新田町 282-2 0957-73-9866 若菜寮 855-0851 島原市新田町 605-2 0957-63-3850 健康生活サポート事業ひととき。 855-0851 島原市萩原 2 丁目 5004-3 0957-73-6555 ACT しまばら 1 855-0851 島原市萩が丘 2 丁目 5004-3 0957-73-6955 治のフェアリー 855-0854 島原市萩が丘 2 丁目 5004-3 0957-64-7065 島原グリーンステーション 855-0867 島原市中安徳町 7 4265 0957-60-4177 清華学園 859-1411 島原市有明町大三乗甲 2150 0957-60-4177 清華学園 859-1505 南島原市深江町 7 6973 0957-72-6294 デイナービス たすかる 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-23514 普賢学園 859-1505 南島原市深江町戊 270-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2870-0 0957-65-1100 サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3183-5 0957-65-1100 サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3183-5 0957-65-1100 サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-5373 計学関連 第 7 イ雲柿の木 859-2204 南島原市京町尾上 4024-1 0957-82-8700 生活介護事業所 デイ雲柿の木 859-2204 南島原市南馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市和海馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2606 南島原市加津佐町 2 93-1 0957-85-2300 中崎ステーション 859-2606 南島原市加津佐町 2 73-1 0957-85-2308 中崎ステーション 859-2606 南島原市加津佐町 2 73-1 0957-85-2308 中衛工 2 240-1 0957-85-2308 中崎ステーション 859-2606 南島原市加津佐町 2 73-1 0957-87-2284	障害者支援施設 あけぼの学園	854-0703	雲仙市南串山町丙 9716	0957-88-2122
銀の星学園 855-0041 島原市宮の町 247-1 0957-62-2961 明けの星寮 855-0041 島原市宮の町 626-1 0957-63-7280 1	松光学園	855-0025	島原市立野町丙 1900-19	0957-64-0187
明けの星寮	障害者支援施設 島原療護センター	855-0026	島原市礫石原町甲 201-91	0957-64-5131
下ERRACE いろは 855-0041 島原市宮の町 738 0957-64-5201 きらり作業所 855-0043 島原市新田町 282-2 0957-73-9866 若菜寮 855-0043 島原市新田町 282-2 0957-73-9866 若菜寮 855-0807 島原市白土町 1071-4 0957-73-6555 ACT しまばら 1 855-0851 島原市萩原 2 丁目 5004-3 0957-73-6955 光のフェアリー 855-0851 島原市萩が丘 2 丁目 5004-3 0957-73-6955 島原がリーンステーション 855-0867 島原市東野町 8258-1 0957-63-3064 ありがとう 855-0875 島原市中安徳町丁 4265 0957-60-4177 清華学園 857-1411 島原市有明町大三東甲 2150 0957-66-1161 雲仙高原ハイツ 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-297 ブライト 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-297 ブライト 859-1505 南島原市深江町戊 2870-72 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 3148-1 0957-72-6294 レスト 859-1505 南島原市深江町戊 3153-5 0957-72-6294 レスト 859-1505 南島原市深江町戊 3188-4 0957-72-6393 社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター 859-2203 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-5393 社会福祉法人 悠久会 859-2203 南島原市南京町尾上 4024-1 0957-82-8700 早崎ステーション 859-2204 南島原市南京町町 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市加津佐町 1397-1 0957-85-2300 中崎ステーション 859-2501 南島原市加津佐町 15718 0957-87-5165 デイ雲	銀の星学園	855-0041	島原市宮の町 249-1	0957-62-2961
***	明けの星寮	855-004 I	島原市宮の町 626-1	0957-63-7280
若菜寮855-0043島原市新田町 605-20957-63-3850健康生活サポート事業ひととき。855-0807島原市白土町 1071-40957-73-6555ACT しまばら I855-0851島原市萩が丘 2 丁目 5004-30957-73-6975光のフェアリー855-0867島原市萩が丘 2 丁目 57320957-64-7065島原グリーンステーション855-0867島原市緑町 8258-10957-63-3064ありがとう855-0875島原市中安徳町丁 42650957-60-4177清華学園859-1411島原市有明町大三東甲 21500957-68-1161雲仙高原ハイツ859-1504南島原市深江町丁 69930957-72-6294デイサービス たすかる859-1505南島原市深江町戊 28250957-72-23514普賢学園859-1505南島原市深江町戊 2970-20957-65-1800クローバー859-1505南島原市深江町戊 2970-20957-65-1800クローバー859-1505南島原市深江町戊 3148-10957-72-6294レスト859-1505南島原市深江町戊 3148-10957-72-6294レスト859-1505南島原市深江町戊 3187-40957-72-5393社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター859-1505南島原市京家町尾上 4024-10957-82-8700生活介護事業所 デイ雲柿の木859-2203南島原市有家町尾上 4024-10957-82-8700生活介護事業所 デイ雲柿の木859-2204南島原市南東町田 1397-10957-85-2300早崎ステーション859-2501南島原市加津佐町 2733-10957-85-2330障害者支援施設 あかつき学園859-2605南島原市加津佐町 57180957-87-2284	TERRACE いろは	855-0041	島原市宮の町 738	0957-64-5201
健康生活サポート事業ひととき。 855-0807 島原市白土町 1071-4 0957-73-6555 ACT しまばら 1 855-0851 島原市萩原 2 丁目 5004-3 0957-73-6955 光のフェアリー 855-0854 島原市萩が丘 2 丁目 5732 0957-64-7065 島原グリーンステーション 855-0867 島原市萩が丘 2 丁目 5732 0957-63-3064 ありがとう 855-0875 島原市中安徳町丁 4265 0957-60-4177 清華学園 859-1411 島原市有明町大三東甲 2150 0957-68-1161 雲仙高原ハイツ 859-1504 南島原市深江町丁 6993 0957-72-6294 デイサービス たすかる 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-3514 普賢学園 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-3514 普賢学園 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-61-1071 キャンバス 859-1505 南島原市深江町戊 3148-1 0957-72-6294 レスト 859-1505 南島原市深江町戊 3153-5 0957-65-1100 サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-5393 社会福祉法人 悠久会 859-2203 南島原市京町尾上 4024-1 0957-82-8700 生活介護事業所 デイ雲柿の木 859-2204 南島原市有家町浦河 2273 0957-66-833 普賢学園南有馬 859-2204 南島原市有家町浦河 2273 0957-76-8833 普賢学園南有馬 859-2204 南島原市市有馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市加津佐町 718 0957-87-5165 デイ雲	きらり作業所	855-0043	島原市新田町 282-2	0957-73-9866
## 855-0851	若菜寮	855-0043	島原市新田町 605-2	0957-63-3850
************************************	健康生活サポート事業ひととき。	855-0807	島原市白土町 1071-4	0957-73-6555
島原グリーンステーション 855-0867 島原市緑町 8258-1 0957-63-3064 ありがとう 855-0875 島原市中安徳町丁 4265 0957-60-4177 清華学園 859-1411 島原市有明町大三東甲 2150 0957-68-1161 雲仙高原ハイツ 859-1504 南島原市深江町戊 2825 0957-72-6294 デイサービス たすかる 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-3514 普賢学園 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-2297 ブライト 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-61-1071 キャンバス 859-1505 南島原市深江町戊 3148-1 0957-72-6294 レスト 859-1505 南島原市深江町戊 3153-5 0957-65-1100 サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-5393 社会福祉法人 悠久会 859-1505 南島原市京町尾上 4024-1 0957-82-8700 生活介護事業所 デイ雲柿の木 859-2204 南島原市有家町尾上 4024-1 0957-82-8700 早崎ステーション 859-2501 南島原市口之津町乙 2240-1 0957-86-5533 障害者支援施設 あかつき学園 859-2606 南島原市加津佐町 5718 0957-87-2284	ACT しまばら I	855-0851	島原市萩原2丁目5004-3	0957-73-6955
ありがとう 855-0875 島原市中安徳町丁 4265 0957-60-4177 清華学園 859-1411 島原市有明町大三東甲 2150 0957-68-1161 雲仙高原ハイツ 859-1504 南島原市深江町丁 6993 0957-72-6294 デイサービス たすかる 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-3514 普賢学園 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-2377 ブライト 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-61-1071 キャンバス 859-1505 南島原市深江町戊 3148-1 0957-72-6294 レスト 859-1505 南島原市深江町戊 3153-5 0957-65-1100 サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-5393 社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター 859-2203 南島原市有家町尾上 4024-1 0957-82-8700 生活介護事業所 デイ雲柿の木 859-2204 南島原市有家町尾上 4024-1 0957-82-8700 早崎ステーション 859-2501 南島原市市有馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市加津佐町 2933-1 0957-87-5165 デイ雲 859-2606 南島原市加津佐町 5718 0957-87-2284	光のフェアリー	855-0854	島原市萩が丘2丁目5732	0957-64-7065
清華学園 859-1411 島原市有明町大三東甲 2150 0957-68-1161 雲仙高原ハイツ 859-1504 南島原市深江町丁 6993 0957-72-6294 デイサービス たすかる 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-3514 普賢学園 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-2297 ブライト 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-61-1071 キャンバス 859-1505 南島原市深江町戊 3148-1 0957-72-6294 レスト 859-1505 南島原市深江町戊 3148-1 0957-72-6294 レスト 859-1505 南島原市深江町戊 3153-5 0957-65-1100 サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-5393 社会福祉法人 悠久会 859-2203 南島原市京町尾上 4024-1 0957-82-8700 生活介護事業所 ディ雲柿の木 859-2204 南島原市有家町尾上 4024-1 0957-82-8700 早崎ステーション 859-2501 南島原市市有馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市口之津町乙 2240-1 0957-86-5533 障害者支援施設 あかつき学園 859-2605 南島原市加津佐町乙 933-1 0957-87-5165 ディ雲 859-2606 南島原市加津佐町日 5718 0957-87-2284	島原グリーンステーション	855-0867	島原市緑町 8258-1	0957-63-3064
雲仙高原ハイツ 859-1504 南島原市深江町丁 6993 0957-72-6294	ありがとう	855-0875	島原市中安徳町丁 4265	0957-60-4177
# 1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-3514 普賢学園 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-2297 ブライト 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-61-1071 キャンバス 859-1505 南島原市深江町戊 3148-1 0957-72-6294 レスト 859-1505 南島原市深江町戊 3153-5 0957-65-1100 サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-5393 社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター 859-2203 南島原市有家町尾上 4024-1 0957-82-8700 生活介護事業所 ディ雲柿の木 859-2204 南島原市南有馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市加津佐町乙 933-1 0957-87-5165 ディ雲 859-2606 南島原市加津佐町 5718 0957-87-2284	清華学園	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
普賢学園 859-1505 南島原市深江町戊 2825 0957-72-2297 ブライト 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-61-1071 キャンバス 859-1505 南島原市深江町戊 3148-1 0957-72-6294 レスト 859-1505 南島原市深江町戊 3153-5 0957-65-1100 サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-5393 社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター 859-2203 南島原市有家町尾上 4024-1 0957-82-8700 生活介護事業所 デイ雲柿の木 859-2204 南島原市有家町蒲河 2273 0957-76-8833 普賢学園南有馬 859-2411 南島原市南有馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市加津佐町乙 233-1 0957-86-5533 障害者支援施設 あかつき学園 859-2606 南島原市加津佐町 5718 0957-87-2284	雲仙高原ハイツ	859-1504	南島原市深江町丁 6993	0957-72-6294
プライト 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-65-1800 クローバー 859-1505 南島原市深江町戊 2970-2 0957-61-1071 キャンバス 859-1505 南島原市深江町戊 3148-1 0957-72-6294 レスト 859-1505 南島原市深江町戊 3153-5 0957-65-1100 サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-5393 社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター 859-2203 南島原市有家町尾上 4024-1 0957-82-8700 生活介護事業所 デイ雲柿の木 859-2204 南島原市有家町浦河 2273 0957-76-8833 普賢学園南有馬 859-2411 南島原市南有馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市加津佐町 2240-1 0957-86-5533 障害者支援施設 あかつき学園 859-2605 南島原市加津佐町 733-1 0957-87-5165 デイ雲 859-2606 南島原市加津佐町 8718 0957-87-2284	デイサービス たすかる	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-3514
クローバー859-1505南島原市深江町戊 2970-20957-61-1071キャンバス859-1505南島原市深江町戊 3148-10957-72-6294レスト859-1505南島原市深江町戊 3153-50957-65-1100サポートじねん859-1505南島原市深江町戊 3878-40957-72-5393社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター859-2203南島原市有家町尾上 4024-10957-82-8700生活介護事業所 デイ雲柿の木859-2204南島原市有家町蒲河 22730957-76-8833普賢学園南有馬859-2411南島原市南有馬町甲 1397-10957-85-2300早崎ステーション859-2501南島原市口之津町乙 2240-10957-86-5533障害者支援施設 あかつき学園859-2605南島原市加津佐町 733-10957-87-5165デイ雲859-2606南島原市加津佐町甲 57180957-87-2284	普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
キャンバス859-1505南島原市深江町戊3148-10957-72-6294レスト859-1505南島原市深江町戊3153-50957-65-1100サポートじねん859-1505南島原市深江町戊3878-40957-72-5393社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター859-2203南島原市有家町尾上4024-10957-82-8700生活介護事業所 デイ雲柿の木859-2204南島原市有家町蒲河22730957-76-8833普賢学園南有馬859-2411南島原市南有馬町甲1397-10957-85-2300早崎ステーション859-2501南島原市口之津町乙2240-10957-86-5533障害者支援施設 あかつき学園859-2605南島原市加津佐町乙933-10957-87-5165デイ雲859-2606南島原市加津佐町甲57180957-87-2284	ブライト	859-1505	南島原市深江町戊 2970-2	0957-65-1800
レスト859-1505南島原市深江町戊3153-50957-65-1100サポートじねん859-1505南島原市深江町戊3878-40957-72-5393社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター859-2203南島原市有家町尾上4024-10957-82-8700生活介護事業所 デイ雲柿の木859-2204南島原市有家町蒲河22730957-76-8833普賢学園南有馬859-2411南島原市南有馬町甲1397-10957-85-2300早崎ステーション859-2501南島原市口之津町乙2240-10957-86-5533障害者支援施設 あかつき学園859-2605南島原市加津佐町乙933-10957-87-5165デイ雲859-2606南島原市加津佐町甲57180957-87-2284	クローバー	859-1505	南島原市深江町戊 2970-2	0957-61-1071
サポートじねん 859-1505 南島原市深江町戊 3878-4 0957-72-5393 社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター 859-2203 南島原市有家町尾上 4024-1 0957-82-8700 生活介護事業所 デイ雲柿の木 859-2204 南島原市有家町蒲河 2273 0957-76-8833 普賢学園南有馬 859-2411 南島原市南有馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市口之津町乙 2240-1 0957-86-5533 障害者支援施設 あかつき学園 859-2605 南島原市加津佐町 5718 0957-87-2284	キャンバス	859-1505	南島原市深江町戊3148-1	0957-72-6294
社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター 生活介護事業所 デイ雲柿の木 859-2204 南島原市有家町浦河 2273 0957-76-8833 普賢学園南有馬 859-2411 南島原市南有馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市口之津町乙 2240-1 0957-86-5533 障害者支援施設 あかつき学園 859-2605 南島原市加津佐町乙 933-1 0957-87-5165 デイ雲 859-2606 南島原市加津佐町甲 5718 0957-87-2284	レスト	859-1505	南島原市深江町戊3153-5	0957-65-1100
ありえ未来 ワークセンター859-2203南島原市有家町尾上 4024-10957-82-8700生活介護事業所 デイ雲柿の木859-2204南島原市有家町蒲河 22730957-76-8833普賢学園南有馬859-2411南島原市南有馬町甲 1397-10957-85-2300早崎ステーション859-2501南島原市口之津町乙 2240-10957-86-5533障害者支援施設 あかつき学園859-2605南島原市加津佐町乙 933-10957-87-5165デイ雲859-2606南島原市加津佐町甲 57180957-87-2284	サポートじねん	859-1505	南島原市深江町戊 3878-4	0957-72-5393
普賢学園南有馬 859-2411 南島原市南有馬町甲 1397-1 0957-85-2300 早崎ステーション 859-2501 南島原市口之津町乙 2240-1 0957-86-5533 障害者支援施設 あかつき学園 859-2605 南島原市加津佐町乙 933-1 0957-87-5165 デイ雲 859-2606 南島原市加津佐町甲 5718 0957-87-2284		859-2203	南島原市有家町尾上 4024-1	0957-82-8700
早崎ステーション859-2501南島原市口之津町乙 2240-10957-86-5533障害者支援施設 あかつき学園859-2605南島原市加津佐町乙 933-10957-87-5165デイ雲859-2606南島原市加津佐町甲 57180957-87-2284	生活介護事業所 デイ雲柿の木	859-2204	南島原市有家町蒲河 2273	0957-76-8833
障害者支援施設 あかつき学園 859-2605 南島原市加津佐町乙 933-1 0957-87-5165 デイ雲 859-2606 南島原市加津佐町甲 5718 0957-87-2284	普賢学園南有馬	859-2411	南島原市南有馬町甲 397-	0957-85-2300
デイ雲 859-2606 南島原市加津佐町甲 5718 0957-87-2284	早崎ステーション	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-86-5533
	障害者支援施設 あかつき学園	859-2605	南島原市加津佐町乙 933-1	0957-87-5165
障害者支援施設 八雲寮 859-2606 南島原市加津佐町甲 5718 0957-87-2347	デイ雲	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2284
	障害者支援施設 八雲寮	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2347

短期入所サービス事業所

自宅で介護する方が病気、その他の理由により短期間、夜間も含め施設で入浴、排 泄、食事及びその他必要な介護を行います。

事業所名		電話番号	
こすもすⅡ	859-1305	雲仙市国見町神代戊 1923-1	0957-78-2121
星のホームあいの(短期入所)	854-0301	雲仙市愛野町甲 3541-1	0957-36-7150
LOUNGE はな	854-0302	雲仙市愛野町乙 810-1	080-9069-8472
ケアステーション あいの (短期入所)	854-0302	雲仙市愛野町乙 2339-3	0957-36-7575
ショートステイ あけぼの学園	854-0703	雲仙市南串山町丙 9716	0957-88-2122

共同生活援助(グループホーム)サービス事業所

共同生活を営む住居において、相談、その他の日常生活上の援助を行います。

法人名	ホーム名		所在地	電話番号
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	こすもすⅡ	859-1305	雲仙市国見町神代戊 1923-1	0957-78-2121
社会福祉法人 コスモス会	こすもすVI	859-1305	雲仙市国見町神代戊 1923-1	0957-78-2121
3 / C / S	こすもすⅢ	854-0516	雲仙市小浜町富津 846	0957-75-0808
	HOME くわた	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 2504	0957-77-3985
社会福祉法人	HOME さいごう	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 1432-6	0957-77-2180
南高愛隣会	HOME たいしょう	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 1432-6	0957-77-2180
	HOME あいの	854-0302	雲仙市愛野町乙810-1	0957-56-8253
社会福祉法人 星のくま	星のホームあいの	854-0301	雲仙市愛野町甲 3541-1	0957-36-7150
株式会社おばまの森	おばまの森	854-0513	雲仙市小浜町南本町 1215	0957-75-0899
社会福祉法人むなた八幡会ケアス	グループホーム むなかた	854-0703	雲仙市南串山町丙 2438	0957-88-3007
	ケアホーム あさかぜ	854-0703	雲仙市南串山町丙 9679-2	0957-88-2898

宿泊型自立訓練サービス事業所

知的障害者、精神障害者に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	所在地		電話番号
STEP ふたば	859-1211	雲仙市瑞穂町西郷戊 1390-18	0957-77-3211

※他該当なし

自立訓練(生活訓練)サービス事業所

知的障害者、精神障害者に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、日中において一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名		所在地		
あいりん	859-1214	雲仙市瑞穂町伊福乙 2660	0957-77-3637	
ACT しまばら I	855-0851	島原市萩原2丁目5004-3	0957-73-6955	
コスモスビジネスカレッジ	859-1503	南島原市深江町丙 1925-1	0957-73-6888	
就労継続支援B型事業所 ワークネットやはた	859-2606	南島原市加津佐町甲 5527-2	0957-87-5055	
さん・さん諌早	854-0006	諫早市天満町5丁目17	0957-56-8133	
CAREER PORT ほんまち	854-0012	諫早市本町 2-5	0957-35-4886	
CAREER PORT リンク	854-0012	諫早市本町 2-5	0957-47-5559	
諫早市手をつなぐ多機能型事業所 つくし	854-0062	諫早市小船越町 554-6	0957-46-5885	
ワークステーションむつごろうⅡ	854-0093	諫早市本野町 1650-8	0957-20-6560	

就労移行支援サービス事業所

一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名		所在地	電話番号
雲仙高原ハイツ	859-1504	南島原市深江町丁 6993	0957-72-6294
普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
就労移行支援事業所 ワークネットやはた	859-2606	南島原市加津佐町甲 5527-2	0957-87-5055
キャッチアップインサポート	854-0005	諫早市城見町 29-39	0957-47-5579
諫早ワークス	854-0007	諫早市目代町 8 6-	0957-24-6145
CAREER PORT ほんまち	854-0012	諫早市本町 2-5	0957-35-4886
アストルテ	854-0023	諫早市厚生町 3-20	0957-35-7521
多機能型事業所 つくし学園	854-0062	諫早市小船越町 554-2	0957-27-0121
就労移行支援事業所レイワーク	854-0072	諫早市永昌町 12-2 KRP諫早駅前ビル 501	0957-46-5610

就労継続支援(A型)サービス事業所

一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

事業所名		所在地	電話番号
味彩花	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 1432-6	0957-77-3965
コロニーエンタープライズ	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 1572	0957-77-2137
瑞宝太鼓	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 2504	0957-77-3934
エース光	859-1216	雲仙市瑞穂町古部乙 10-4	0957-77-4080
Libre	855-0012	島原市大手原町 2141-24	0957-73-6030
島原むすびす	855-0042	島原市片町 578-8	0957-73-9555
就職支援事業所 ジオ	855-0045	島原市上の町 927-14 わかばビル 3 階	0957-61-0108
ハイルI	855-086 I	島原市下川尻町 8008-4	0957-73-9831
光	859-1414	島原市有明町大三東丁 296-1	0957-68-5229
正健	859-1503	南島原市深江町丙 265	0957-65-1140
正吉	859-1505	南島原市深江町戊 692-1	0957-65-1121
サテライト・ヤマ昇	859-2113	南島原市布津町丙 4669-41	0957-72-4148
ノーブル	859-2602	南島原市加津佐町戊 152-19	0957-87-5977
障がい者就労支援作業所 オリーブ	859-2603	南島原市加津佐町丁 1595	0957-75-2255
就労継続支援A型事業所 コミュニティーほかにわ	859-2606	南島原市加津佐町甲 5785-1	0957-87-5830
とっとっ亭	854-0001	諫早市福田町 23-40 渡辺ビル I 階	0957-47-8562
ブルースカイ	854-000 I	諫早市福田町 357-I	0957-35-4880
ジョブサポート ちえの和	854-0003	諫早市泉町 45-5	0957-47-5308
キャッチアップインサポート	854-0005	諫早市城見町 29-39	0957-47-5579
就労支援施設 げんき	854-0022	諫早市幸町 7-27	0957-24-0778
ほまれの家諫早	854-0025	諫早市八坂町 4-25KRP 八坂町ビル 102 号室	0957-56-8062
ラヴァンド	854-0038	諫早市中央干拓 72	0957-22-7576
サンクスラボ・諫早オフィス	854-0061	諫早市宇都町 3-30 宇都スカイマンション 号	0957-47-9610
障害者就労支援センターつくし	854-0063	諫早市貝津町 104-5	0957-26-8165
障害者就労支援事業所さざんか	859-0165	諫早市小長井町小川原浦 548	0957-34-2808
ワークポート	859-0311	諫早市小豆崎町 704-3	0957-47-8642

就労継続支援(B型)サービス事業所

一般就労が困難で、年齢や心身の状態等により就労が困難な方に、雇用契約に基づ かず、働く場を提供すると伴に、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

事業所名		所在地	電話番号
Growth (グロース)	859-1311	雲仙市国見町土黒甲 969-3	0957-61-0589
就労支援センター 一輪花くにみ	859-1322	雲仙市国見町多比良乙 413-3	0957-73-6300
地域就労事業所 野の花風館	859-1324	雲仙市国見町多比良丁 1366-1	0957-78-3866
ウェルカム社瑞穂	859-1212	雲仙市瑞穂町西郷己 854-1	0957-77-4294
あいりん	859-1214	雲仙市瑞穂町伊福乙 2660	0957-77-3637
WORK エンタープライズ	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 1572	0957-77-2137
WORK うんぜん	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 2504	0957-77-3985
スマイルワーク	859-1104	雲仙市吾妻町古城名 138-1	0957-38-3137
ワークセンターあいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2336-1	0957-27-5525
よろこびの里	854-0513	雲仙市小浜町南本町 518	0957-74-5829
もくもく	854-0514	雲仙市小浜町北本町 862-2	0957-74-3665
おひるの森キッチン	854-0515	雲仙市小浜町北野 405	0957-75-0088
あ~との森工房	854-0515	雲仙市小浜町北野 405	0957-75-0088
ふくしの森広場	854-0515	雲仙市小浜町北野 405	0957-75-0088
ワークハウスはちまん	854-0703	雲仙市南串山町丙 204-	0957-88-3019
明けの星寮	855-0041	島原市宮の町 626-1	0957-63-7280
WORK しまばら	855-0041	島原市宮の町 740-1	0957-73-9925
きらり作業所	855-0043	島原市新田町 282-2	0957-73-9866
就労継続支援B型 LEAF	855-0824	島原市白山町 56-2	0957-62-8787
島原グリーンステーション	855-0831	島原市緑町 8258-1	0957-62-5780
ネットワークセンター ひかり	855-0854	島原市萩が丘2丁目5715-1	0957-62-7143
こいまち工房	855-0864	島原市秩父が浦町丁 3548-1	0957-71-3237
ありがとう	855-0875	島原市中安徳町丁 4265	0957-60-4177
清華学園	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
こころ庵	859-1415	島原市有明町大三東戊 458-	0957-68-0075
正健	859-1503	南島原市深江町丙 265	0957-65-1140
グリーンヒルワークス	859-1504	南島原市深江町丁 6993	0957-72-6194
普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
キャンバス	859-1505	南島原市深江町戊 3148-1	0957-72-6294
サポートじねん	859-1505	南島原市深江町戊 3878-4	0957-72-5393
サテライト・ヤマ昇	859-2113	南島原市布津町丙 4669-41	0957-72-4148
社会福祉法人 悠久会 ありえ未来ワークセンター	859-2203	南島原市有家町尾上 4024-1	0957-82-8700
障がい者就労支援センター 南島原コミュニティ	859-2212	南島原市西有家町須川 1583	0957-82-1757
エコ・パーク論所原	859-2303	南島原市北有馬町丙 4731-2	0957-65-7056
普賢学園南有馬	859-2411	南島原市南有馬町甲 397-	0957-85-2300
早崎ステーション	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-86-5533
ノーブル	859-2602	南島原市加津佐町戊 152-19	0957-87-5977

障がい者就労支援作業所 オリーブ	859-2603	南島原市加津佐町丁 1595	0957-75-2255
障害者支援施設 あかつき学園	859-2605	南島原市加津佐町乙 933-1	0957-87-5165
就労継続支援B型事業所 ワークネットやはた	859-2606	南島原市加津佐町甲 5527-2	0957-87-5055
就労支援センター ラポール諫早	854-0001	諫早市福田町 5-46	0957-21-8281
結-you	854-0001	諫早市福田町 20-20 201 号室	0957-47-8884
WORK いさはや	854-0001	諫早市福田町 357-15	0957-35-7555
就労支援事業所 mina.mina	854-0003	諫早市泉町 27-33	0957-47-9788
ジョブサポート ちえの和	854-0003	諫早市泉町 45-5	0957-47-5308
キャッチアップインサポート	854-0005	諫早市城見町 29-39	0957-47-5579
さをり工房ながさき	854-0006	諫早市天満町 34-5	0957-35-7970
シェ・サン諫早	854-0006	諫早市天満町 43	0957-47-5566
さん・さん諫早	854-0006	諫早市天満町5丁目17	0957-56-8133
諫早ワークス	854-0007	諫早市目代町 1816-1	0957-24-6145
ドンキーワールド	854-0011	諫早市八天町 6-17	0957-22-9569
就職支援事業所みらい	854-0022	諫早市幸町 7-27	0957-24-0778
就労支援センターB型あおぞら	854-0022	諫早市幸町 65-21	0957-46-5506
アストルテ	854-0023	諫早市厚生町 3-20	0957-35-7521
トアルク	854-0034	諫早市小野町 365-1	090-2715-9599
障害者就労センターロバの店	854-0037	諫早市川内町 524-1	0957-56-9768
障害者就労支援事業所 翔	854-0046	諫早市原口町 942-5	0957-21-1236
ぱれっと	854-0052	諫早市川床町 127-2	0957-21-6131
就労支援施設 コネクト	854-0056	諫早市土師野尾町 1833-1	0957-47-6006
就労支援センター 一輪花	854-0057	諫早市平山町 582-1	0957-47-8148
つくし学園	854-0062	諫早市小船越町 554-2	0957-27-0121
諫早市手をつなぐライフステーション	854-0062	諫早市小船越町 554-2	0957-23-8140
就労継続支援(B型)ワイドビジョン	854-0062	諫早市小船越町 680-1	0957-25-3300
障害者就労支援センターつくし	854-0063	諫早市貝津町 104-5	0957-26-8165
居宅生活支援センター ケイコム	854-0063	諫早市貝津町 1206-5	0957-28-9960
はっと ながさき	854-0063	諫早市貝津町 532-	0957-26-2555
ワークステーションむつごろうI	854-0093	諫早市本野町 1650-8	0957-20-6560
就労継続支援B型事業所 ヒューマンワーク	854-0126	諫早市松里町 709-1	0957-28-6633
就労支援センターコパン	854-0126	諫早市松里町 303-	0957-28-2587
就労支援事業所 スタート・アップ	854-1103	諫早市飯盛町中山 35-I	0957-27-8750
就労継続支援B型事業所 かたつむりの家	859-0141	諫早市高来町汲水	0957-32-5919
しらぬい学園	859-0142	諫早市高来町黒新田 260-2	0957-32-2155
就労支援センター しらぬい	859-0142	諫早市高来町黒新田 260-2	0957-32-2155
障害者就労支援事業所さざんか	859-0165	諫早市小長井町小川原浦 548	0957-34-2808
ワークスペース あん	859-0167	諫早市小長井町遠竹 2727-1	0957-34-2371
就労継続支援(B型)事業所 「ゆめ工房」	859-0402	諫早市多良見町囲 358-1	0957-49-2111

自立生活援助事業所

入所施設やグループホーム等から I 人暮らしへの移行を希望する障がいのある方へ 地域生活を支援するサービスです。

事業所名	所在地		電話番号
アシスト	854-0302	雲仙市愛野町乙 493-6	0957-36-3850
サンタクルス	854-0037	諫早市川内町 136-9	0957-51-5496

施設入所支援

(雲仙市で決定をしている受給者が実際に入所している施設)

障がいのある方が入所して、主として夜間や休日において、入浴、排泄、食事等の 介護等を行います。

川設守と1」いより。	T		- 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一
事業所名		所在地	電話番号
障害者支援施設 あけぼの学園	854-0703	雲仙市南串山町丙 9716	0957-88-2122
指定障害者支援施設 島原療護センター	855-0026	島原市礫石原町甲 201-9	0957-64-5131
銀の星学園	855-0041	島原市宮の町 249-1	0957-62-2961
明けの星寮	855-0041	島原市宮の町 626-1	0957-63-7280
若菜寮	855-0043	島原市新田町 605-2	0957-63-3850
清華学園	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
障害者支援施設 あかつき学園	859-2605	南島原市加津佐町乙 933-1	0957-87-5165
障害者支援施設 八雲寮	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2347
きぼうの里	859-0093	諫早市本野町 549- 4	0957-25-9021
しらぬい学園	859-0142	諫早市高来町黒新田 260-2	0957-32-2155
みさかえの園 のぞみの家	859-0167	諫早市小長井町遠竹 2727-1	0957-34-3114
みさかえの園 めぐみの家	859-0167	諫早市小長井町遠竹 2727-10	0957-34-3112
三彩の里	856-0016	大村市原町 802-1	0957-55-8833
障害者支援施設 パールハイム	856-0046	大村市木場2丁目463-1	0957-53-6709
鈴田の里学園	856-0845	大村市大里町 1150	0957-53-0054
ながかきワークビレッジ	850-0001	長崎市西山4丁目610	095-824-4243
みのり園	850-0995	長崎市平山町 1231-3	095-898-4088
潮見が丘学園	851-0125	長崎市潮見町 567-17	095-830-2726
サンビレッジ	851-0134	長崎市田中町 279-44	095-801-2244
三和みのり園	851-0403	長崎市布巻町 1477	095-892-0081
長崎リハビリテーション	851-2205	長崎市松崎町 49 -	095-850-0770
光明園	857-2303	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷 1603-12	0959-23-3030
大瀬戸厚生園	857-2303	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷 1603-12	0959-23-3030
第一長崎慈光園	859-3618	東彼杵郡川棚町小串郷 1956	0956-82-2136
第二長崎慈光園	859-3618	東彼杵郡川棚町小串郷 1956	0956-82-2136
常明園	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1465	0957-47-1311

障害者支援施設にじいろ	858-0926	佐世保市大潟町 50-1	0956-59-5552
佐世保祐生園	859-3453	佐世保市針尾西町 267	0956-58-2139
清和園	853-3102	南松浦郡新上五島町岩瀬浦 596-3	0959-45-3236
天草整肢園	863-2502	熊本県天草郡苓北町 上津深江 10	0969-35-1671
佐賀整肢学園・オークス	849-0906	佐賀県佐賀市金立町 大字金立 168-1	0952-98-3770
福岡県障害者リハビリテーションセンター	811-3113	福岡県古賀市千鳥3丁目1-1	092-944-1041
工芸会ワークセンター	819-0380	福岡県福岡市西区 田尻東 3 丁目 2542	092-806-7774

療養介護サービス事業所

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介 護及び日常生活の支援を行います。

	1		1
事業所名		所在地	電話番号
障害福祉サービス事業 療養介護 諫早療育センター	854-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
みさかえの園 総合発達医療福祉センター むつみの家	859-0164	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
みさかえの園あゆみの家	856-0835	大村市久原2丁目1346-1	0957-27-3115
独立行政法人 国立病院機構 長崎病院	850-0835	長崎市桜木町 6-41	095-823-2261
独立行政法人 国立病院機構 長崎川棚医療センター	859-3615	東彼杵郡川棚町下組郷 2005-I	0956-82-3121

計画相談支援

サービス利用に関する意向や心身の状況等の聴き取りや相談を受け、サービス等利 用計画案を作成します。

事業所名		所在地	電話番号
相談事業所 空	859-1324	雲仙市国見町多比良丁 1366-	0957-78-3866
たすかるⅡ相談支援事業所	859-1212	雲仙市瑞穂町西郷己 854-1	0957-77-4294
BRIDGE はあと	854-0302	雲仙市愛野町乙 493-6	0957-36-3850
ステラ	854-0302	雲仙市愛野町乙 2336-1	0957-27-5538
株式会社こぴっと 居宅介護相談支援サポートセンター	854-0514	雲仙市小浜町北本町 851-1-2	0957-73-9500
相談支援事業所 はちまん	854-0703	雲仙市南串山町丙 9679-2	0957-88-2899
あいりす	855-0041	島原市片町 578-8	0957-73-9553
一般社団法人島原市医師会 居宅介護支援センター	855-0851	島原市萩原 丁目 230	0957-62-5153
相談支援事業所 ACT しまばら	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-63-1445

はなえみ	855-0854	島原市萩が丘2丁目5732	0957-63-9700
島原グリーンステーション	855-0867	島原市緑町 8258-1	0957-63-4808
グッド・アカデミー	855-0875	島原市中安徳町丁 4265	0957-60-4177
ライフサポート りよっと	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
相談支援事業所 普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
ライフサポート じねん	859-1505	南島原市深江町戊 3880-1	0957-72-5593
たすかる相談支援事業所	859-2206	南島原市有家町中須川 183	0957-82-4870
相談支援事業所 結	859-2412	南島原市南有馬町乙 1604-10	0957-60-4104
相談支援事業 たすかる早崎	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-86-5567
相談支援事業所 つばき	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2347
さん・さん諫早 相談支援事業所	854-0006	諫早市天満町 5-17	0957-56-8133
相談支援事業所 バルーン	854-0022	諫早市幸町 41-17	0957-46-5707
相談支援事業所 アイ	854-0022	諫早市幸町 7-27	0957-24-0778
COMPASS サポート諫早	854-004 I	諫早市船越町 891-2	0957-56-9328
相談支援事業所 アエル	854-0042	諫早市上野町 18-8	070-2385-0565
相談支援事業所花ゆめ	854-0053	諫早市小川町 259-	0957-51-4246
ケア・ステーションオリーブ	854-0056	諫早市土師野尾町 1833-1	0957-47-6007
諫早市手をつなぐ相談支援事業所	854-0062	諫早市小船越町 554-2	0957-46-5481
相談支援センター ソレイユ	854-0062	諫早市小船越町 680-1	0957-25-0007
指定特定相談支援事業所 ゆかり諫早	854-0081	諫早市栄田町 51-3	0957-42-3780
うきうきサポートセンター	854-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
スマイルサポート	859-0121	諫早市高来町泉 196-1	0957-32-2535
指定障害者相談支援センターまごころ	859-0314	諫早市御手水町 936	0957-24-8787

(2) 児童通所サービス事業所

放課後デイサービス

学校に就学している障がい児につき、事業の終了後又は休業日に通わせ、生活能力の 向上のために必要な訓練を行い、社会との交流促進を図ります。(就学児)

事業所名		所在地	電話番号
ウェルカム社瑞穂	859-1212	雲仙市瑞穂町西郷己 854-1	0957-77-4294
株式会社こぴっと 多機能型事業所 ななつの風 きらり	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 498-2	0957-73-9500
株式会社こぴっと 多機能型事業所 ななつの風 にこり	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 498-2	0957-73-9500
PARK すくすく	854-0302	雲仙市愛野町乙 810-1	0957-36-0559
アクティビティセンターあいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2336-1	0957-27-5525
キッズステーションあいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2339-3	0957-36-7575
こばの空	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの花	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの風	854-0407	雲仙市千々石町庚 439	0957-51-7101
そら	854-0515	雲仙市小浜町北野 680 番地	0957-75-0888
おおぞら	854-0515	雲仙市小浜町北野 680 番地	0957-75-0888
株式会社山共 こどもの家	855-0002	島原市洗切町丙 6-8	0957-64-3220
デイサービス ゆうゆう	855-0014	島原市下宮町甲 2463-1	0957-62-8986
PARK さくら	854-0041	島原市宮の町 738	0957-64-5201
児童デイサービス スマイル	855-0042	島原市片町 578-8	0957-62-3711
アステップ	855-0831	島原市湊道2丁目7023	0957-72-6294
ACT しまばら I	855-0851	島原市萩原2丁目5004-3	0957-73-6955
ACT しまばら 2	855-0851	島原市萩原2丁目5004-3	0957-73-6955
ACT しまばら 3	855-0851	島原市萩原2丁目5004-3	0957-73-6955
光のフェアリー	855-0854	島原市萩が丘2丁目5732	0957-64-7065
島原市通園施設 あいあい	855-0861	島原市下川尻町 7895 長崎県立島原病院内 (別館地下 階)	0957-63-5144
子どもシティー「城下」	855-0862	島原市新湊2丁目丙1679-5	0957-65-5008
放課後デイサービス あんなか	855-0875	島原市中安徳町丁 1814-4	0957-60-4554
キッズセンターさんわⅡ	859-1504	南島原市布津町乙三本松 346-6	0957-72-5215
キッズセンターさんわ	859-1504	南島原市深江町丁 2021-3	0957-72-5215
デイサービス たすかる	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-3514
ブライト	859-1505	南島原市深江町戊 2970-2	0957-65-1800
児童支援センター エミール	859-2113	南島原市布津町丙 187-1	0957-73-6063
児童デイサービス事業所 デイ雲柿の木	859-2204	南島原市有家町蒲河 2273	0957-76-8833
西有家ステーション	859-2212	南島原市西有家町須川 1731	0957-61-1130
たすかる早崎	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-72-6294
児童デイサービス事業所 デイ雲	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2284
チャイルドハート諫早アウル	854-000 I	諫早市福田町2番35号	0957-35-6666

放課後等デイサービス ほんわか	854-0001	諫早市福田町 43 番 23 号	0957-56-8837
MXXX を持ち イリー Cス はんわか PARK くるむ	854-0001	諫早市福田町 45 笛 25 号 諫早市福田町 357-4	0957-22-2644
PARK ふたばっこ	854-0001	諫早市福田町 357-15	0957-22-2044
特定非営利活動法人 諫早なかよし村 21			0757 40 3030
このゆびとまれ	854-0001	諫早市福田町 443-1	0957-21-6050
特定非営利活動法人 諫早なかよし村 21 このゆびとまれミドル	854-0001	諫早市福田町 443-1	0957-21-6050
キッズサポート ちえの和	854-0001	諫早市福田町 1051-6	0957-47-9392
特定非営利活動法人 諫早なかよし村 21 このゆびとまれカレッジ	854-0001	諫早市福田町 3348-1	0957-21-6050
COMPASS. Sunny	854-0003	諫早市泉町 19-17	0957-47-5238
サニーキッズいさはや	854-0003	諫早市城見町 20番 25号 フォレストビル I 階	0957-42-3239
諫早ワークス	854-0004	諫早市金谷町 5-17	0957-24-6145
みらい学童 しろみ	854-0005	諫早市城見町 43 番 号	0957-21-0204
さん・さん諫早	854-0006	諫早市天満町5丁目17	0957-56-8133
キッズスペース のぞみ	854-0006	諫早市天満町 58-25	0957-51-5659
諫早ワークス	854-0007	諫早市目代町 8 6-	0957-24-6145
にじいろ・kids	854-0022	諫早市幸町 24-33 山本ビル I 階	0957-56-8321
COMPASS 発達支援センター諫早	854-0041	諫早市船越町 891-2	0957-56-9328
リタの心 療育学苑	854-0061	諫早市宇都町 22 番 70 号	0957-21-3122
諫早市手をつなぐ育成会 多機能型事業所 つくし	854-0062	諫早市小船越町 554-6	0957-46-5885
放課後デイサービス ヒスイ	854-0062	諫早市小船越町 680-1	0957-25-3300
キッズポート ケイ. コム	854-0063	諫早市貝津町 1422-6	0957-28-9950
こはる 久山台	854-0067	諫早市久山台 52-1	080-8562-6534
第二リタの心 療育学苑	854-0071	諫早市永昌東町 22 番 48 号	0957-21-3122
オトナリ	854-0081	諫早市栄田町 308-	0957-42-4665
キッズスペース きらり	854-0084	諫早市真崎町 1854-2 田ロビル	0957-49-8833
キッズスペース みらい	854-0084	諫早市真崎町 1854-2 田ロビル 2 階	0957-49-8833
放課後等デイサービス事業 「障害児通所 ひまわり」	854-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
放課後等デイサービス カラフル	854-1121	諫早市飯盛町古場 846-1	090-6896-6317
みさかえの園児童発達支援センター	859-0164	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
諫早こどもデイサービス わくわく広場	859-0301	諫早市長田町 1470	0957-20-4120
ふわり諫早	859-0312	諫早市西里町 691-2	0957-47-5758
まごころ塾	859-0314	諫早市御手水町 936-2	0957-24-8686
放課後等デイサービス レッツスマイル	859-0401	諫早市多良見町化屋 321-25	0957-49-2666
キッズスペース こころ	859-0401	諫早市多良見町化屋 509-6 内野ビル 2 階	0957-49-2424
キッズサポート おれんじ	859-0401	諫早市多良見町化屋 754-16 階	0957-49-2255
COMPASS 多良見	859-0405	諫早市多良見町中里 129-9	0957-43-5538
あいひ多良見	859-0407	諫早市多良見町シーサイド	0957-46-3426

児童発達支援

通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への 適応訓練等を行います。(未就学児)

事業所名		所在地	電話番号
株式会社こぴっと 多機能型事業所 ななつの風 きらり	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 498-2	0957-73-9500
株式会社こぴっと 多機能型事業所 ななつの風 にこり	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 498-2	0957-73-9500
キッズステーションあいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2339-3	0957-36-7575
こばの空	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの花	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの風	854-0407	雲仙市千々石町庚 439	0957-51-7101
株式会社山共 こどもの家	855-0002	島原市洗切町丙 6-8	0957-64-3220
デイサービス ゆうゆう	855-0014	島原市下宮町甲 2463-1	0957-62-8986
ACT しまばら I	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-73-6955
ACT しまばら 2	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-73-6955
ACT しまばら 3	855-0851	島原市萩原2丁目5004-3	0957-73-6955
光のフェアリー	855-0854	島原市萩が丘2丁目5732	0957-64-7065
島原市通園施設 あいあい	855-0861	島原市下川尻町 7895 長崎県立島原病院内 (別館地下 I 階)	0957-63-5144
放課後デイサービス あんなか	855-0875	島原市中安徳町丁 1814-4	0957-60-4554
キッズセンターさんわ	859-1504	南島原市深江町丁 2021-3	0957-72-5215
デイサービス たすかる	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-3514
児童支援センター エミール	859-2113	南島原市布津町丙 187-1	0957-73-6063
児童デイサービス事業所 デイ雲柿の木	859-2204	南島原市有家町蒲河 2273	0957-76-8833
たすかる早崎	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-86-5533
児童デイサービス事業所 デイ雲	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2284
PARK ふたばっこ	854-0001	諫早市福田町 357-15	0957-22-2644
特定非営利活動法人 諫早なかよし村 21 このゆびとまれ	854-0001	諫早市福田町 443-1	0957-21-6050
COMPASS. Sunny	854-0003	諫早市泉町 19-17	0957-47-5238
サニーキッズいさはや	854-0003	諫早市城見町 20番 25号 フォレストビル 1階	0957-42-3239
にじいろ・kids	854-0022	諫早市幸町 24-33 山本ビル I 階	0957-21-3775
COMPASS 発達支援センター諫早	854-0041	諫早市船越町 891-2	0957-56-9328
おひさま	854-0042	諫早市上野町 18-8	0957-22-0333
リタの心 療育学苑	854-0061	諫早市宇都町 22番 70号	0957-21-3122
諫早市手をつなぐ つくしっ子	854-0062	諫早市小船越町 554-6	0957-27-0121
キッズポート ケイ. コム	854-0063	諫早市貝津町 1422-6	0957-28-9950
オトナリ	854-0081	諫早市栄田町 308-	0957-42-4665
児童発達支援デイサービス カラフル	854-1121	諫早市飯盛町古場 846-1	090-6896-6317
児童発達支援事業「障害児通所 ひまわり」	859-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
みさかえの園児童発達支援センター	859-0164	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
諫早こどもデイサービス わくわく広場	859-0301	諫早市長田町 1470	0957-20-4120

ふわり諫早	859-0312	諫早市西里町 691-2	0957-47-5758
COMPASS 多良見	859-0405	諫早市多良見町中里 129-9	0957-43-5538

保育所等訪問支援

保育所や学校等を利用中の障害児の集団生活のための専門的な支援を必要とする 場合に、保育所や学校等へ指導経験者を派遣し、安定した利用を図ります。

事業所名		所在地	電話番号
株式会社こぴっと 多機能型事業所 ななつの風 きらり	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 498-2	0957-73-9500
こばの空	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの花	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの風	854-0407	雲仙市千々石町庚 439	0957-51-7101
ACT しまばら 2	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-73-6955
ブライト	859-1505	南島原市深江町戊 2970-2	0957-65-1800
西有家ステーション	859-2212	南島原市西有家町須川 1731	0957-61-1130
おひさま	854-0042	諫早市上野町 18-8	0957-22-0333
リタの心 療育学苑	854-0061	諫早市宇都町 22番 70号	0957-21-3122
オトナリ	854-0081	諫早市栄田町 308-	0957-42-4665
みさかえの園児童発達支援センター	859-0164	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
諫早こどもデイサービス わくわく広場	859-0301	諫早市長田町 1470	0957-20-4120
ふわり諫早	859-0312	諫早市西里町 1691-2	0957-47-5758
まごころ塾	859-0314	諫早市御手水町 936-2	0957-24-8686

障害児計画相談支援

サービス利用に関する意向や心身の状況等の聴き取りや相談を受け、 サービス等利用計画案を作成します。

事業所名		所在地		
たすかるⅡ相談支援事業所	859-1212	雲仙市瑞穂町西郷己 854-1	0957-77-4294	
BRIDGE はあと	854-0302	雲仙市愛野町乙 493-6	0957-36-3850	
ステラ	854-0302	雲仙市愛野町乙 2336-1	0957-27-5538	
株式会社こぴっと 居宅介護相談支援サポートセンター	854-0514	雲仙市小浜町北本町 851-1-2	0957-73-9500	
相談支援事業所 はちまん	854-0703	雲仙市南串山町丙 9679-2	0957-88-2899	
あいりす	855-0042	島原市片町 578-8	0957-62-2961	
一般社団法人島原市医師会 居宅介護支援センター	855-0851	島原市萩原 丁目 230	0957-63-5153	
発達相談支援センター ACT しまばら	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-73-6955	
はなえみ	855-0854	島原市萩が丘2丁目5732	0957-63-9700	
島原グリーンステーション	855-0867	島原市緑町 8258-1	0957-63-4808	

グッド・アカデミー	855-0875	島原市中安徳町丁 4265	0957-60-4177
ライフサポート りよっと	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
相談支援事業所 普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
ライフサポートじねん	859-1505	南島原市深江町戊 3880-1	0957-72-5593
たすかる相談支援事業所	859-2206	南島原市有家町中須川 183	0957-82-4870
ケアプランセンターやまぼうし	859-2211	南島原市西有家町里坊 50-1	0957-73-6018
相談支援事業所 結	859-2412	南島原市南有馬町乙 1604-10	0957-60-4104
相談支援事業 たすかる早崎	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-86-5567
相談支援事業所 つばき	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2347
さん・さん諫早 相談支援事業所	854-0006	諫早市天満町5丁目17	0957-56-8133
相談支援事業所 アイ	854-0022	諫早市幸町7-27	0957-24-0778
相談支援事業所 バルーン	854-0022	諫早市幸町 41 番 17号	0957-46-5707
COMPASS サポート諫早	854-0041	諫早市船越町 891-2	0957-56-9328
相談支援事業所 アエル	854-0042	諫早市上野町 18-8	070-2385-0565
相談支援事業所花ゆめ	854-0053	諫早市新道町 240-53	0957-51-4246
ケア・ステーションオリーブ	854-0056	諫早市土師野尾町 1833-1	0957-47-6007
諫早市手をつなぐ相談支援事業所	854-0062	諫早市小船越町 554-2	0957-46-5481
指定特定相談支援事業所 ゆかり諫早	854-0081	諫早市栄田町 51番 3号	080-3422-3781
指定特定相談支援事業所 指定障害児 相談支援事業所 うきうきサポートセンター	854-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
スマイルサポート	859-0121	諫早市高来町泉 196-1	0957-32-2535
指定障害者相談支援センター まごころ	859-0314	諫早市御手水町 936	0957-24-8787

児童 (障害児) 福祉施設等

申請窓口は、「長崎こども・女性・障害者支援センター」となっております。

○申請及び問合せ先

〒852-8114 長崎市橋口町 10-22 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター

○身体障害関係○角体障害関係○第神障害関係○75-846-8905 / ○知的障害関係○女性の相談○女性の相談○35-846-0560○こどもに関する相談○35-844-6166 / ○心の相談○35-847-7867

福祉型障害児入所施設

知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知 識技能を与えます。

事業所名	所在地		電話番号
みのり園	850-0995	長崎市平山町 231-3	095-898-4088
第四長崎慈光園あすなろ	859-3618	東彼杵郡川棚町小串郷 1974	0956-82-2080

医療型障害児入所施設

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、これを保護 するとともに、治療及び日常生活の指導を行います。

事業所名		所在地	電話番号
長崎県立こども医療福祉センター	854-0071	諫早市永昌東町 24番3号	0957-22-1300
医療型障害児入所施設 諫早療育センター	854-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
みさかえの園 総合発達医療福祉センター むつみの家	859-0164	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
みさかえの園あゆみの家	856-0835	大村市久原 2 丁目 1346-1	0957-27-3115

社会福祉協議会

名称	代表者	住所	電話番号
雲仙市社会福祉協議会本部	本多 周太	千々石町戊 762	0957-37-2855
国見支所	_	国見町土黒甲 1063	0957-78-0596
瑞穂支所	_	瑞穂町西郷辛 621-7	0957-77-3670
吾妻支所	_	吾妻町大木場名 63	0957-38-3511
愛野支所	_	愛野町乙 493-6	0957-36-0071
千々石支所	_	千々石町戊 762	0957-37-2755
小浜支所	_	小浜町北本町 14-3	0957-75-0620
南串山支所	_	南串山町乙 2-15	0957-88-2143

障害者福祉団体

団体名	代表者	住所	電話番号
雲仙市身体障害者福祉協会	休止中	_	_
雲仙市手をつなぐ育成会	落水 絹子	国見町多比良丙 081-1	080-8566-8460
野の花ファミリークラブ	野島 千恵子	国見町多比良丁 366-1	0957-78-3866

市の事業を委託している団体

団体名	代表者	電話番号	主な活動
雲仙市音声訳会やまぼうし	飛鳥 信子	0957-88-3632	声の広報等発行事業 (音訳)
雲仙市社会福祉協議会	本多 周太	0957-37-2855	視覚障害者生活訓練 (点字・歩行) 意志疎通支援事業 (手話)
長崎県ろうあ協会	荒木 宏彦	095-847-2681	意思疎通支援事業 (手話・要約筆記)
ぴあサポートうんぜん	草野 友一	070-8382-2773 piasapo.unzen @gmail.com	発達障害者、不登校、 引きこもりについて

民生委員児童委員

困っていることや悩んでいること、わからないことがありましたら、お近くの民 生委員児童委員や障害者相談員までお気軽にご相談ください。

○民生委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、社会奉仕の精神をもって地域における社会福祉の増進に努めるため、地域住民の生活実態に即応したよりきめ細かな福祉活動の担い手として活動しています。なお、民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

委員一人ひとりに担当する区或が定められており I 3 6 名の方が活動しています。

○雲仙市民生委員児童委員協議会

所 在 地	電話番号	FAX
雲仙市千々石町戊 582(雲仙市福祉事務所内)	0957-47-7871	0957-36-8900

身体障害者相談員、知的障害者相談員

身体障害者相談員、知的障害者相談員は、市長から委嘱を受けて、障がいのある方 や家族の方のいろいろな相談業務に従事しています。秘密は守られ、関係する機関へ 連絡を取ってくれます。

○身体障害者相談員(令和5年度)

	氏 名	電話番号	担当町	担当地区
- 1	島田 一生	0957-78-0643	国 見 町	多比良地区
2	林田 鈴子	0957-78-3366	"	神代地区
3	西平 究	090-3012-9520	吾 妻 町	全 地 区
4	所 暁美	0957-36-0232	愛 野 町	//
5	山口 洋子	0957-37-3060	千々石町	//
6	竹馬 徹	0957-74-2034	小 浜 町	富津、北野、北本町、 南本町地区
7	本村 久次	0957-88-2673	南串山町	全 地 区

○知的障害者相談員(令和5年度)

	氏 名	電話番号	担当町	担当地区
I	織田 かおる	0957-78-1044	国 見 町	全 地 区
2	島田 由美子	080-1760-3557	瑞 穂 町	"
3	原田 豊春	0957-38-6253	吾 妻 町	"
4	天野 早苗	0957-36-2213	愛 野 町	"
5	井上 由美	080-8396-6146	千々石町	"
6	宮﨑 土朗	0957-74-3813	小 浜 町	"
7	山本 里美	0957-88-2527	南串山町	"

社会福祉全般に関する相談

福祉事務所は、社会福祉全般の様々な問題について相談を受け、必要に応じて援助 や施設入所などの業務を行う窓口として雲仙市役所内に設置されています。

	市役所窓口 【担当課・班名】		電話番号	主な業務内容
	総務高齢班	〒854-0492 雲仙市千々石町		民生委員、災害援護、 高齢者福祉 など
	介護予防班			介護保険、家族介護支援、 介護予防 など
福祉課	障がい班		デ854-0492 雲仙市千々石町	0957-47-7871
子ども支援課	子育て支援班	戊 582	0957-47-7874	保育所入所、児童手当など
フ と も 文 扱 詠	子ども健康班		0457-47-7674	母子手帳、乳児検診 など
保護課	保護班		0957-47-7875	生活保護 など
健康づくり課	健康推進班		0957-47-7876	健(検)診、健康相談、 新型コロナウイルスに関する こと など

[※]市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課でもご相談いただけます。

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療に関する相談

国民健康保険や国民年金等に関する相談、問い合わせ等の窓口です。

	所窓口 ・班名】	所在地	電話番号	業務内容
総合窓口課	保険年金班	〒859-1107 雲仙市吾妻町 牛口名 714	0957-47-7806	国民健康保険給付、国民年金、 後期高齢者医療申請 など

[※]市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課でもご相談いただけます。

厚生年金に関する相談、問い合わせ

機関名	所在地	電話番号	ねんきんダイヤル
諫早年金事務所	〒854-8540 諫早市栄田町 47-39	0957-25-1662	年金請求等 0570-05-1165 年金受給者 0570-007-123

保健福祉全般に関する相談

公衆衛生の向上及び推進を図るため、広域的、専門的、技術的な対応が必要とされる難病対策、感染症対策等の対人保健サービス、食品衛生、環境衛生、医務薬務等における監視及び指導等の対物保健サービスを実施する総合拠点です。

機関名	所在地		電話番号
長崎県県南保健所	〒855-0043 島原市新田町	347-9	0957-62-3289

税の控除や減免に関する相談、問い合わせ

所得税、相続税、贈与税、消費税、地方消費税、事業税などの国税

機関名	所在地		電話番号
島原税務署	〒855-8686	島原市弁天町 丁目 7403	0957-62-3281

自動車税、自動車取得税などの県税

機関名	所在地		電話番号
県央振興局税務部		早市永昌東町 9-26 ューウインドビル 2 階	0957-22-0508

市県民税、軽自動車税など

	市役所窓口 【担当課·班名】		所在地	電話番号
税務課	国保市民税班	〒859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 714 雲仙市役所 階	0957-47-7795

視覚、聴覚に障がいがある方の相談

情報センターは、視覚や聴覚に障がいのある方が知りたい情報や、生活に役立つ情報をいつでも手に入れることができる施設です。

機関名	所在地		電話番号		
視覚・聴覚障害者情報センター	〒852-8114 長崎市橋口町	【10−22 取	見覚障害者への 情報提供 095-846-9021 聴覚障害者への 情報提供 095-847-2681		

就労に関する相談

仕事を探している方に、その方の能力に適当な職業を斡旋したり、人を求めている 事業所に、その必要とする労働力を充足するための職業紹介事業を行っています。 また、必要な職業指導や雇用保険の失業給付等の業務も行っています。

機関名	所在地	電話番号	
ハローワーク諫早	〒854-0022 諫早市幸町 4-8	0957-21-8609	
長崎県障害者職業センター	〒852-8104 長崎市茂里町 3-26	095-844-3431	
県南障害者就業・生活支援 センターぱれっと	〒855-0042 島原市片町 578-8	0957-73-9560	

こども、女性、障がい者に関する相談

支援センターは、こども、女性、障がいのある方やそのご家族の支援を総合的に行うための相談窓口です。こども、女性、障がい者に関する様々な問題に専門のスタッフが協力して相談におこたえします。

機関名	所在地	電話番号	
長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター		身体障害関係 095-846-8905	
		知的障害関係 095-844-6250	
		精神障害関係 095-846-5115	
		女性の相談 095-846-0560	
		こどもに関する相談 095-844-6166	
	, e	心の相談 095-847-7867	

障がいに関する相談

「障がいのことについて、どこに相談すればいいのか分からない」 「障がい者が利用できるサービスは何かあるのか知りたい」 「障がい者のためのサービスを提供している事業所がどこにあるんだろう」

こんな時、障がいのある方やご家族の方が気軽に相談できる場所として『障害者相談支援事業所』があります。

身体、知的や精神の障がいのことについて専任の相談員が対応します。まずは相談 してみませんか。

機関名	所在地、電話番号など	相談内容
「BRIDGE はあと」 (社会福祉法人南高愛隣会)	【所在地】 〒854-0302 雲仙市愛野町乙 493-6 【電話番号】 0957-36-3850 【FAX】 0957-36-3851 【利用時間】 月〜金曜日(祝祭日を除く) 午前8時30分〜午後5時	・障害者手帳の申請や制度利用について ・ホームヘルプ、短期入所や自立訓練などのサービスの申請方法や利用についての情報提供 ・生活や介護に関する相談・専門機関の紹介・虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整など
ぴあサポートうんぜん	【代表者】 草野 友一 【電話番号】 070-8382-2773 【E-mail】 piasapo.unzen@gmail.com	・発達障害者、不登校、引き こもりについて

転居・転出の際の市役所等での手続き一覧

	市内転居		市外への転出			
区分	雲仙市役所にて (本庁、福祉事務所、各総合支所)		雲仙市役所にて (本庁、福祉事務所、各総合支所)		転出先の 市区町村 役場にて	
	窓口	書類など	窓口	書類など	書類など	
身体障害者手帳	市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課	手帳	転出先で手続き		手帳、 県外は印鑑	
療育手帳	市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課	手帳	転出先で手続き		手帳、 県外は印鑑	
精神障害者 保健福祉手 帳	市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課	手帳	転出先で手続き		手帳、 県外は印鑑	
福祉医療	市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課	受給者証	市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課	転出日の前 日までの医 療費申請書	保険証、 振込用通帳、 雲仙市所得 証明書、 県外は印鑑	
介護保険 要介護認定	市役所総合窓口課 福祉課介護予防班 各総合支所地域振興課	介護保険証	市役所総合窓口課 福祉課介護予防班 各総合支所地域振興課	介護保険証	雲仙市受給資格証明書	
児童扶養手当	市役所総合窓口課 子ども支援課 子育て支援班 各総合支所地域振興課	受給証書	市役所総合窓口課 子ども支援課 子育て支援班 各総合支所地域振興課		受給証書、 県外は転居 先の住民票 及び印鑑	
特別児童扶養手当	市役所総合窓口課 子ども支援課 子育て支援班 各総合支所地域振興課	手当証書	市役所総合窓口課 子ども支援課 子育て支援班 各総合支所地域振興課		手当証書、 県外は転居 先の住民票 及び印鑑	
特別障害者 手当	市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課		市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課		振込用通帳、 県外は印鑑	
障害児福祉 手当	市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課		市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課		振込用通帳、 県外は印鑑	
経過的福祉 手当	市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課		市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課		振込用通帳、 県外は印鑑	
自立支援 医療(精神)	市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課	受給者証、 マイナンバーが わかるもの 保険証	市役所総合窓口課 福祉課障がい班 各総合支所地域振興課	受給者証、 マイナンバーが わかるもの 保険証	受給者証、 マイナンバーが わかるもの 保険証 年金証書他	

障害者福祉団体に加入されませんか

雲仙市身体障害者福祉協会

(※活動休止中)

雲仙市手をつなぐ育成会

雲仙市手をつなぐ育成会は、知的に障がいのある方とその保護者の会です。この会は、知的に障がいのある方を育成援護し、その教育の振興と福祉の向上を図ると共に、会員相互の親睦と教養を高めることを目的に活動しています。

各町にそれぞれ支部があり、知的に障がいのある子どもの保護者が共に手をつなぎ、 各種研修会やゆうあいスポーツ大会、レクリエーションなどを行っております。 加入についての詳しいことは、下記へお尋ねください。

> 雲仙市手をつなぐ育成会 会 長 落水 絹子 電 話 080-8566-8460

【令和5年】年齢早見表 ※『誕生日到達前』=『年齢』-1

年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢
令和5年	2023年	0歳	昭和63年	1988年	35歳	昭和28年	1953年	70歳
令和4年	2022年	歳	昭和62年	1987年	36歳	昭和27年	1952年	7 歳
令和3年	2021年	2歳	昭和61年	1986年	37歳	昭和26年	95 年	72歳
令和2年	2020年	3歳	昭和60年	1985年	38歳	昭和25年	1950年	73歳
平3Ⅰ、令和元年	2019年	4歳	昭和59年	1984年	39歳	昭和24年	1949年	74歳
平成30年	2018年	5歳	昭和58年	1983年	40歳	昭和23年	1948年	75歳
平成29年	2017年	6歳	昭和57年	1982年	4 歳	昭和22年	1947年	76歳
平成28年	2016年	7歳	昭和56年	98 年	42歳	昭和21年	1946年	77歳
平成27年	2015年	8歳	昭和55年	1980年	43歳	昭和20年	1945年	78歳
平成26年	2014年	9歳	昭和54年	1979年	44歳	昭和 9年	1944年	79歳
平成25年	2013年	10歳	昭和53年	1978年	45歳	昭和 8年	1943年	80歳
平成24年	2012年	歳	昭和52年	1977年	46歳	昭和 7年	1942年	8 歳
平成23年	2011年	I 2歳	昭和5 年	1976年	47歳	昭和 6年	94 年	82歳
平成22年	2010年	I 3歳	昭和50年	1975年	48歳	昭和 5年	1940年	83歳
平成2 年	2009年	4歳	昭和49年	1974年	49歳	昭和丨4年	1939年	84歳
平成20年	2008年	I 5歳	昭和48年	1973年	50歳	昭和 3年	1938年	85歳
平成 9年	2007年	I 6歳	昭和47年	1972年	5 歳	昭和 2年	1937年	86歳
平成 8年	2006年	I 7歳	昭和46年	97 年	52歳	昭和丨丨年	1936年	87歳
平成17年	2005年	Ⅰ8歳	昭和45年	1970年	53歳	昭和IO年	1935年	88歳
平成 6年	2004年	9歳	昭和44年	1969年	54歳	昭和9年	1934年	89歳
平成 5年	2003年	20歳	昭和43年	1968年	55歳	昭和8年	1933年	90歳
平成 4年	2002年	2 歳	昭和42年	1967年	56歳	昭和7年	1932年	9 歳
平成13年	2001年	22歳	昭和4 年	1966年	57歳	昭和6年	93 年	92歳
平成12年	2000年	23歳	昭和40年	1965年	58歳	昭和5年	1930年	93歳
平成11年	1999年	24歳	昭和39年	1964年	59歳	昭和4年	1929年	94歳
平成10年	1998年	25歳	昭和38年	1963年	60歳	昭和3年	1928年	95歳
平成9年	1997年	26歳	昭和37年	1962年	6 歳	昭和2年	1927年	96歳
平成8年	1996年	27歳	昭和36年	96 年	62歳	昭元、大正I5年	1926年	97歳
平成7年	1995年	28歳	昭和35年	1960年	63歳	大正 4年	1925年	98歳
平成6年	1994年	29歳	昭和34年	1959年	64歳	大正 3年	1924年	99歳
平成5年	1993年	30歳	昭和33年	1958年	65歳	大正 2年	1923年	100歳
平成4年	1992年	3 歳	昭和32年	1957年	66歳	大正11年	1922年	Ⅰ0Ⅰ歳
平成3年	99 年	3 2歳	昭和3 年	1956年	67歳	大正10年	92 年	102歳
平成2年	1990年	33歳	昭和30年	1955年	68歳	大正9年	1920年	103歳
平元、昭64年	1989年	34歳	昭和29年	1954年	69歳	大正8年	9 9年	104歳

Ver.2.2 (R6.1.29 更新)

《作成・発行者》

雲仙市健康福祉部福祉課

TEL: 0957-47-7871